

かすみがうら市
障害者計画・
障害福祉計画
(第4期)

<案>

平成27年1月

かすみがうら市

目 次

第1章 計画の考え方	1
1 計画策定の背景	2
2 計画の根拠と位置づけ	3
3 計画の期間	5
4 計画の策定	6
5 計画の推進	7
第2章 障害者を取りまく現状	9
1 障害者の現状	10
2 教育・育成	16
3 雇用・就労	18
4 福祉サービス等利用現状	19
5 アンケート結果にみる現状	23
6 重点施策等について	27
第3章 計画の理念・基本目標	30
1 計画の理念	31
2 計画の基本目標	32
3 施策の体系	33
第4章 施策の展開	37
基本目標1 保健・医療の充実	38
基本目標2 教育・育成の充実	42
基本目標3 自立生活の支援	46
基本目標4 雇用・就労の促進	56
基本目標5 社会参加の促進	59
基本目標6 住みよいまちづくり	62
第5章 障害福祉計画	67
1 「基本指針」の考え方	68
2 成果目標の設定	69

3	サービス量の見込・確保方策	74
(1)	障害福祉サービス	74
(2)	相談支援	80
(3)	地域生活支援事業	82
(4)	障害児支援	87
資 料		88
1	アンケート結果の概要	89
2	施設入所の状況	113
3	疾病別難病患者の状況	115
4	計画策定委員会	116

第 1 章

計画の考え方

1 計画策定の背景

国では、障害の有無にかかわらず相互に人格と個性を尊重し合う共生社会を実現するため、「障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的」とする障害者基本法に基づき、障害者基本計画（第3次計画期間：平成25年度～29年度）を定めて障害者施策を展開しています。

平成24（2012）年には、障害者総合支援法が制定され、さらに、平成25（2013）年には改正障害者基本法第4条の「差別の禁止」の基本原則を具体化し、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、障害者差別解消法が制定されています。

平成26年1月には、障害のある人の基本的人権の促進及び保護、固有の尊厳の尊重を目的とした「国連障害者権利条約」が締結され、障害者施策の一層の進展が求められています。

また、平成23年には障害者虐待防止法、平成24年には障害者優先調達推進法が制定され、平成25年には成年被後見人の選挙権についての公職選挙法等の一部改正が行われており、障害のある人の基本的人権の擁護及び社会参加支援対策が講じられています。

（注1）障害者総合支援法：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者自立支援法の改正）

（注2）障害者差別解消法：障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

（注3）障害者虐待防止法：障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

（注4）障害者優先調達推進法：国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律

（注5）公職選挙法等の一部改正：成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律

市町村においては、障害者計画や障害福祉計画の策定が義務づけられており、国の制度改革に対応した施策の展開、計画的に障害者施策を実施していくことが必要となっています。

2 計画の根拠と位置づけ

① 計画の根拠・性格

障害者計画は、障害者基本法第11条第3項を根拠とした法定計画で、障害者に関わる保健・医療、生活支援、教育、雇用・就労、社会参加、まちづくりなど総合的な内容となっています。

障害福祉計画は、障害者総合支援法第88条による法定計画で、厚生労働大臣の定める基本指針に即して作成する計画です。

計画の内容は、障害者計画のうち、主に、各種の生活支援サービスや雇用・就労等のサービスの実施計画的な性格を持っています。

＜両計画の一体的策定＞

当市においては、障害者計画と障害福祉計画の性格を踏まえて、障害福祉計画の第1期より一体的に策定・改定しており、平成26年度、第3期障害福祉計画の計画期間終了に伴い、第4期計画を策定することとしたものです。

【障害者基本法】

第11条 3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

＊国の障害者基本計画（第3次）：平成25（2013）年度から29（2017）年度まで5年間
新しいばらき障害者プラン（茨城県障害者計画・茨城県障害福祉計画）：平成24年度から29年度までの6年間

【障害者総合支援法】

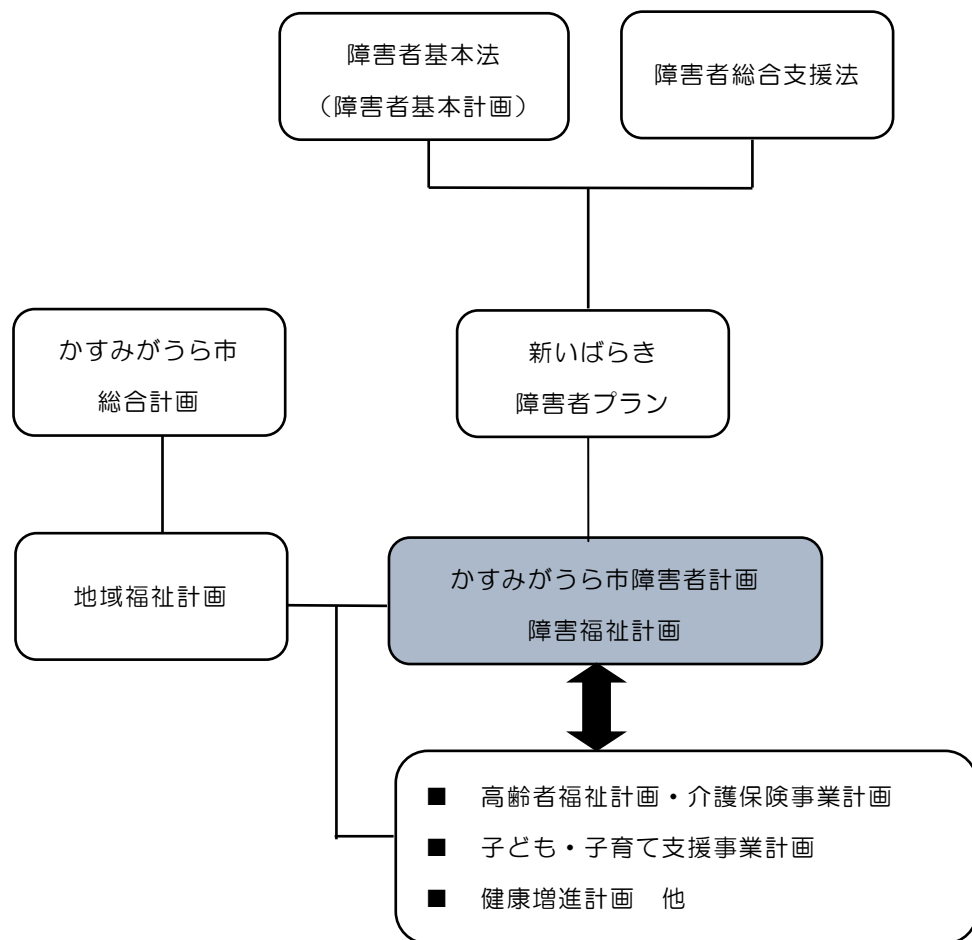
（平成25年4月1日から、「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」とするとともに、障害者の定義に難病等を追加）

第88条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

なお、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法：平成25年6月成立、平成28年4月施行）により、市町村には「取組要領」等の策定が求められます。

② 計画の位置づけ

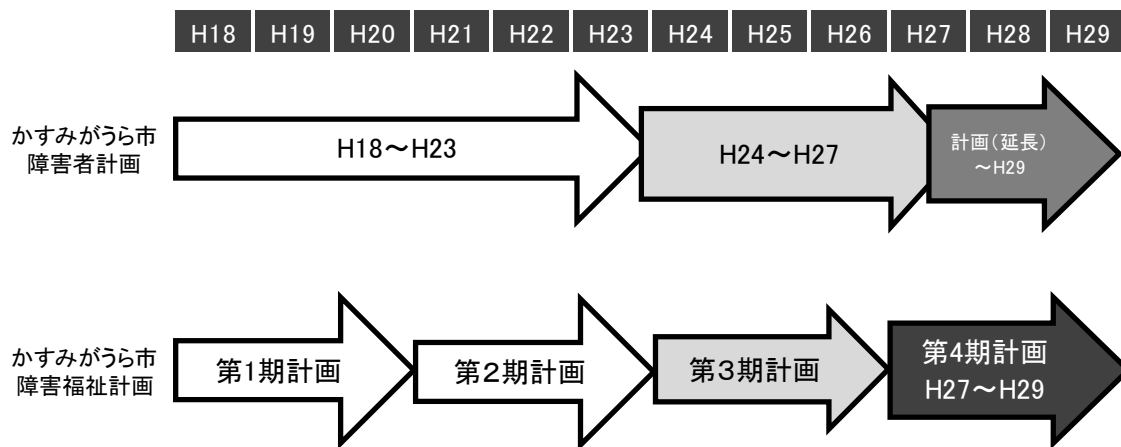
本計画は、かすみがうら市総合計画を勘案し、地域福祉計画、高齢者福祉計画・介護保険事業計画、子ども・子育て支援事業計画、健康増進計画など関連計画と調和を図って策定しています。



3 計画の期間

障害福祉計画は3年を1期として定めることとされており、第4期計画期間としては、平成27年度から平成29年度までとなります。

障害者計画は後期計画期間として平成27年度までとされていますが、障害福祉計画と一体的に策定することから、内容面での見直しを行うとともに、平成29年度まで期間を延長することとし、障害福祉計画の計画期間と整合させることにします。



4 計画の策定

① 計画の策定体制

本計画は、学識経験者・専門家及び障害者団体・関連機関代表等によって構成された「かすみがうら市障害者計画及び障害福祉計画策定委員会」を設置して、審議を行いました。

なお、かすみがうら市地域自立支援協議会の委員全員が本委員会の委員を兼務しており、策定委員会の開催により協議会の意見を聴いています。

② アンケート調査

障害者手帳所持者、一般特定疾患医療受給者証所持者及び障害福祉サービス利用者を対象として、当事者・市民等の意見を計画に反映させていただくため、アンケート調査を実施しました。調査結果は、計画策定の基礎資料として活用を図りました。

■調査実施時期 平成26年10月16日～10月31日

■調査の方法 郵送配布・回収方式

■回収率

区分	配布数	回収数	回収率	有効回収	有効回収率
対象	1,821件	848件	46.6%	844件	46.3%

③ パブリックコメント

広く市民から障害者福祉に関する意見やニーズを把握し、計画に反映させていただくため、パブリックコメントを実施しました。

■実施時期 平成27年2月

■実施方法 市のホームページ等で計画素案を公表し、郵送・メール・FAX等で意見を募集しました。

5 計画の推進

(1) 計画の推進

①事業の実施

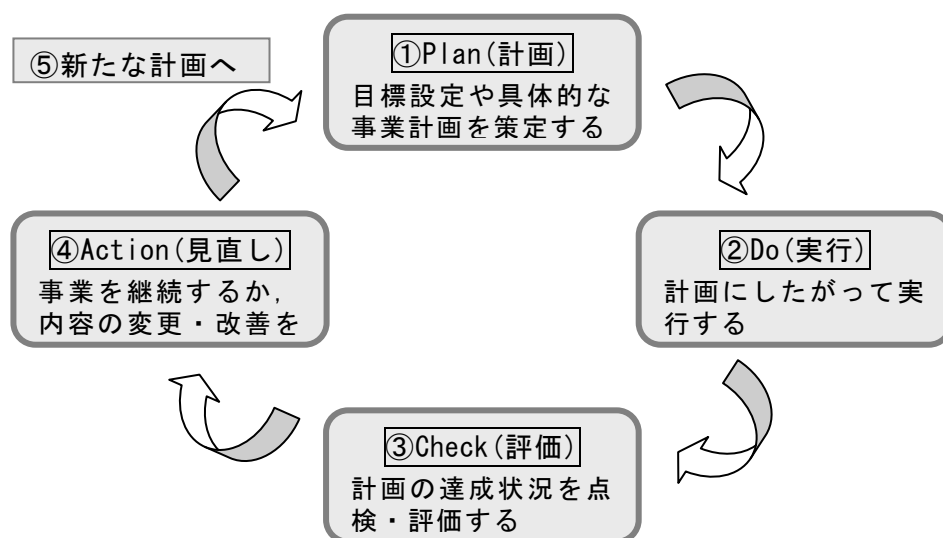
計画に位置づけられている施策は、事業担当部署が推進するとともに、関連機関・諸団体等の協力・連携により推進します。

②PDCAサイクルの実施

本計画の推進にあたって、PDCAサイクルの実施を基本方針とし(注)、年1回程度定期的に事業進捗状況を点検・評価し、必要な場合、目標等の見直しを行い、事業の進捗を図ります。

(注)PDCAサイクル:P=プラン(この計画の具体的な事業方針等)、D=ドゥ(実行)、C=チェック(点検・評価)、A=アクション(見直し)。このサイクルは、個々の事業ごとにP→D→C→Aと回り、再度、見直し後のPにもどり、事業方針の改善点を把握し、新たなサイクルを回していくことにより、事業の継続的な改善を図る(充実させる)ことを年度ごとに繰り返していきます。

<PDCAサイクルの概念図>



（２）計画の進捗状況の管理方針

この計画は、事業の着実な実施を図るために、かすみがうら市地域自立支援協議会のもとで、次の方針により事業の進捗管理を行います。

①個別事業の評価方針

1) 評価の基準

個別事業の進捗状況について、次の４段階の「評価基準」により、A～Dの評価を行います。（事業担当課による）

- A【計画に先行】：計画より先行して進んでいる。
- B【計画通り】：おおむね計画通りに進んでいる。
- C【遅れている】：計画より遅れている。
- D【未着手】：事業に着手していない。

2) 今後の方向

評価の結果から、i 拡充、ii 継続、iii 縮小、iv 休・廃止の処理方向を決定し、事業の継続的改善を追求します。

②成果目標の評価

計画見直し年度等節目の時点で、数値データや市民アンケート結果等により、施策の成果（成果目標等）を検討し、評価します。

（３）事業の点検・評価結果の公表

事業の進捗状況についての点検・評価結果は、市のホームページ等により、市民に公表します。

第2章

障害者を取りまく現状

1 障害者の現状

(1) 障害者数の全体状況

① 全国の障害者数

全国の障害のある人の数（平成26年版障害者白書）は、身体障害者が394万人で総人口比3.1%、知的障害者が74万人で総人口比0.6%、精神障害者が320万人で総人口比2.5%です。平成23年度と比較すると身体障害者は27万人、知的障害者は19万人増加していますが、精神障害者は3万人減少しています。

重複もありますが、各障害者数の単純合計では788万人で、国民の6.2%が何らかの障害を有していることになります。

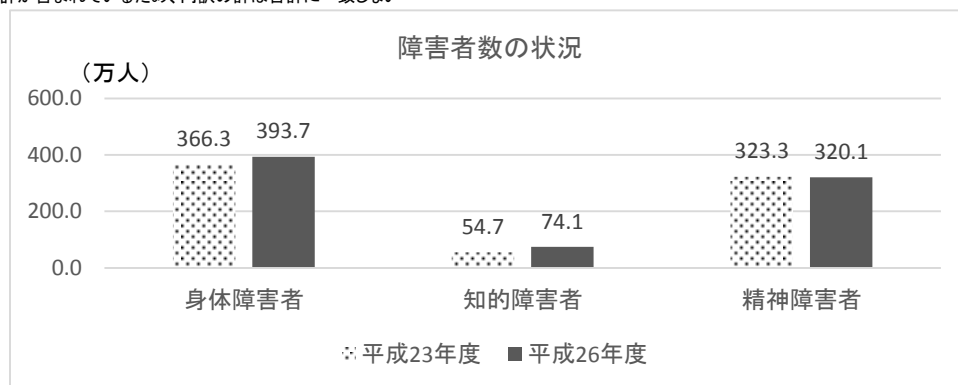
■全国の障害者数

単位: 万人

区分	平成23年度	平成26年度			割合(%)		(H26-H23)	総人口比
		総数	在宅	施設入所	在宅	施設入所		
合計	744.3	787.9	736.4	51.5	93.5	6.5	43.6	6.2%
18歳未満	40.1	41.6	40.1	1.5	96.4	3.6	1.5	-
18歳以上	702.8	742.3	692.4	49.9	93.3	6.7	39.5	-
身体障害者	366.3	393.7	386.4	7.3	98.1	1.9	27.4	3.1%
18歳未満	9.8	7.8	7.3	0.5	93.6	6.4	△ 2.0	-
18歳以上	356.4	383.4	376.6	6.8	98.2	1.8	27.0	-
知的障害者	54.7	74.1	62.2	11.9	83.9	16.1	19.4	0.6%
18歳未満	12.5	15.9	15.2	0.7	95.6	4.4	3.4	-
18歳以上	41.0	57.8	46.6	11.2	80.6	19.4	16.8	-
精神障害者	323.3	320.1	287.8	32.3	89.9	10.1	△ 3.2	2.5%
20歳未満	17.8	17.9	17.6	0.3	98.3	1.7	0.1	-
20歳以上	305.4	301.1	269.2	31.9	89.4	10.6	△ 4.3	-

注1: 各年度障害者白書、人口は平成26年10月概算値(総務省統計局)による

注2: 不詳が含まれているため、内訳の計は合計に一致しない



② 茨城県の障害者数

茨城県では、身体障害者（手帳所持者）数は約9万人で総人口比3.1%、知的障害者（療育手帳所持者）数は約2万人で総人口比0.7%、精神障害者（精神障害者保健福祉手帳所持者）は約1万3,000人で総人口比0.5%です。（精神医療受診者は約36,000人です）。

各障害者数の単純合計では、県民の5.5%が何らかの障害を有していることになります。

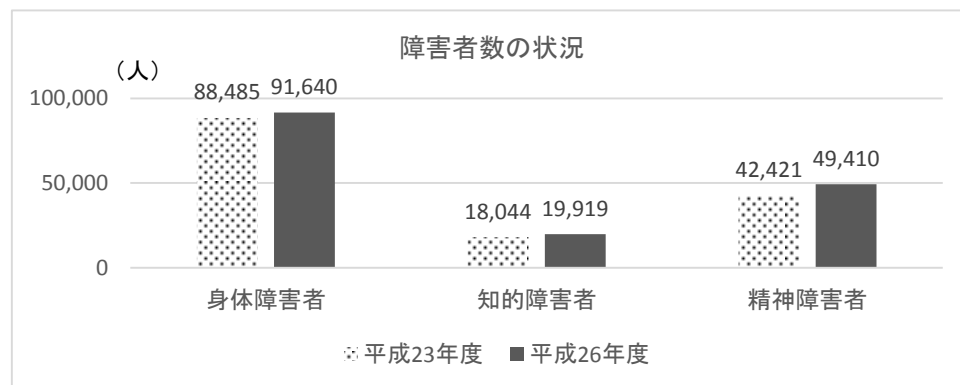
■茨城県の障害者数

単位：人

区分	平成23年度	平成26年度	18歳未満	18歳以上	(H26-H23)	総人口比
合計	148,950	160,969	6,794	104,765	12,019	5.5%
身体障害者	88,485	91,640	1,956	89,684	3,155	3.1%
知的障害者	18,044	19,919	4,838	15,081	1,875	0.7%
精神障害者	手帳所持者	10,409	13,458	—	3,049	0.5%
	精神医療受診者	32,012	35,952	—	3,940	1.2%

注1：茨城県障害福祉課、人口は平成26年4月1日現在常住人口

注2：精神医療受診者は入院患者と通院患者の合計



③ かすみがうら市の障害者数

かすみがうら市では、身体障害者（手帳所持者）数は、18歳未満が33人、18歳以上が1,826人で合計1,859人です。総人口比は4.4%で全国・県よりも多くなっています。

知的障害者（療育手帳所持者）数は、18歳未満が71人、18歳以上が244人で合計315人、総人口比は0.7%です。

精神障害者数は、精神障害者保健福祉手帳所持者が172人で総人口比0.4%です。このほか手帳所持者と一部重複しますが、精神医療受給者数が419人です。

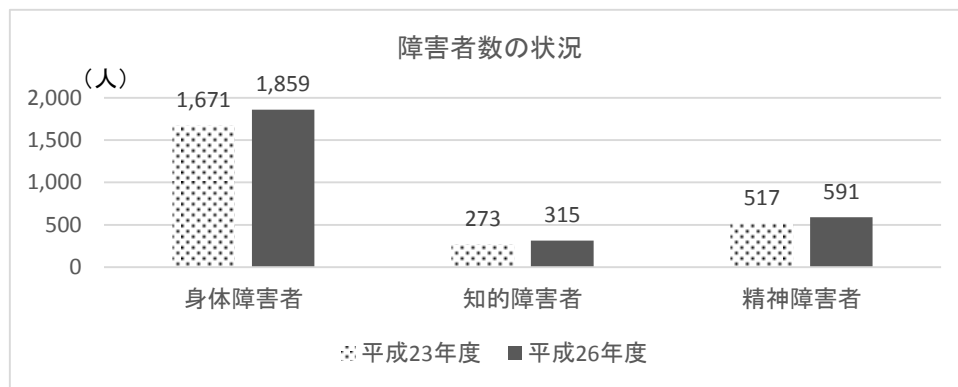
各障害者数の単純合計では、市民の6.5%が何らかの障害を有していることになります。

■かすみがうら市の障害者数

単位: 人

区分	平成 23年度	平成 26年度	18歳未満	18歳以上	(H26-H23)	総人口比
合計	2,461	2,765	104	2,070	304	6.5%
身体障害者	1,671	1,859	33	1,826	188	4.4%
知的障害者	273	315	71	244	42	0.7%
精神障害者	手帳所持者	124	172	—	48	0.4%
	精神通院医療	393	419	—	26	1.0%

注: 社会福祉課、人口は平成26年4月1日現在常住人口



【障害児】

当市の18歳未満の手帳所持の障害児数（身体障害者手帳と療育手帳所持者の合計のため、重複あり）は104人となっています。

■かすみがうら市の障害児数

単位: 人

区分	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
身体障害児	29	31	31	33	33
知的障害児	54	67	65	65	71
計	83	98	96	98	104

注: 各年度4月1日現在

【難病患者】

当市の難病患者福祉手当受給者数は186人となっており、近年増加傾向にあります。

■かすみがうら市の難病患者数

単位: 人

区分	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
難病患者福祉手当受給者数	140	144	156	171	186

注: 各年度4月1日現在

(2) 身体障害者の状況

当市の身体障害者数は、平成26年度1,859人です。平成22年度から14.5%増加しています。

等級別の割合では、1級が37.3%、2級が18.8%で重度者の合計割合は56.1%を占めています。また、1級の増加率は14.5%、2級は25.2%です。年齢別では、18歳未満の割合は1.8%です。

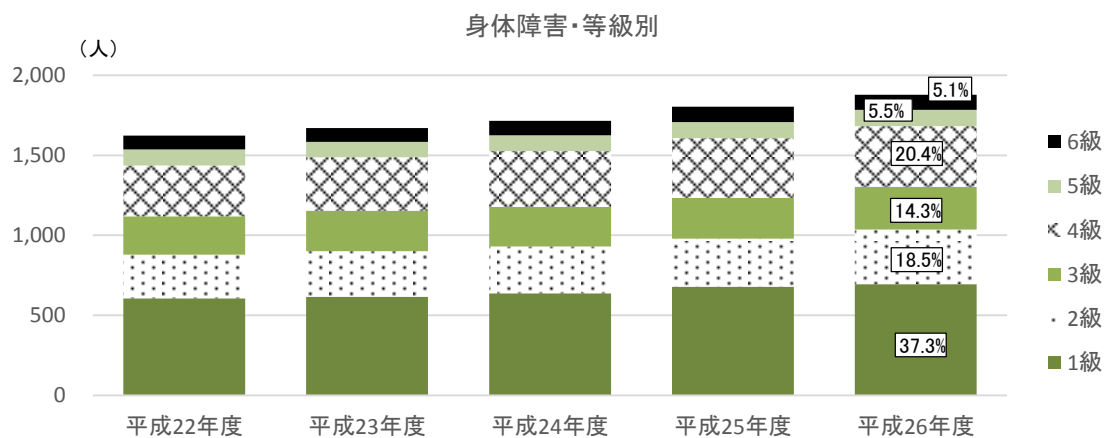
障害の種類別では、肢体不自由の割合が52.1%で最も多く、次に内部障害が32.5%です。

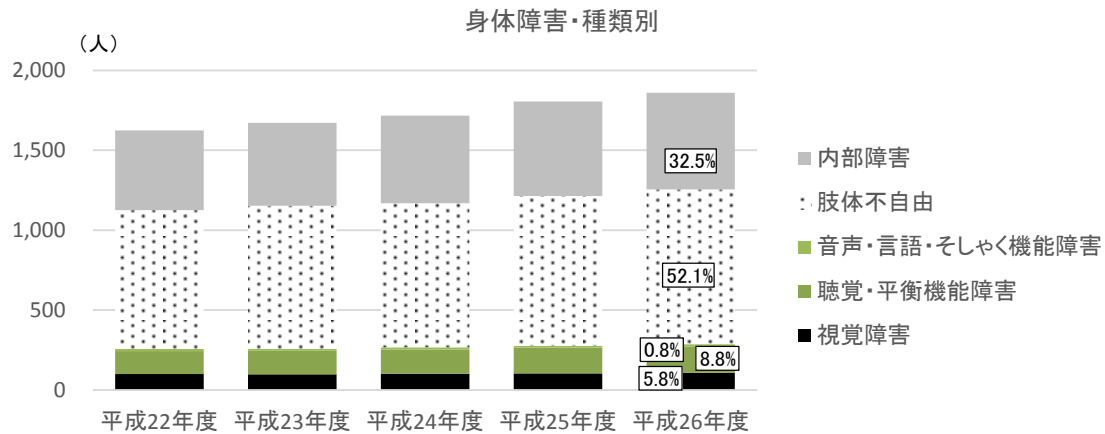
■身体障害者数の推移

単位: 人、%

区分		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度		対22年度増減数	対22年度増減率
						実数	構成比(%)		
総数		1,624	1,671	1,716	1,805	1,859	100.0	235	14.5
年齢別	18歳以上	1,595	1,640	1,685	1,772	1,826	98.2	231	14.5
	18歳未満	29	31	31	33	33	1.8	4	13.8
等級別内訳	1級	606	616	637	678	694	37.3	88	14.5
	2級	274	285	294	302	343	18.8	69	25.2
	3級	239	254	247	255	266	14.3	27	11.3
	4級	318	332	349	372	379	20.4	61	19.2
	5級	101	97	98	100	102	5.5	1	1.0
	6級	86	87	91	98	95	5.1	9	10.5
障害別内訳	視覚障害	101	98	102	104	108	5.8	7	6.9
	聴覚・平衡機能障害	142	147	152	160	163	8.8	21	14.8
	音声・言語・そしゃく機能障害	14	13	13	13	15	0.8	1	7.1
	肢体不自由	869	894	901	937	968	52.1	99	11.4
	内部障害	498	519	548	591	605	32.5	107	21.5

注: 各年度4月1日現在





(3) 知的障害者の状況

当市の知的障害者数は、平成26年度315人です。平成22年度から26.0%増加しており、全体として増加傾向にあります。

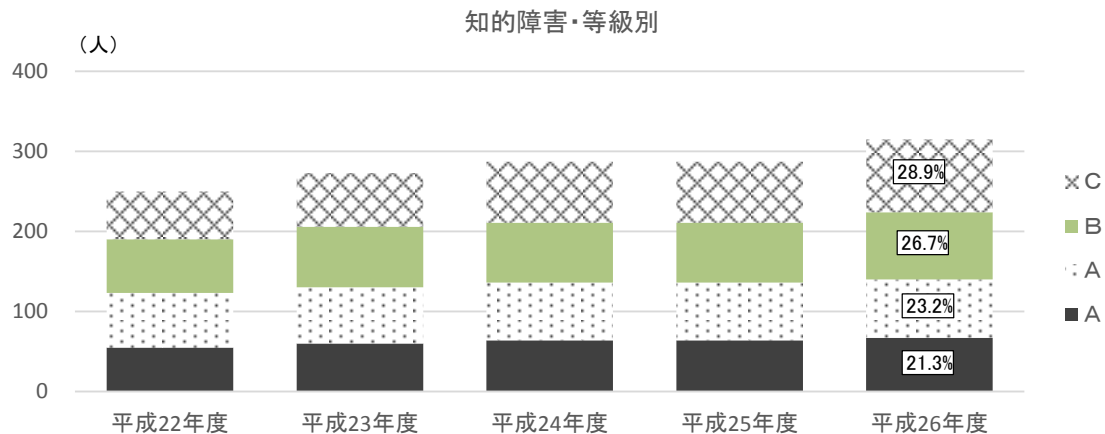
等級別の割合をみると、㉠は21.3%、Aは23.2%で重度者の合計は44.5%です。年齢別では、18歳未満の割合は22.5%となっています。

■知的障害者数の推移

単位: 人、%

区分	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成26年度		対22年度 増減数	対22年度 増減率
					実数	構成比(%)		
総数	250	273	287	287	315	100.0	65	26.0
年齢別	18歳以上	196	206	222	244	77.5	48	24.5
	18歳未満	54	67	65	71	22.5	17	31.5
等級別 内	㉠	55	60	64	67	21.3	12	21.8
	A	68	70	72	73	23.2	5	7.4
	B	67	76	75	84	26.7	17	25.4
	C	60	67	76	91	28.9	31	51.7

注: 各年度4月1日現在



(4) 精神障害者の状況

当市の精神障害者数は、平成26年度172人です。平成22年度から48.3%増加しています。

等級別の割合では2級が最も多く、59.9%です。平成22年度から3級は減少していますが、1級は41.4%、2級は77.6%の増加率で、比較的多くなっています。

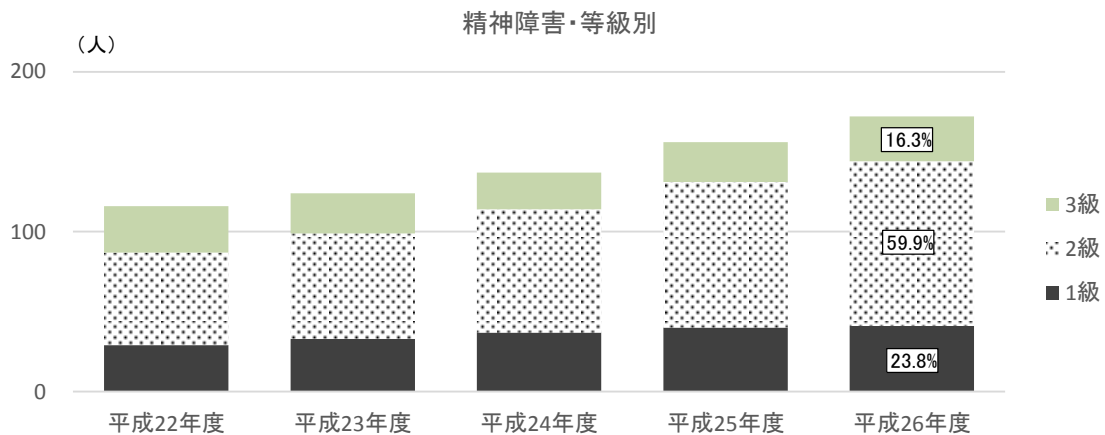
このほか、自立支援医療（精神通院）受給者数は、平成26年度で419人となっており、増加傾向にあります。

■精神障害者数の推移

単位：人、%

区分	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成26年度		対22年度 増減数	対22年度 増減率
					実数	構成比(%)		
総数	116	124	137	156	172	100.0	56	48.3
内 等 級 別	1級	29	33	37	41	23.8	12	41.4
	2級	58	66	77	103	59.9	45	77.6
	3級	29	25	23	28	16.3	△1	△3.4
自立支援医療(精神通院)	339	393	408	418	419	-	80	23.6

注：各年度4月1日現在



2 教育・育成

①教育・育成の状況

障害のある児童の日常的な生活支援を行うため、児童発達支援等のサービスを実施するなど生活支援を図っています。

このほか、早期発見・早期療育の方針のもとで、乳幼児健診や発達相談等を含めた療育体制の整備を図り、発達障害児・者等に対する早期対策を推進しています。

■育成支援事業

単位:人

区分	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
児童発達支援	実人数	28	25	20
放課後等デイサービス		2	21	28
にこにこ教室	延人数	321	285	339

注:各年度4月1日現在

②かすみがら市の障害のある児童の教育

市内の特別支援学級に在籍する児童・生徒数は、小学校で88人、全校児童数に対する割合は3.9%です。中学校は23人、割合は1.9%です。

■市内の特別支援学級在籍児童・生徒数

単位:学級数、人、%

区分		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成26年度 全校児童数	割合
		学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数		
小学校	言語	3	9	3	11	3	11	2,265	3.9
	情緒障害	11	42	11	44	11	52		
	知的障害	6	27	6	26	6	25		
	計	20	78	20	81	20	88		
中学校	言語	2	3	2	2	1	1	1,205	1.9
	情緒障害	2	7	2	9	3	9		
	知的障害	4	13	3	13	3	13		
	計	8	23	7	24	7	23		

注:各年度5月1日現在

【特別支援学校】

近隣の特別支援学校では、土浦特別支援学校などに計 29 人在籍しています。

■近隣の特別支援学校在籍の児童・生徒数

単位：人

学 校 名	幼稚部	小学部	中学部	高等部	計
土浦特別支援学校		10	5	4	19
つくば特別支援学校		3	4	2	9
霞ヶ浦聾学校	0	1	0		1
計	0	14	9	6	29

注：平成26年3月末現在

3 雇用・就労

①雇用・就労支援の現状

就労支援対策は、ハローワーク（土浦所轄内）や茨城県の雇用施策と連携を図り、広域的に対策に努めてきました。

また、地域において障害のある方で就労意欲のある人の就労を支援・促進するため、就労移行支援事業や就労継続支援事業（A型・B型）等の訓練等給付の事業推進を図っています。

②雇用状況

平成26年度、ハローワーク土浦所轄内（かすみがうら市、土浦市、石岡市）の法定雇用率対象企業数は214社で、このうち雇用率達成企業数は93社、43.5%、所轄内の雇用率は1.70%です。

なお、障害者雇用促進法では、法定雇用率対象企業は常用労働者50人以上の企業で、法定雇用率は民間企業が2.0%、市や県が2.3%、教育委員会が2.2%とされています。平成26年6月1日現在、かすみがうら市の雇用率は2.6%となっています。

■ハローワーク（土浦所轄内）の雇用状況

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
企業数	188社	201社	214社
法定雇用率対象労働者数	55,421人	54,761人	57,568人
障害者数	830人	843人	980人
雇用率	1.50 %	1.54 %	1.70 %
雇用率達成企業数	78社	86社	93社
達成企業の割合	41.5 %	42.8 %	43.5 %

注：各年度6月1日現在。ハローワーク土浦「障害者雇用状況調査」

■職業紹介状況

単位：件数、人

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
新規求職申込件数	534	650	686
就職者数	197	276	294
有効求職者数	547	815	796

注：各年度4月1日現在

4 福祉サービス等利用現状

(1) 障害福祉サービス

障害福祉サービスについて、利用状況の推移をみます。

①訪問系サービス

区 分		単位	実績値						H26/H21		第3期 見込
			H21	H22	H23	H24	H25	H26	増減	増減率	
訪問系	居宅介護	実利用 者数 (人)	16	17	17	17	15	14	△ 2	△ 12.5 %	22
	重度訪問介護		0	0	0	0	0	0	0	-	0
	同行援護		0	0	0	1	1	1	1	-	1
	行動援護		0	0	0	1	1	3	3	-	1
	重度障害者等包括支援		-	-	-	-	-	-	-	-	0

注：平成26年度は10月実績(以下同じ)

居宅介護は第3期（H24～H26）においては、やや減少気味となっています。また、他の訪問系サービスはおおむね横ばい状況となっています。

②日中活動系サービス

区 分		単位	実績値						H26/H21		第3期 見込
			H21	H22	H23	H24	H25	H26	増減	増減率	
日中 活動系	生活介護	実利用 者数 (人)	56	76	75	83	84	93	37	66.1 %	86
	自立訓練(機能訓練)		1	0	1	0	1	1	0	-	2
	自立訓練(生活訓練)		17	20	14	10	10	8	△ 9	△ 52.9 %	18
	就労移行支援		13	19	17	23	24	22	9	69.2 %	19
	就労継続支援A型		1	1	1	1	2	7	6	-	2
	就労継続支援B型		10	11	20	27	38	38	28	280.0 %	26
	療養介護		0	0	0	1	1	2	2	-	5
	短期入所(福祉型)		11	10	11	12	12	17	6	54.5 %	14

【生活介護】

平成26年度の利用者数は93人で、第3期見込を超え増加傾向にあります。

【機能訓練】

平成26年度の利用者数は1人で、第3期見込に近い状況です。

【生活訓練】

平成26年度の利用者数は8人で、第3期見込を下回っており、減少傾向となっています。

【就労移行支援】

第3期の利用者数は横ばい状況ですが、第2期（H21～H23）の利用者数より増加しており、平成26年度では22人で、第3期見込を上回っています。

【就労継続支援A型】

平成26年度の利用者数は7人で、第3期見込を上回っています。

【就労継続支援B型】

利用者数は増加傾向にあり、平成26年度の利用者数は38人で、第3期見込を上回っています。

【療養介護】

第3期の利用者数は横ばい状況で、平成26年度は2人となっています。

【短期入所】

利用者数はやや増加傾向にあり、平成26年度の利用者数は17人で、第3期見込を上回っています（福祉型）。

③居住系サービス

区 分		単位	実績値						H26/H21		第3期見込
			H21	H22	H23	H24	H25	H26	増減	増減率	
居住系	共同生活援助 (グループホーム)	人	4	6	5	6	7	23	8	200.0 %	8
	共同生活介護	人	11	11	13	17	17			0.0 %	15
	施設入所支援	人	42	58	57	58	59	63	21	50.0 %	63

【共同生活援助（グループホーム）・共同生活介護】

平成26年度の利用者数は23人となっており、第2期から第3期にかけて利用者数は増加しています。

（注）平成26年度から、共同生活介護は共同生活援助に一元化されています。

【施設入所支援】

平成26年度の利用者数は63人で第3期においては横ばいで推移しています。

（2）相談支援

区 分		単位	実績値						H26/H21		第3期見込
			H21	H22	H23	H24	H25	H26	増減	増減率	
相談支援	計画相談支援	実利用者数 (人)	-	-	-	6	27	41	-	-	223
	地域移行支援		-	-	-	-	-	-	-	-	2
	地域定着支援		-	-	-	-	-	-	-	-	1
	相談支援事業所	箇所数	-	-	-	2	2	2	-	-	3

平成26年度の相談支援事業所の実施箇所数は2箇所、計画相談支援は41人となっています。

(3) 障害児支援

区 分		単位	実績値						H26/H21		第3期 見込
			H21	H22	H23	H24	H25	H26	増減	増減率	
障害児 支援	児童発達支援	実利用 者数 (人)	-	-	-	28	25	20	-	-	-
	放課後等デイサービス		-	-	-	2	21	28	-	-	-
	保育所等訪問支援		-	-	-	-	-	-	-	-	-
	障害児相談支援		-	-	-	3	13	8	-	-	-

平成26年度、児童発達支援の利用者数は20人、放課後等デイサービスの利用者数は28人となっています。また、障害児相談支援は8人の利用者数となっています。

なお、平成23年度以前、障害児の通所支援事業は、障害福祉サービスの「児童デイサービス」（平成23年度の利用者は23人）でした。

(4) 地域生活支援事業等

区分		単位	実績値					見込	H26/H21		第3期 見込
			H21	H22	H23	H24	H25	H26	増減	増減率	
コミュニケーション 支援事業	手話通訳者派遣	件/年	7	12	10	25	16	28	21	300.0 %	12
	要約筆記者派遣	件/年	0	1	0	0	0	0	-	-	1
日常生活用具給付事業		件/年	831	842	853	918	1,009	1,057	226	27.2 %	920
移動支援事業		実人数	5	3	4	4	4	4	△1	△20.0 %	7
地域活動支援センター事業		箇所	3	3	3	3	3	3	0	0.0 %	3
更生訓練費給付事業		実人数	4	1	0	0	0	0	△4	△100.0 %	1
施設入所者就職支度金支給事業		実人数	0	0	0	0	0	0	-	-	1
日中一時支援事業		実人数	29	34	44	45	42	50	21	72.4 %	47
在宅障害者一時介護事業		延人数	88	103	96	264	447	632	544	617.6 %	102
自動車運転免許取得・ 改造補助事業	免許	件/年	1	0	1	1	1	0	△1	△100.0 %	1
	改造	件/年	1	2	0	2	0	1	0	0.0 %	1
訪問入浴サービス事業		実人数	1	0	0	1	2	3	2	200.0 %	1
補装具の交付修理		件/年	108	95	110	103	109	135	27	25.0 %	106

注：平成26年度は年度末見込み

①地域生活支援事業

【コミュニケーション支援事業】（平成25年度から意思疎通支援事業に改正）

平成26年度、手話通訳派遣は28件の見込みで、第3期見込を大きく上回っています。要約筆記者派遣は0件の見込みとなっています。

【日常生活用具給付事業】

平成26年度、1,057件の利用見込みで、第3期では1,000件前後となっています。

【移動支援事業】

平成26年度には4人の見込みで、横ばい状況となっており、第3期見込人数を下回っています。

【地域活動支援センター事業】

第2期に引き続き、第3期においても3箇所の実施状況です。

【更生訓練費給付事業】

平成26年度の利用者数は0人の見込みとなっています。

【施設入所者就職支度金支給事業】

平成26年度の利用者数は0人の見込みとなっています。

【日中一時支援事業】

利用者数はおおむね増加傾向にあり、平成26年度は50人の利用者数の見込みです。

【在宅障害者一時介護事業】

利用者数（延べ）は増加傾向にあり、平成26年度では632人の見込みとなっており、第3期見込を大きく上回っています。

【自動車運転免許取得・改造補助事業】

平成26年度は、「改造補助」が1人の利用者数の見込みとなっています。

【訪問入浴サービス事業】

平成26年度の利用者数は3人の見込みで、増加傾向となっています。

②補装具の交付修理

平成26年度135件で、増加傾向となっており、第3期見込を上回っています。

5 アンケート結果にみる現状

かすみがうら市障害者福祉アンケート結果から主な課題を整理します。

① 障害別にきめ細かく対応することの必要性

○年齢別にみると全体では 65 歳以上の高齢の障害のある人が 49.4%を占めています。また、身体障害者では1級・2級の重度者が 54.8%、知的障害者では㊤・Aの重度者が 53.2%、精神障害者では1級が 33.7%と重度者が比較的多い状況となっています。日常生活での介護や支援が必要な人は 50.9%に上っています。(p 89)

○このほか、発達障害の診断を受けている人は 10.1%、高次脳機能障害は 3.6%のほか、難病の認定者は 16.9%、介護保険の要介護認定者(40 歳以上)は 28.2%の状況となっています。(p 90)

課題→障害のある人への各種のサービス支援等については、年齢や障害の種類や内容に即して、きめ細かく対応することが必要です。

◆対応する主な施策：「基本目標 3 自立生活の支援」の全事業
特に 3-2 障害福祉サービス等の基盤整備、3-3-1 相談支援事業

② 障害の原因と予防対策

○障害の原因について、知的障害者では先天性や原因不明が多いですが、身体障害者では各種の疾病や脳血管疾患等を比較的多数の人が挙げています。精神障害者では「過度のストレス」を原因として 18.9%の人が挙げています。また、全体として交通事故や労働災害なども障害の原因として挙げられています。(p 92)

課題→障害の原因については多様な状況ですが、疾病や事故等による原因の多くは、予防対策や正しい知識の普及により減少させることが重要です。

◆対応する主な施策： 1-1-7 障害の発生予防、1-2-1「こころの相談」事業の充実

③ 暮らしの場の充実

○普段の日中の主な過ごし方として、18 歳未満では通学・通園施設での生活、18 歳以上で若い世代では、会社などでの仕事や訓練施設等での生活などが比較的多く、年齢や障害の種類により多様な生活形態となっています。「家にいるが特に何もしていない」人が 65 歳以上では 32.1%となっています。(p 93)

課題→障害のある人自身の主体的な選択を基本として、生活している身近な地域で、気軽に外出し、時には作業を行い、時には憩うことのできる場の創出・充実が必要です。

◆対応する主な施策： 2-1-8 障害児通所支援の充実、3-3-5 地域活動支援センター事業

④ 将来の生活・自立の支援

○将来の生活として「いまのままでよい」という人が過半数（51.8%）となっていますが、サービスの利用や仕事をして「自立生活」を望む人は合計で 20.9%となっています。自立志向は若い人ほど高く、18 歳未満では 49.2%となっています。（p 93）

○地域で生活する場合の支援として、医療サービスや一時的に入所できるサービスなどとともに、若い人では障害に理解のある職場や働く場の増加が求められています。（p 94）

課題→障害のある児童や青年層の自立志向を支援するサービス、就労対策の充実、地域で安心して生活できるように医療や福祉支援サービスの充実が課題となっています。

◆対応する主な施策： 「基本目標 3 自立生活の支援」の全事業
「基本目標 4 雇用就労の促進」の全事業

⑤ 教育・育成環境の充実

○就学期にある障害のある児童は、特別支援学校や普通学校の特別支援学級に通学しており、学校や地域に対して多様なニーズを持っています。「子どもの就職や将来の生活のこと」を 75.4%の保護者が心配しています。また、「施設や学校への送迎の負担」や「子どもを介助できない時」、「障害や福祉サービスについての情報が少ない」ことなどを 30%以上の人が不安なこととして挙げており、施策対応も不十分とする人が比較的多くなっています。（p 95）

課題→障害のある子や保護者の不安を軽減できるように図る施策や就学・育成環境の充実に図ることが必要です。

◆対応する主な施策： 「基本目標 2 教育・育成の充実」の全事業

⑥ 就労支援対策の充実

○65 歳未満の障害のある人では、40%前後の人がいま働いています。一方、40～64 歳では、「以前に働いたことがあるが、いまは働いていない」人が 45.9%となっています。（p 96）

○現在働いていない人で、今後、働きたいという就労意欲を持っている人は、18～30 歳未満で 30.8%など青壮年層ではかなり多く、全体では 14%以上となっています。（p 97）

○就労支援対策は十分と思う人は 11.4%、そう思わない人は 37.2%となっており、あまり

評価されていない現状があります。(p 98)

課題→体調に応じて働けることや職場内での障害の理解など就労促進のための啓発が重要な課題となっています。

◆対応する主な施策：「基本目標 4 雇用・就労の促進」の全事業

⑦ 情報提供・相談業務の充実

○サービスや事業についての情報提供について、十分とする人は12.1%、不十分とする人は42.5%となっています。また、障害や悩み事について、相談できる人や場所が「いない」という人が25.8%となっている現状です。利用できるサービスの種類や内容、気軽に相談できる窓口などの広報が求められています。(p 100～102)

○障害福祉サービスや地域生活支援事業など多数のサービスについて、今後の利用希望は利用経験を上回っています。(p 103～105)

課題→サービスや事業に関する情報が必要な対象者に十分周知されるように、情報提供体制の見直しや充実、困ったことを気軽に相談できるような体制づくりが課題となっています。

◆対応する主な施策： 1-1-2 相談体制の充実、2-1-3 早期教育相談支援事業の利用促進
3-2-3 計画相談支援・障害児相談支援、3-3-1 相談支援事業、
3-4-10 相談支援スタッフの資質向上

⑧ 外出行動の支援・交通手段の確保

○外出するときの困ることとして、「公共交通機関が少ない」や「道路や駅に階段や段差が多い」ことなどが挙げられています。(p 106)

課題→交通施策を外出行動の支援対策として、今後も引き続き、利用者のニーズに基づき、きめ細かく充実していくことが重要です。

◆対応する主な施策： 3-4-18 地域公共交通の運行、3-4-19 車いす対応車両の貸出
3-4-20 タクシー利用券の助成と利用促進

⑨ 共生社会の実現

○差別や偏見を感じる人は、全体で28.2%に上っており、知的障害者や精神障害者では40%台となっています。また、若い人ほど感じる割合は多く、18歳未満では57.9%となっています。また、差別や偏見を感じる場合は、全年齢で「近隣社会」が最も多く50%以上となっています。(p 107～108)

課題→共生社会の実現には、障害のある人のあらゆる面での社会参加が不可欠ですが、他方において、地域社会の障害を理由とする差別や偏見を解消するための啓発・広報が引き続き重要な課題です。

- ◆対応する主な施策： 3-1-4 障害者虐待防止の推進
基本目標 6 すみよいまちづくりの推進の全事業
特に、6-4 障害のある人への理解の促進

⑩ 災害時対策の強化

○災害時の避難場所を知らない人は **42.4%**で、全年齢でほぼ **40%**以上となっています。地震や災害などが起きた時、独力の避難が「できないと思う」という人は **43.5%**に上っています。また、災害時や緊急時の救助のために、事前に公的機関や民生委員、自治会等に住所・氏名等について、**40.6%**は知らせておきたいとしています。（p 108～109）

課題→今後、日頃の避難訓練への参加の促進、災害時要援護者登録制度の普及などの推進を図ることが必要です。

- ◆対応する主な施策： 6-2 災害時支援・防犯対策の推進

⑪ （施設等入所者）地域での生活への支援対策

○施設や病院への入所・入院者の入所・入院の期間は全体で **10 年**以上という人が **28.2%**となっています。施設や病院での生活については、**62.2%**が「満足」「ほぼ満足」としています。一方、将来の生活について「今のまま生活したい」という人は **56.3%**ですが、「グループホームなどを利用したい」という人や「家族と一緒に生活したい」、「一般住宅で一人暮らしをしたい」などの希望をもっている人もいます。（p 110）

○地域での生活を希望する人も少なくない現状ですが、地域生活での不安としては、必要なサービスの確保、緊急時の対応などが多く挙げられています。また、家族や近所の理解が得られるかなど多様な心配ごとがあります。（p 111）

課題→地域での生活を希望する人のニーズに対応するためには、在宅サービスや医療、住居の確保とともに、近隣・家族の理解などきめ細かな対策を図ることが求められます。

- ◆対応する主な施策： 3-2-3 計画相談支援・障害児相談支援
3-2-4 地域移行支援・地域定着支援

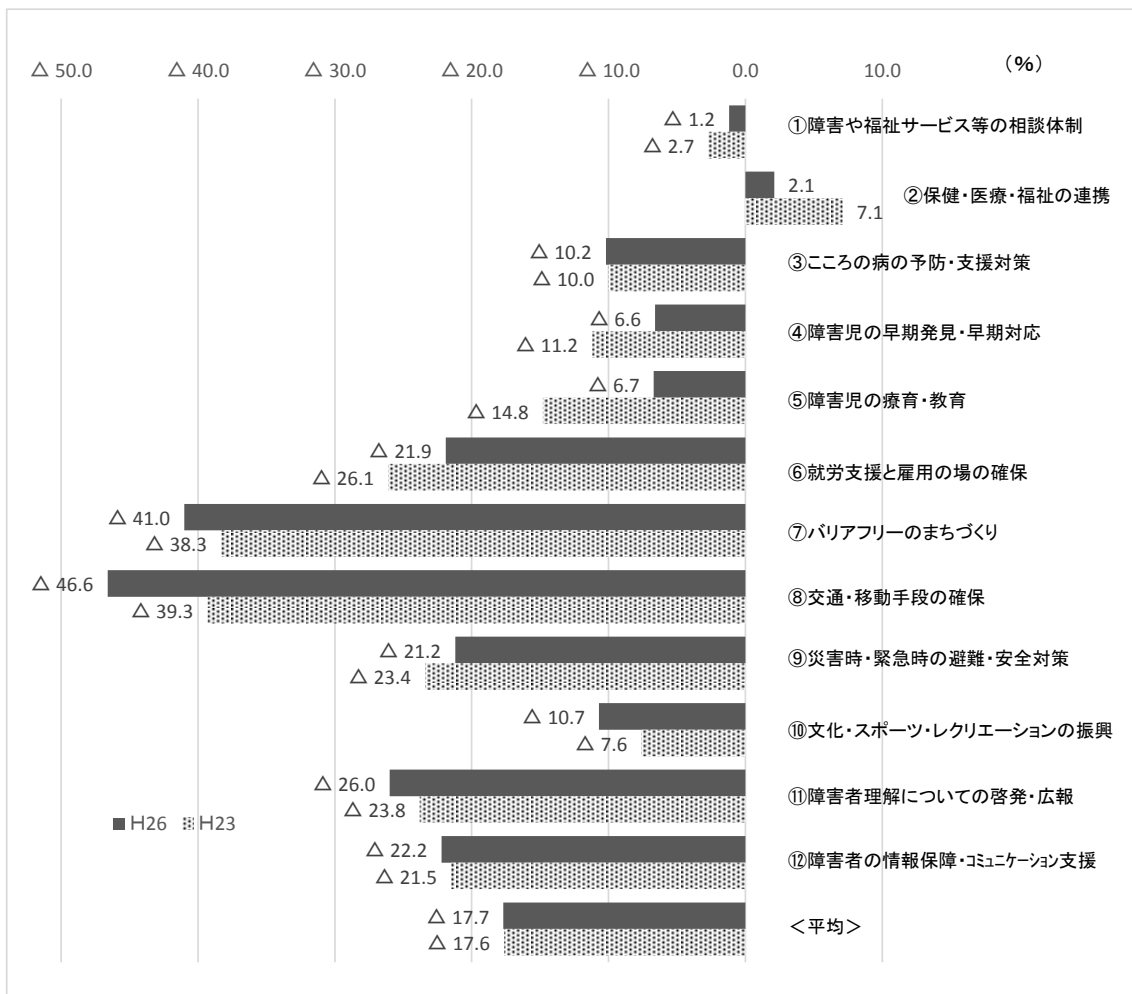
6 重点施策等について

(1) アンケート結果にみる市民の評価

前計画（第3期障害福祉計画等）では、「健やか・安心・思いやりのまちづくり」を理念として、6つの基本目標、18の施策の方向のもとで、全般的に事業を推進してきました。

アンケート結果から、市民の評価は次の通りとなっています。

■福祉サービスやまちづくりについて



満足と不満の状況を全体としてみるために、点数化した結果でみると、プラス評価は、「②保健・医療・福祉の連携」のみで、他の項目はマイナス評価で、特に、「⑧交通・移動手段の確保」、「⑦バリアフリーのまちづくり」は低い状況となっています。こうした傾向は、平成23年度時点と比較しても、ほぼ同様の状況となっています。（点数は、満足度の数値を満足＝2点、ほぼ満足＝1点、やや不満＝－1点、不満＝－2点で点数化、p109「アンケート結果の概要」）

■（以前と比べて）福祉サービスや制度、まちの住みやすさ全体的な評価

カテゴリ(%)	身体障害	知的障害	精神障害	全体		全体		比較
				H26	H23	H26	H23	
かなり改善されている	5.5	7.1	6.3	6.0	6.6	25.9	24.5	1.4
少し改善されている	21.0	19.5	18.9	19.9	17.9			
あまり改善されていない	6.8	8.4	9.5	7.5	9.7	17.7	20.7	△ 3.0
ほとんど改善されていない	10.5	13.6	10.5	10.2	11.0			
かわりない	20.4	18.2	11.6	20.3	16.7	-	-	3.6
一概には言えない	18.0	18.8	24.2	19.8	17.8	-	-	2.0
不明	17.7	14.3	18.9	16.4	20.3	-	-	△ 3.9
サンプル数(%ベース)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	-	-	-

全体では「かなり改善されている」と「少し改善されている」の合計は25.9%で、「あまり改善されていない」と「ほとんど改善されていない」の合計の17.7%より多くなっています。平成23年度より、「改善」計のほうが、1.4ポイント多くなっています。

（２）重点施策について

前計画では、次の6項目の重点施策を設定して、取り組んできましたが、市民の評価は次の通りとなっています。

① 早期療育体制の確立

障害児の早期発見・早期対応及び療育・教育についての市民の評価（18歳未満）では、いずれも満足計よりも不満計のほうが多くなっていますが、平成23年度との点数比較でみると、平成26年度では、いずれも改善しています。今後とも、市民満足度が向上するように図ることが必要です。

項目(18歳未満)	%							点数			
	満足	ほぼ満足	やや不満	不満	わからない	不明	満足計	不満計	H26	H23	比較
④障害児の早期発見・早期対応	1.8	24.6	19.3	26.3	26.3	1.8	26.4	45.6	△ 43.7	△ 89.1	45.4
⑤障害児の療育・教育	3.5	24.6	26.3	28.1	14.0	3.5	28.1	54.4	△ 50.9	△ 113.4	62.5

注：満足＝2点、ほぼ満足＝1点、やや不満＝－1点、不満＝－2点で点数化

②精神保健福祉の充実

こころの病の予防の一環として相談事業を推進するとともに、精神障害のある人への各種の支援対策を行ってきました。市民の評価（精神障害者のみ）では、満足計よりも不満計のほうがほぼ2倍となっていますが、平成23年度との点数比較では幾分改善方向が示されています。

うつ病などこころの病は、過度のストレスなどを要因として、今日だれでもかかりうる病であるため、予防対策や支援対策の強化が求められます。

項目(精神障害者)	%								点数		
	満足	ほぼ満足	やや不満	不満	わからない	不明	満足計	不満計	H26	H23	比較
③こころの病の予防・支援対策	3.2	11.6	13.7	16.8	30.5	24.2	14.8	30.5	△ 29.3	△ 33.8	4.5

注: 満足=2点、ほぼ満足=1点、やや不満=-1点、不満=-2点で点数化

③地域生活への移行支援

施設入所者の地域への移行については、第3期障害福祉計画の成果目標の一つとして設定されており、平成26年度の施設入所見込数は63人のところ、61人の見込となっています。平成23年度末の施設入所者数は65人でしたので、4人減少しています。

この間、特に、グループホームの整備や自宅への移行促進を図ってきましたが、引き続き、施設入所者等の意向を尊重しながら、地域生活への移行促進を図ることが必要となっています。

④障害者の雇用機会の拡大

「⑥就労支援と雇用の場の確保」について市民評価（前項）をみると、満足計よりも不満計のほうが3倍近いポイントとなっていますが、点数比較では、平成23年度よりも幾分改善となっています。また、第3期においては、就労移行支援事業や就労継続支援利用者数は、目標値よりも実際の利用者数のほうが多くなっています。

引き続き、障害のある人の就労支援対策は全般的な事業の充実が必要となっています。

⑤地域活動支援センターの有効活用

地域活動支援センターは、第3期においては3箇所整備されており、障害のある人の日中活動を支援する場として事業を行ってきていました。

アンケート結果からみると、地域活動支援センターの利用経験者は2.0%ですが、利用者の満足度は不満のある人よりもかなり多くなっています。また、今後の利用希望者は10.0%となっており、今後の充実を図ることが必要となっています。

不明除く	利用経験		利用経験ある人の満足度			今後の利用希望	
	ある	ない	満足	不満	どちらともいえない	利用したい	利用しない
件	17	572	7	3	3	84	188
%	2.0	67.8	41.2	17.6	17.6	10.0	22.3

⑥地域福祉センターの有効活用

地域福祉センターやまゆり館は、平成20年度に健康づくり、子育て支援事業など市民の福祉を推進する拠点として開設され、平成22年度から指定管理者により運営しています。平成25年度は、健康づくり事業9,076人、子育て支援事業22,471人などの利用状況となっているほか、ホールや会議室も備えており市民活動に貢献しています。

第3章

計画の理念・基本目標

1 計画の理念

本計画の理念は、前期計画から引き続き、次のとおりとします。

健やか・安心・ 思いやりのまちづくり

- 障害のある人や障害のある児童が、生涯をとおしてその人らしく健やかに安心して暮らしていけるように、まちづくりを進めます。
- また、障害のある人の自己決定と自己選択により、自立と地域生活を支え、社会参加を促進できるように、まちづくりを進めます。
- 障害のある人も障害のない人も、ともに生きる「共生社会」は、相互の人格と個性を尊重して、支えあい、思いやりと暖かいふれあいに満ちた地域社会です。このようなノーマライゼーションのまち・地域づくりを進めます。

【ノーマライゼーション】

障害のある人もない人も、社会の一員として、お互いに尊重し支え合いながら、地域の中でともに生活する社会こそが当たり前の社会であるという考え方。また、障害者基本法では「すべての障害者は、社会を構成する一員として、社会・経済・文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるものとする」とされ、障害者施策の基本理念となっています。

2 計画の基本目標

この計画では、理念を実現するために、次の6つの基本目標を設定します。

- 基本目標1 保健・医療の充実
安心して健康な生活をおくる
- 基本目標2 教育・育成の充実
明るく希望に満ちてどの子もかがやく
- 基本目標3 自立生活の支援
総合的な支援サービスで自立と地域生活を支援
- 基本目標4 雇用・就労の促進
いきいきと働ける場を確保する
- 基本目標5 社会参加の促進
だれもが生きがい感をもって社会参加
- 基本目標6 住みよいまちづくりの推進
ともに暮らす住みよい共生社会をつくる

3 施策の体系

基本目標1 保健・医療の充実

施策の方向		事業
1 保健事業・障害予防の充実	1-1-1	乳幼児の各種健診
	1-1-2	相談体制の充実
	1-1-3	にこにこ教室
	1-1-4	おもちゃ図書館
	1-1-5	発達相談・指導
	1-1-6	特定健康診査・特定保健指導
	1-1-7	障害の発生予防
	1-1-8	訪問指導等の充実
	1-1-9	障害者専門の歯科治療
2 こころの病の予防・支援対策の推進	1-2-1	「こころの相談」事業の充実
	1-2-2	地域活動支援センター事業の充実
	1-2-3	グループホーム等の利用促進
	1-2-4	訪問系サービスの利用促進
	1-2-5	保健福祉サービスの周知
3 地域リハビリテーションの充実	1-3-1	自立支援医療費の給付
	1-3-2	県福祉相談センターとの連携
	1-3-3	難病患者の支援
	1-3-4	高次脳機能障害のある人への支援
	1-3-5	地域リハビリテーションとの連携
	1-3-6	保健・福祉と連携した医療

基本目標2 教育・育成の充実

施策の方向		事業
1 障害児の育成支援	2-1-1	保育所の整備促進
	2-1-2	幼稚園への要請
	2-1-3	早期教育相談支援事業の利用促進
	2-1-4	保育士等の資質向上
	2-1-5	就学指導の実施
	2-1-6	専任相談員の配置
	2-1-7	巡回教育相談事業・特別支援学校体験入学の広報
	2-1-8	障害児通所支援の充実
2 特別支援教育の推進	2-2-1	特別支援学級の充実
	2-2-2	障害児の放課後支援対策（学童保育）
	2-2-3	教員の資質向上
	2-2-4	学校施設のバリアフリー・ユニバーサルデザイン化
	2-2-5	医療機関との連携
	2-2-6	教育支援センターの相談事業
	2-2-7	就労に向けた職業訓練教育および進路指導
	2-2-8	一貫した指導対応による教育
	2-2-9	体験活動の実施

基本目標3 自立生活の支援

施策の方向		事業
1 障害福祉サービス等の円滑な推進	3-1-1	情報提供の充実
	3-1-2	医療・保健・福祉の連携によるサービス提供体制
	3-1-3	地域自立支援協議会の充実
	3-1-4	障害者虐待防止対策の推進
	3-1-5	指定障害福祉サービス事業者等の質的向上
	3-1-6	障害支援区分認定・サービス支給決定
2 障害福祉サービス等の基盤整備	3-2-1	自立支援給付
	3-2-2	障害福祉サービスの供給確保
	3-2-3	計画相談支援・障害児相談支援
	3-2-4	地域移行支援・地域定着支援
3 地域生活支援事業の充実	3-3-1	相談支援事業
	3-3-2	意思疎通支援事業
	3-3-3	日常生活用具給付等事業
	3-3-4	移動支援事業
	3-3-5	地域活動支援センター事業
	3-3-6	理解促進研修・啓発事業
	3-3-7	自発的活動支援事業
	3-3-8	手話奉仕員養成研修事業
	3-3-9	成年後見制度法人後見支援事業
	3-3-10	成年後見制度利用支援事業
	3-3-11	訪問入浴サービス事業
	3-3-12	日中一時支援事業
	3-3-13	自動車運転免許取得・改造費補助事業
	3-3-14	更生訓練費給付事業
	3-3-15	施設入所者就職支度金支給事業
	3-3-16	在宅障害者一時介護事業
4 日常生活を支援する事業の充実	3-4-1	地域ケアシステムの活用
	3-4-2	茨城県発達障害者支援センターとの連携
	3-4-3	家庭児童相談の充実
	3-4-4	県が実施している事業の情報提供
	3-4-5	地域包括支援センターの活用
	3-4-6	「耳マーク」の設置
	3-4-7	児童の支援ネットワークの構築
	3-4-8	福祉ネットワークの構築
	3-4-9	人材の確保
	3-4-10	相談支援スタッフの資質向上
	3-4-11	市職員の資質向上
	3-4-12	ケアマネジメント体制の整備
	3-4-13	日常生活自立支援事業
	3-4-14	関連制度の周知及び拡充要請
	3-4-15	障害者に対応した選挙への推進
	3-4-16	障害者施設等の地域への開放の推進
	3-4-17	発達障害者へのサービスの検討
	3-4-18	地域公共交通の運行
	3-4-19	車いす対応車両の貸出
	3-4-20	タクシー利用券の助成と利用促進

5 生活安定・経済的自立の支援	3-5-1	心身障害者扶養共済制度の普及
	3-5-2	生活福祉資金制度等の充実
	3-5-3	医療福祉費助成の周知
	3-5-4	難病患者福祉金の支給
	3-5-5	診断書料の助成
	3-5-6	障害基礎年金の周知
	3-5-7	特別障害者手当支給
	3-5-8	特別児童扶養手当支給
	3-5-9	税や各種割引・減免制度の周知

基本目標4 雇用・就労の促進

施策の方向		事業
1 雇用・就労の場の拡大	4-1-1	障害者就業・生活支援センターとの連携
	4-1-2	茨城県立産業技術専門学院との連携
	4-1-3	茨城障害者職業センターとの連携
	4-1-4	ハローワーク土浦との連携
	4-1-5	「障害者雇用促進月間（9月）」の広報・啓発
	4-1-6	茨城県工賃向上計画との連携
	4-1-7	障害者優先調達推進法による市の事業実施
2 職業リハビリテーションの推進	4-2-1	トライアル雇用とジョブコーチ支援の利用促進
	4-2-2	就労継続支援事業の推進
	4-2-3	地域活動支援センターの活用
	4-2-4	知的障害者職親委託制度の活用

基本目標5 社会参加の促進

施策の方向		事業
1 文化・スポーツ活動等の振興	5-1-1	地域のスポーツ・レクリエーション活動推進
	5-1-2	スポーツ大会の開催
	5-1-3	県等主催の各種大会の支援
	5-1-4	スポーツ・レクリエーション活動の場の提供
	5-1-5	図書館の利用拡大
	5-1-6	公共文化施設の減免等の整備
	5-1-7	障害者が参加しやすい行事の開催
	5-1-8	障害者の作品発表機会の拡充
	5-1-9	地域活動支援センターの文化活動
	5-1-10	成人式の手話通訳者等の配置
	5-1-11	県等主催の文化・芸術事業の支援
2 地域情報提供の充実	5-2-1	意思疎通支援事業（地域生活支援事業）
	5-2-2	声の広報配布事業
	5-2-3	ホームページのバリアフリー化の推進

基本目標6 住みよいまちづくりの推進

施策の方向		事業
1 バリアフリーの 生活環境整備	6-1-1	居住の場の整備
	6-1-2	在宅サービスの充実
	6-1-3	「バリアフリー法」と茨城県ひとにやさしいまち づくり条例による施設整備
	6-1-4	公共施設のバリアフリー・ユニバーサルデザイン化
	6-1-5	障害者のシンボルマークの広報・周知
	6-1-6	公園施設のバリアフリー・ユニバーサルデザイン化
	6-1-7	神立駅周辺のバリアフリー・ユニバーサルデザイン化
	6-1-8	道路等のバリアフリー・ユニバーサルデザイン化
	6-1-9	信号機のバリアフリー・ユニバーサルデザイン化
2 災害時支援・防犯対策 の推進	6-2-1	障害者に配慮した地域防災計画の策定
	6-2-2	情報伝達と避難支援の確保
	6-2-3	緊急通報システム事業の充実
	6-2-4	社会福祉施設の防災対策強化
	6-2-5	災害見舞金等の支給
	6-2-6	広報・啓発の充実
	6-2-7	災害時要援護者避難支援プランの推進
	6-2-8	聴覚・言語障害のある人の緊急通報への支援
3 地域支援体制の整備	6-3-1	社会福祉協議会との連携
	6-3-2	ボランティア活動の振興
	6-3-3	障害者団体等の活動の振興
4 障害のある人への理解 の促進	6-4-1	盲導犬、聴導犬、介助犬に対する理解促進
	6-4-2	車いす・白杖等に対する理解促進
	6-4-3	福祉教育の推進
	6-4-4	障害の理解・啓発
	6-4-5	障害者差別解消方針等の策定

第4章 施策の展開

基本目標 1 保健・医療の充実

障害のある人の健康を維持し、障害を軽減するために、難病対策やリハビリテーションの充実を図ります。

また、発達障害への早期対応を含めて障害の早期発見・早期治療の推進、障害の原因に対応した疾病対策等障害予防の推進に努めるとともに、うつ病など心の病の予防と精神疾患等の正しい理解について地域の精神保健対策を推進します。

保健・医療施策と福祉施策の効果的な連携を推進し、保健・医療・福祉のネットワークを充実します。

施策の方向	1 保健事業・障害予防の充実 2 こころの病の予防・支援対策の推進 3 地域リハビリテーションの充実
--------------	---

施策の方向 1 保健事業・障害予防の充実

障害のある児童の早期療育に向けて障害の早期発見や予防のために健康診査・保健指導・相談事業等の母子保健及び学校保健施策などを実施します。特に、乳幼児期・児童期等における発達障害の早期発見・早期対応に努めます。

脳血管障害等の疾病を原因として障害を持つことになった人や高齢期で障害のある人が多い現状から、疾病や要介護状態になることを防止するために、若いうちからの生活習慣病対策、介護保険事業・地域支援事業（介護予防事業）の充実に努めるとともに、特定健診・特定保健指導を推進します。

1-1-1 乳幼児の各種健診

健康長寿課

- 「4ヶ月児健康診査」から「3歳児健康診査」まで、発達段階に応じた健康診査をはじめ、各種乳幼児健康相談による障害の早期発見のため受診率の向上に努めるとともに、家庭訪問等により未受診者対策を推進します。

1-1-2 相談体制の充実

健康長寿課

○各種乳幼児健診後に、障害の疑われる乳幼児に対して医療機関での精密検査を勧めるとともに、経過観察が必要とされた乳幼児への相談指導体制の充実を図ります。また、保護者の希望により療育施設の紹介や連絡調整等を行います。

1-1-3 にこにこ教室

健康長寿課

○主に発達の遅れのみられる乳幼児を対象に実施している「にこにこ教室」を拡充するとともに、言語聴覚士等の専門職員を配置し、健診後のフォロー体制の充実に努めます。また、療育施設の不足が大きな課題となっているため、早期療育体制の充実を検討します。

1-1-4 おもちゃ図書館

社会福祉協議会

○おもちゃ図書館の活動を推進し、障害児の発達を支援します。今後はより多くの障害児から利用されるよう事業の周知を図るとともに、障害児のみの利用日の設定を検討します。

1-1-5 発達相談・指導

子ども家庭課

○保育所（園）・認定こども園の0歳から5歳の乳幼児を対象に子ども未来室所属の専門職が定期的に巡回訪問し、発達相談を実施するとともに、保育士に子どもの発達に関する技術的な支援を行います。

1-1-6 特定健康診査・特定保健指導

国保年金課

○40歳以上の方を対象にメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した特定健診及び生活習慣病改善を目的とした特定保健指導を実施します。

1-1-7 障害の発生予防

健康長寿課

○障害の発生予防に向けて、心身の健康づくりに関する各種講座等の健康教育を地域においても実施するなど拡充を図り、健康管理意識の向上、疾病の予防知識の普及に努めます。

1-1-8 訪問指導等の充実

健康長寿課

○在宅保健サービスとして必要に応じて家庭を訪問し、健康管理等の相談を行います。

1-1-9 障害者専門の歯科治療

健康長寿課

○障害児・者の歯科治療として、県の歯科医師会で実施している「土浦歯科治療センター」や地元歯科医師会と連携し、口腔の健康保持・増進を図ります。

施策の方向2 こころの病の予防・支援対策の推進

こころの病の問題はだれにも起こりうることから、地域における県の精神保健事業等と連携を進め、特にうつ病についての正しい知識を普及し、こころの病の予防と治療に向けた相談体制の整備を推進します。

また、精神障害者の地域生活を支援する障害福祉サービス等の周知と利用の促進を図ります。

1-2-1 「こころの相談」事業の充実

健康長寿課

○精神保健福祉士、保健師等が心の不安を持つ人やその家族を対象に実施している「こころの相談」事業の充実に努めます。

1-2-2 地域活動支援センター事業の充実

社会福祉課

○創作的活動又は生産活動の機会の提供など日中過ごす場の確保として地域活動支援センターの活用を推進します。

1-2-3 グループホーム等の利用促進

社会福祉課

○退院後の地域生活への地域移行支援のため、グループホーム等の利用促進を図ります。

1-2-4 訪問系サービスの利用促進

社会福祉課

○地域生活支援のため、ホームヘルプサービスや訪問介護等、精神障害者を対象とした訪問系サービスの利用促進を図ります。

1-2-5 保健福祉サービスの周知

健康長寿課・社会福祉課

○精神障害者保健福祉手帳の取得や自立支援医療制度の利用等のほか、保健福祉サービス・制度の周知を図るとともに、必要に応じ各種の情報提供や支援施設等との連絡調整を行っていきます。

施策の方向3 地域リハビリテーションの充実

自立支援医療費制度（更生医療・育成医療・精神通院医療）を円滑に推進するとともに、県・保健所と連携して難病患者の特定医療費支給等に関する医療費助成制度を普及します。（注1）

（注1）「難病の患者に対する医療等に関する法律」（平成26年）

また、発達障害や高次脳機能障害（注2）のある人への相談・情報提供などの支援、障害についての理解・啓発事業を推進します。

（注2）高次脳機能障害：高次脳機能障害とは、交通事故による外傷性脳損傷や脳卒中による脳血管障害などの後遺症として、記憶や感情など、いわゆる「高次」の脳の機能が損なわれる障害です。現在のところ、まだまだ社会的認知度が低い障害であるため、身体障害を伴わない場合など、周囲から障害であることを理解してもらえず、誤解を受けることも少なくありません。

1-3-1 自立支援医療費の給付

社会福祉課

○身体に障害のある人や児童の障害の軽減等のために行う医療（更生医療・育成医療）及び精神通院医療の自立支援医療費の適切な給付に努めます。

1-3-2 県福祉相談センターとの連携

社会福祉課

○県福祉相談センターで実施している「巡回相談」などの医学的な相談事業の活用を図る等、連携に努めます。

1-3-3 難病患者の支援

社会福祉課

○難病患者の支援については、医療機関や保健所、県難病相談・支援センター等と連携し、支援の方法について検討していきます。なお、障害者総合支援法の改正により、難病等の方も障害福祉サービス等の利用対象となったため、その周知に努めます。

1-3-4 高次脳機能障害のある人への支援

社会福祉課

○高次脳機能障害についての広報等を行うとともに、この障害のある人に向けた相談・情報提供等の支援を行います。

1-3-5 地域リハビリテーションとの連携

社会福祉課

○県地域リハビリテーション事業との連携を促進し、当市の地域リハビリテーション体制の充実に努めます。

1-3-6 保健・福祉と連携した医療

社会福祉課・健康長寿課・社会福祉協議会

○障害を発見した後、早期治療、リハビリテーションの実施、福祉サービスの提供等一連の対応を効果的に進めるため、医療・保健・福祉の連携強化のための体制及び早期療養体制の充実について検討していきます。

基本目標 2 教育・育成の充実

すべての障害のある児童の乳幼児期から教育期間修了後の就労対策をはじめ、人生の節目となる主なライフステージごとに、保健・医療・福祉・教育・雇用等の関係機関が連携して、切れ目なく総合的・継続的に対応できるように支援ネットワークの構築を目指します。

発達障害児については、年齢に対応して一貫した個別の教育・育成ができるような相談体制及び支援体制の整備を図ります。

施策の方向	1 障害児の育成支援 2 特別支援教育の推進
--------------	---

施策の方向 1 障害児の育成支援

障害のある児童に対しては、乳幼児健診等による早期発見に努め、できるだけ早期のうち、特に乳幼児期に障害に対応した適切な治療と生活指導訓練を行うことができるように、障害児保育や地域の療育体制の整備を進めます。身近な地域で支援が受けられるように児童発達支援等「障害児通所支援」の充実を図ります。

また、療育や就学、各種の福祉サービス等の活用に向けて、個別の継続的総合的な支援計画の作成等障害のある児童を対象とする療育・教育機関と連携した特別な相談体制の整備を進めるため、「発達・教育支援センター（仮称）」の設置を検討していきます。

2-1-1 保育所の整備促進

子ども家庭課

○保育所において、障害のある児童を受け入れられるよう、保育士などの増員や施設整備等、受け入れ態勢の確保に努めます。

2-1-2 幼稚園等への要請

子ども家庭課

-
- 私立保育園・認定こども園・幼稚園での障害のある児童の受け入れが可能となるよう、事業者と連携・協力のもと、受け入れについて協議を進めます。

2-1-3 早期教育相談支援事業の利用促進

学校教育課

-
- 特別支援学校（旧養護学校）で実施している0歳児からの「早期教育支援相談事業」の利用促進を図ります。

2-1-4 保育士の資質向上

子ども家庭課

-
- 障害児保育を実施するにあたっては、保育士の障害児保育研修などを受講する等、障害児保育の質の向上を図ります。

2-1-5 就学指導の実施

子ども家庭課・学校教育課

-
- 医療機関や保健センター、療育機関その他関係機関等との連携強化を図り、障害の程度、種類に応じ、教育支援委員会を核とした適正な就学指導の実施に努めます。また、発達・教育支援センター（仮称）設置を目標に連携の強化、保護者への総合的な相談支援、保育士と小学校との交流の実施等とともに、一貫した支援情報が分かるよう相談支援ファイル「そだち」を活用し、子どもの健やかな成長に努めます。

2-1-6 専任相談員の配置

子ども家庭課・学校教育課

-
- 専任の教育支援相談員を配置し、定期的に障害のある幼児・児童生徒を対象とした就学相談の充実を図ります。また、福祉・保健・教育が一体となり、切れ目のない支援体制の確立を目指し、多様な専門職（心理士・言語聴覚士・作業療法士・保健師等）の配置を検討します。

2-1-7 巡回教育相談事業・特別支援学校体験入学の広報

子ども家庭課・学校教育課

-
- 県の教育委員会が実施している障害児巡回教育相談事業や特別支援学校体験入学等の周知及び利用促進を図ります。

2-1-8 障害児通所支援の充実

社会福祉課・健康長寿課

-
- 身近な地域で支援が受けられるように、児童発達支援、放課後等デイサービス、にこにこ教室を実施します。

施策の方向2 特別支援教育の推進

特別支援学校等との連携により、小学校・中学校に配置されている特別支援教育コーディネーターをはじめ、一般教職員の障害のある児童についての理解を深める研修や交流会の実施に努めます。また、発達障害のある児童を含めて対象とする「通級による指導」や特別支援学級の充実、障害児学習指導員の配置に努めるなど特別支援教育を推進します。

障害のある児童が支障なく学校生活をおくれるように学校施設のバリアフリー化を促進します（注）。

また、障害のある児童の社会性や豊かな人間性を育成し、地域の人々や子どもたちが障害のある児童に対しての理解を深めるために、地域における自然体験活動等の実施、文化活動やスポーツ・レクリエーション活動などへの参加を通して特別支援学校や小中学校の児童生徒との相互交流活動を行います。

（注）学校施設バリアフリー化推進指針（平成16年3月文部科学省）：新規建設の場合には、児童生徒、教職員、保護者、地域住民等の多様な人々が利用しやすいように、ユニバーサルデザインの観点から計画・設計するよう努めること。また、既存施設においても同様に段階的な整備を行うなど、計画的にバリアフリー化を推進することが重要としています。

2-2-1 特別支援学級の充実

学校教育課

○特別支援学級については、各児童・生徒の教育ニーズを把握し、個別の教育支援計画を作成し、個に応じた指導を行うなど支援の充実を図っていきます。

2-2-2 障害児の放課後支援対策（学童保育）

子ども家庭課

○障害児の健全育成及び保護者の就労等を支援するため、放課後児童健全育成事業の利用機会の確保を図ります。6年生までの対象範囲の拡大に伴い、障害児童の利用希望がある場合は、可能な限り受入に努めます。また、受入のための職員研修等の実施に努めます。

2-2-3 教員の資質向上

学校教育課

○障害児教育にあたる教職員ばかりではなく、全ての教職員に対する特別支援教育の知識・技術の向上を図るとともに、近隣の特別支援学校との連携を図り、専門的なアドバイスのもとに適切な教育を行っていきます。

2-2-4 学校施設のバリアフリー・ユニバーサルデザイン化

学校教育課

-
- 学校介助員の配置やスロープ等の設置等障害のある児童・生徒が学校生活を円滑に過ごせるように学校施設や教育関連施設のバリアフリー・ユニバーサルデザイン化を進めるとともに、発達段階に応じた学習を支援できるよう教材教具や機器・設備等の整備を図っていきます。

2-2-5 医療機関との連携

学校教育課

-
- 医療機関との連携に努めるなど、障害児一人ひとりの特性や発達段階に応じたきめ細かな教育の充実が図れるよう、関係機関に働きかけていきます。また、一貫した支援が行われるよう相談支援ファイル「そだち」を作成し連携強化に努めます。

2-2-6 教育支援センターの相談事業

学校教育課

-
- 市の教育支援センターにおいて実施している、子育てや不登校に関する相談の充実に努め、学校との連携を図りながら相談や不登校復帰支援などを行います。

2-2-7 就労に向けた職業訓練教育および進路指導

学校教育課

-
- 教育課程や職場体験の充実等、就労訓練に結びつく特色ある教育の充実を図るとともに、教育機関・企業・福祉関係者等との連携を強化し、障害者の職域拡大を図るなど、進路指導の充実に努めます。

2-2-8 一貫した指導対応による教育

学校教育課

-
- 就学前から卒業後においても、可能な限り一貫した指導対応ができるよう相談支援ファイル「そだち」を利用し、学校間及び関係機関との連携強化に努めます。

2-2-9 体験活動の実施

学校教育課

-
- 特別支援学級に在籍する児童・生徒が合同で行う体験活動の充実に努めます。

基本目標 3 自立生活の支援

障害福祉サービスや地域生活支援事業等の各種サービスの基盤整備を進め、障害者総合支援法による制度の円滑な運営とともに、相談支援事業の計画的充実を図ります。また、障害のある人の自立した暮らしと地域生活を支援するため、日常生活を支援する各種の事業等を含めて総合的な支援の仕組みの確立を目指します。

施策の方向	1 障害福祉サービス等の円滑な推進 2 障害福祉サービス等の基盤整備 3 地域生活支援事業の充実 4 日常生活を支援する事業の充実 5 生活安定・経済的自立の支援
--------------	--

施策の方向 1 障害福祉サービス等の円滑な推進

障害福祉サービスの利用申請の受付、認定調査、認定審査会の運営、障害支援区分の認定など、サービスの支給決定に関わる制度を円滑に推進します。

また、指定事業者等のサービスの質の向上に向けて利用者本位の立場に立って事業運営されるようにします。

自立支援協議会のネットワーク機能を活用し、就労支援や虐待防止対策等の役割を強化するように図ります。特に、障害のある人への虐待防止対策として、障害者虐待防止法（注）に基づき、市としての取り組み体制を強化するとともに、自立支援協議会に専門部会の設置を検討するなど相談体制や啓発・広報の充実を図ります。

（注）「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成23年）虐待の禁止、国・自治体・国民の責務の規定、虐待防止措置等を定めたもの。

3-1-1 情報提供の充実

社会福祉課

-
- 障害者が福祉サービスや制度について、変更があっても安心して福祉サービスを利用できるように情報提供の充実を図ります。

3-1-2 医療・保健・福祉の連携によるサービス提供体制

社会福祉課

-
- 医療・保健・福祉の連携によるサービス提供体制の充実を図るため、関係機関や市の関係各課等が情報の共有化を図り、あらゆる方面から充実した支援ができるように努めます。

3-1-3 地域自立支援協議会の充実

社会福祉課

-
- 相談支援事業の中立・公平性の確保と困難事例への対応、就労支援や虐待防止等に関わる関係機関のネットワークを活用して、中核機関としての役割を充実します。また、就労支援、虐待防止、こども支援、地域移行支援等の専門部会の設置を検討します。

3-1-4 障害者虐待防止対策の推進

社会福祉課

-
- 「障害者虐待防止法」に基づき、啓発・広報を充実するとともに、相談業務や防止措置についての市の取り組み体制を強化します。

3-1-5 指定障害福祉サービス事業者等の質的向上

社会福祉課

-
- サービス事業者に対して、障害福祉サービス等の質の向上に向けて「茨城県福祉サービス第三者評価事業」（注）を受けるように進めます。

（注）茨城県福祉サービス第三者評価事業：社会福祉法の規定により、社会福祉事業者の提供するサービスの質を当事者（事業者及び利用者）以外の公正・中立な第三者機関が専門的・客観的立場から評価するもので、県が事務局となり、「推進機構」を設置して事業を推進しています。

3-1-6 障害支援区分認定・サービス支給決定

社会福祉課

-
- 認定調査員の調査結果をもとに障害支援区分の一次判定を行い、「障害支援区分認定審査会」の二次判定結果を踏まえて、障害支援区分の認定を行います。また、利用者の意向による利用計画に基づき介護給付の支給決定を行います。

施策の方向2 障害福祉サービス等の基盤整備

自立支援給付は、①介護給付費（特例含む）、②訓練等給付費（特例含む）、③サービス利用計画作成費、④高額障害福祉サービス費、⑤特定障害者特別給付費（特例含む）、⑥自立支援医療費、⑦療養介護医療費、⑧基準該当療養介護医療費、⑨補装具費の支給とされており（法第6条）、これらのサービスの円滑な実施を図ります。

障害福祉圏域等広域的対応（注）を含めてサービス見込み量を確保供給できるように図ります。

（注）障害福祉圏域：茨城県の障害福祉圏域は、茨城県保健医療計画の二次医療圏と同じ圏域とされており、当市は土浦市や石岡市などと「土浦障害福祉圏域」を構成しています。（新しいばらき障害者プラン）

3-2-1 自立支援給付

社会福祉課

○障害者総合支援法に基づき、自立支援給付を行います（別表）。また、自立支援給付制度の定着と円滑な実施に向けて、広報・周知を行います。

3-2-2 障害福祉サービスの供給確保

社会福祉課

○介護給付・訓練等給付サービス必要量を確保・供給できるように、適宜、県及び近隣市町村等と連携して障害福祉圏域等広域的対応を推進します。

3-2-3 計画相談支援・障害児相談支援

社会福祉課

○障害福祉サービス等の利用者を対象として、サービス等利用計画の作成・見直しなどを行います。

3-2-4 地域移行支援・地域定着支援

社会福祉課

○施設入所や病院に入院している障害のある人等の地域生活への移行に向けた支援を行います。

＜自立支援給付の概要＞

区分		サービス名	サービス内容
訪問系サービス	介護給付	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
		重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
		同行援護	移動に著しく困難のある重度の視覚障害者の外出時に同行し、移動の支援を行います。
		行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
		重度障害者等 包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。
日中活動系サービス	介護給付	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
		療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
		短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	訓練等給付	自立訓練	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。(機能訓練と生活訓練があります。)
		就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
		就労継続支援	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。 (A 型＝雇用契約を結ぶ型、B 型＝雇用契約を結ばない型があります。)
居住系サービス	訓練等 給付	共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。(共同生活介護は平成 26 年度に一元化)
	介護給付	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
補装具費の支給			義肢、装具、車いす等の補装具の購入・修理に要した費用を支給します。

◎訪問系サービス:在宅で訪問を受け利用するサービス。

◎日中活動系サービス:入所施設等で昼間の活動を支援するサービス。

◎居住系サービス:入所施設等で住まいの場におけるサービス。

施策の方向3 地域生活支援事業の充実

地域生活支援事業は、障害者総合支援法において、自立支援給付とともに、障害のある人の地域での生活を総合的に支援する一翼を担う事業として位置づけられています。

地域において、できるだけ自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう、身近な地域できめ細かな支援を行う視点から多様な事業の充実を図ります。

3-3-1 相談支援事業

社会福祉課

○障害者等からの相談に応じ、障害福祉サービスの利用支援などの必要な支援を行うとともに、障害者等の権利擁護のために必要な援助を行います。

3-3-2 意思疎通支援事業

社会福祉課

○障害のため意思疎通を図ることに支障がある人とその他の人の意思疎通を仲介するために、手話通訳や要約筆記等を行う人の派遣を行います。また、市の窓口での手続きや相談が円滑にできるよう手話通訳者の配置を検討します。

3-3-3 日常生活用具給付事業

社会福祉課

○重度障害のある人等に対し、日常生活がより円滑に行われるための日常生活用具の給付を行います。

3-3-4 移動支援事業

社会福祉課

○屋外での移動が困難な障害のある人について、外出のための支援を行います。

3-3-5 地域活動支援センター事業

社会福祉課・社会福祉協議会

○障害のある人が通い、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を図ります。

3-3-6 理解促進研修・啓発事業

社会福祉課

○住民に対して障害者等に対する理解を深めるために、教室・講演会の開催等研修・啓発事業、ホームページ等による広報活動を行います。

3-3-7 自発的活動支援事業

社会福祉課

○障害者等やその家族、地域住民等がボランティア活動や交流活動等自発的に行う活動に対する支援を行います。

3-3-8 手話奉仕員養成研修事業

社会福祉課

○聴覚障害者等との交流活動の促進、市の広報活動などの支援者として手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成研修します。

3-3-9 成年後見制度法人後見支援事業

社会福祉課

○法人後見実施のための体制整備、法人後見実施（予定）団体等への活動支援等を行います。

3-3-10 成年後見制度利用支援事業

社会福祉課

○身寄りがなく、判断する能力が不十分な障害のある人が、申立費用や後見人等の報酬を支払うことが困難な場合に支援します。

3-3-11 訪問入浴サービス事業

社会福祉課

○自宅において入浴することが困難な重度の身体障害のある人に対し、その居宅を訪問して浴槽を提供し入浴の介護を行います。

3-3-12 日中一時支援事業

社会福祉課

○障害のある人の日中における活動の場所を確保し、日常的に介護している人の一時的な休息を図ります。

3-3-13 自動車運転免許取得・改造費補助事業

社会福祉課

○身体障害者の自動車運転免許取得費用や自動車改造費用について補助し、就労及び社会参加を支援します。

3-3-14 更生訓練費給付事業

社会福祉課

○施設に入所し、更生訓練を受けている方に対し、職業訓練等に必要な文房具、参考書等を購入する費用を支給します。

3-3-15 施設入所者就職支度金支給事業

社会福祉課

○施設に入所または通所しての方が訓練を終了し、就職等により自立するにあたり就職支度金を支給します。

3-3-16 在宅障害者一時介護事業

社会福祉課

○在宅の障害のある人や児童を介護している人の外出や一時的な休息を支援するため、一時的に預かり介護します。

施策の方向4 日常生活を支援する事業の充実

地域において障害のある人を支えるための事業として、これまで、サービス提供の基礎となる障害者手帳の交付や相談事業、マンパワーの確保、介護保険サービスとの調整事務や各種の障害者関連高齢福祉事業などを実施してきており、今後も事業の充実に努めます。

3-4-1 地域ケアシステムの活用

健康長寿課・社会福祉協議会

○地域ケアシステムを活用し、地域で様々な生活課題を抱えている在宅の障害者やその家族への生活支援に努めます。

3-4-2 茨城県発達障害者支援センターとの連携

社会福祉課

○発達障害者（自閉症、学習障害者、注意欠陥多動性障害等）への専門相談機関である「茨城県発達障害者支援センター」（茨城町）との連携を図り、発達障害者への相談支援体制の強化に努めます。

3-4-3 家庭児童相談の充実

子ども家庭課

○発達・教育支援センター（仮称）設置を目標に子ども未来室が設置されたことに伴い、子どもや家庭に関する問題等を含めた総合相談窓口業務を充実するとともに、関係機関の調整を図ります。

3-4-4 県が実施している事業の情報提供

社会福祉課

○県が実施している各種相談事業について広報・周知に努めます。

3-4-5 地域包括支援センターの活用

健康長寿課

○介護保険事業における地域包括支援センター等を活用した相談体制の整備を推進していきます。

3-4-6 「耳マーク」の設置

社会福祉課

○市役所に設置している「耳マーク」により、耳の不自由な方に対して適切な窓口対応や相談支援、周知に努めます。

3-4-7 児童の支援ネットワークの構築

子ども家庭課

○子どもやその家庭に対する決め細かな支援のため、福祉・保健・医療・教育・民間団体等とのネットワークを構築し、その活用を図り、切れ目のない支援体制を強化していきます。

3-4-8 福祉ネットワークの構築

社会福祉課

○インターネット等による福祉ネットワークの構築、普及とその活用にも努め、相談支援が全ての障害に対応できるよう検討します。

3-4-9 人材の確保

総務課

○社会福祉士、精神保健福祉士、保健師、社会福祉主事、各種機能訓練士などの人材確保に努めます。

3-4-10 相談支援スタッフの資質向上

社会福祉課

○相談支援体制の強化を図るため、スタッフの各種研修会への参加を促進していきます。

3-4-11 市職員の資質向上

総務課

○すべての市職員が、障害のある人に配慮しつつ、各自の職務を遂行することができるよう、職員の障害者福祉に関する知識を周知し意識を高めていくよう努めます。

3-4-12 ケアマネジメント体制の整備

社会福祉課

○障害者一人ひとりのニーズや障害の程度をふまえたサービスの調整等を一貫して行う、ケアマネジメント体制の整備を検討します。

3-4-13 日常生活自立支援事業

社会福祉協議会

○知的障害・精神障害のある人や認知症の人が安心して生活が送れるように日常生活に必要な福祉サービスの利用手続きや金銭管理を支援します。

3-4-14 関連制度の周知及び拡充要請

社会福祉課

○年金・各種手当・助成金制度や税金・医療費の負担軽減、公共交通機関の運賃、有料道路の割引制度等について、パンフレットなどを活用して周知を図り、利用を促進するとともに、関係機関に対し制度の拡充を要請していきます。

3-4-15 障害者に対応した選挙への推進

総務課

○選挙の投票方法における手続等の円滑化及び簡素化等について公職選挙法と照らし合わせながら推進していきます。

3-4-16 障害者施設等の地域への開放の推進

社会福祉課

○市内にある障害者施設等について、地域に開かれた場としての活用が図られるよう積極的な交流の促進に努めます。

3-4-17 発達障害者へのサービスの検討

社会福祉課

○自閉症等、学習障害、注意欠陥多動性障害等の発達障害者へのサービス活用方法について検討していきます。

3-4-18 地域公共交通の運行

政策秘書課

○ノーマライゼーションの理念に基づき、すべての人に利用しやすい地域公共交通の運行を目指します。地域公共交通会議と調整を図りながら、市の公共交通体制について検討していきます。

3-4-19 車いす対応車両の貸出

社会福祉協議会

○社会福祉協議会による車いす対応車両の貸出事業を推進します。

3-4-20 タクシー利用券の助成と利用促進

健康長寿課

○タクシー利用券の助成と利用促進に努め、移動手段の確保を図ります。

施策の方向5 生活安定・経済的自立の支援

障害基礎年金等の年金制度や特別障害者手当等の各種手当の支給制度は、障害のある人の暮らしを支える土台として重要な役割を果たしています。今後とも、こうした所得保障及び貸付等経済的支援事業の充実を図り、生活の安定と経済的自立を支援します。

3-5-1 心身障害者扶養共済制度の普及

社会福祉課

○保護者が亡くなった後の障害者の生活安定を図るため、心身障害者扶養共済制度の普及に努めます。

3-5-2 生活福祉資金制度等の充実

社会福祉協議会

○生活福祉資金貸与等、経済的支援を目的とした制度・サービスを充実するよう努めます。

3-5-3 医療福祉費助成の周知

国保年金課

○経済的負担を軽減することにより必要な医療を継続的に受けられるよう、医療福祉費の助成を行うとともに制度の周知を図ります。

3-5-4 難病患者福祉金の支給

社会福祉課

○県が実施している医療費公費負担制度の適用疾病となる難病患者の対象が拡大されたことに準じて、「難病患者福祉金」の支給事業の継続に努めます。

3-5-5 診断書料の助成

社会福祉課

○身体障害者手帳や精神障害者保健福祉手帳の取得推進と負担軽減を図るため、申請手続きに必要とする診断書料を助成します。

3-5-6 障害基礎年金の周知

国保年金課

○国民年金に加入中、一定の保険料納付要件を満たしている人、または老齢基礎年金の受給資格を満たしている人が60歳から65歳になるまでに障害になったとき、または、20歳前に障害になったときに、条件を満たしている方に支給される制度の周知を図ります。

3-5-7 特別障害者手当支給

社会福祉課

○在宅の重度障害のある人に対し、著しく重度の障害によって生ずる特別な負担の軽減を図る一助として手当を支給します。

3-5-8 特別児童扶養手当支給

社会福祉課

○20歳未満の障害のある児童を在宅で養育する父母又は養育者に対して、手当てを支給します。

3-5-9 税や各種割引・減免制度の周知

社会福祉課・税務課

○自動車税（窓口＝県税事務所）住民税・軽自動車税（窓口＝税務課）等の控除や減免、JR・バス・飛行機・タクシー料金、有料道路通行料金、大洗カーフェリー料金などの割引、公共料金等の減免、県立施設等の利用料減免制度についての周知に努めます。

基本目標 4 雇用・就労の促進

障害のある人のライフステージ・年代に対応した適切な職業リハビリテーションや雇用と福祉施策の連携の強化、雇用・就労の場の確保対策を推進します。ハローワーク等国や県の関係機関との連携により、雇用・就労を通じての自立と社会参加を促進します。

施策の方向	1 雇用・就労の場の拡大 2 職業リハビリテーションの推進
--------------	--

施策の方向 1 雇用・就労の場の拡大

ハローワークをはじめ地域における学校・企業・関係機関等による連携を強化し、障害の状況に対応した雇用・就労の場の確保対策を推進します。

「茨城県工賃向上計画」（注 1）を勘案して、県と連携して就労継続支援事業 B 型事業所での計画作成を図り、事業所や企業・関係機関等とのネットワーク構築に努めて賃金水準の向上を目指します。在宅で仕事を希望する障害のある人に対しては在宅就業障害者支援制度（注 2）等の活用にも努めます。

障害者優先調達推進法に基づき、障害者就労施設等からの計画的調達を図ります（注 3）。

（注 1）「茨城県工賃向上計画」（平成 24 年～26 年）：原則として就労継続支援 B 型事業所における本県工賃水準 10,684 円（平成 23 年度）を 15,000 円とする目標工賃を設定しています。

（注 2）在宅就業障害者支援制度：在宅で就業する障害者に仕事を発注する事業主を障害者雇用納付金制度で助成。

（注 3）「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（平成 24 年）障がい者就労施設等の受注の機会を確保するために、国や県・市において、物品の調達方針を定めて、方針・実績等を公表することが求められています。

4-1-1 障害者就業・生活支援センターとの連携

社会福祉課

○障害者就業・生活支援センターとの連携を深め、情報提供や相談体制の充実を図り、障害者の雇用促進に努めます。

4-1-2 茨城県立産業技術専門学院等との連携

社会福祉課

○茨城県立産業技術専門学院（土浦市等）での障害者職業能力開発事業の活用に努めるとともに、身体障害者にも開かれた学校である茨城県立産業技術専門短期大学校（水戸市）の人材育成機関としての周知を図ります。

4-1-3 茨城障害者職業センターとの連携

社会福祉課

○障害者の就労訓練機関として茨城障害者職業センター（笠間市）の周知及び連携を図ります。

4-1-4 ハローワーク土浦との連携

社会福祉課

○ハローワーク土浦と連携し、市内及び近隣市町村の事業者、法定雇用率の達成と障害者のための職場環境の向上について協力を求めています。

4-1-5 「障害者雇用促進月間（9月）」の広報・啓発

社会福祉課

○国や県等の関係機関と連携して、「障害者雇用促進月間（9月）」を中心に、障害者就職面接会等の広報・啓発活動の充実に努めます。

4-1-6 茨城県工賃向上計画と連携

社会福祉課

○市内の障害のある人対象の関連事業所の取り組みを促進するとともに、事業所や企業・関係機関等との業務受発注等に関わるネットワークを構築し、市関連業務の障害者施設等への発注を検討します。

4-1-7 障害者優先調達推進法による市の事業実施

社会福祉課

○法に基づく市の調達方針を策定し、事業実績を公表します。

施策の方向2 職業リハビリテーションの推進

一般雇用が困難な障害のある人の場合は自立支援給付における就労継続支援事業の利用を促進します。一方、福祉施設退所や特別支援学校卒業者等で働く意欲のある人については、自立支援給付の就労移行支援事業により、基礎的な訓練から就職後の定着に至るまでハローワークのトライアル雇用やジョブコーチ支援事業などの雇用施策と連携を進めるなど効果的な支援に努めます。

4-2-1 トライアル雇用とジョブコーチ支援の利用促進

社会福祉課

-
- 福祉施設から一般就労に移行するため、障害者委託訓練事業、障害者試行雇用（トライアル雇用）事業、職場適応援助者（ジョブコーチ）支援などの利用促進を図ります。

4-2-2 就労継続支援事業の推進

社会福祉課

-
- 一般就労が困難な障害者の就労を促進するため、「就労継続支援事業」（A型、B型）の推進に努めます。

4-2-3 地域活動支援センターの活用

社会福祉課

-
- 地域活動支援センターを活用して、障害者の社会的自立を促進するための方策（職業訓練事業等）を検討していきます。

4-2-4 知的障害者職親委託制度の活用

社会福祉課

-
- 知的障害者職親委託制度の活用に努めます。

基本目標 5 社会参加の促進

文化・スポーツ・レクリエーション活動の振興を図り、障害のある人の生きがいや楽しみのある生活を豊かにする施策を進めます。

また、障害のある人の地域社会への参加を促進する基礎として、総合的に地域社会の情報提供を行うように図ります。

施策の方向	1 文化・スポーツ活動等の振興 2 地域情報提供の充実
--------------	--

施策の方向 1 文化・スポーツ活動等の振興

スポーツ・レクリエーション活動については、障害のある人の生きがいや楽しみを向上させる活動であるとともに、健康の維持・増進、生活習慣病の予防などに資する活動として位置づけ、今後、一層の振興に努めます。

障害のある人の行う各種の文化活動やスポーツ・レクリエーション活動を支援し、振興に努めるとともに、県や全国大会等の催し物などへの参加を促進します。特に障害のある人の参加促進の視点から、コミュニケーション支援体制や会場配慮等の標準化に努めます。(注)

(注)会場配慮等の標準化:例えば、重要な行事を実施する際、駐車場の位置、手話通訳者等の配置、ボランティア配置などの標準的な基準を設定すること。

5-1-1 地域のスポーツ・レクリエーション活動推進

生涯学習課

○スポレク祭などの地域住民参加促進を目的とした活動を行い、障害者も気軽に地域で楽しく参加できるスポーツ・レクリエーション活動の推進に努めます。

5-1-2 スポーツ大会の開催

生涯学習課・社会福祉課

- 国際盲人マラソンかすみがうら大会（土浦市等との共催）、地域身体障害者スポーツ大会（県南地区各市等の共催）等の市が主催する大会を開催するなど、積極的に障害者スポーツを推進します。

5-1-3 県等主催の各種大会の支援

社会福祉課

- 県等が主催する茨城県身体障害者スポーツ大会、茨城県ゆうあいスポーツ大会等の各種大会支援、県の障害者団体が主催する「山の集い」等の支援に努めます。

5-1-4 スポーツ・レクリエーション活動の場の提供

生涯学習課

- 市内にある資源活用等により障害者のためのスポーツ・レクリエーション活動の場を提供します。市内社会体育施設は段差解消のバリアフリー化を推進しており、今後も必要に応じて施設の充実を図ります。

5-1-5 図書館の利用拡大

生涯学習課

- 市立図書館が保管している大活字・点字図書、朗読ボランティアの作成したテープなどの利用拡大に努めます。

5-1-6 公共文化施設の減免等の整備

観光商工課・生涯学習課・検査管財課

- 当面は現行の減免制度を運用しますが、市全体の公共施設使用料等について、受益者負担の原則を踏まえた見直しを行う中で、障害者の活動を支援するための減免制度のあり方について検討します。また、該当する施設のサービス・制度等を整理し、ホームページ等により周知に努めます。

5-1-7 障害者が参加しやすい行事の開催

観光商工課

- 「かすみがうら祭」等の行事において、障害者専用駐車場の確保やメインステージ前に車椅子スペースを設置する等、障害者の方が参加・出店しやすいよう努めます。

5-1-8 障害者の作品発表機会の拡充

社会福祉課・生涯学習課

- 障害者が、製作した作品を展示、紹介する機会の拡充を図ります。

5-1-9 地域活動支援センターの文化活動

社会福祉課

- 市の地域活動支援センターにおいて実施している陶芸等の文化活動の充実に努めます。

5-1-10 成人式の手話通訳者等の配置

生涯学習課

○成人式に障害者が参加する際に、手話通訳者や介助者の配置をします。

5-1-11 県等主催の文化・芸術事業の支援

社会福祉課・生涯学習課

○県や各障害者団体が主催する障害者文化祭や障害者美術展等の周知を図るとともに、作品出展の参加を促進する等の支援に努めます。

施策の方向2 地域情報提供の充実

障害のある人への地域社会の総合的な情報提供を保障するための一環として、ホームページのバリアフリー化を推進します。

特に、「情報保障」の満足度向上に向けて、障害福祉サービスをはじめ、本計画に関わる保健医療、教育・育成、雇用・就労、社会参加、まちづくりなど各分野にわたる事業・制度等について、広報や市ホームページの充実に努めます。

5-2-1 意思疎通支援事業（地域生活支援事業）

再掲

社会福祉課

○聴覚障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人とその他の人の意思疎通を仲介するために、手話通訳や要約筆記を行う人の派遣を行います。

5-2-2 声の広報配布事業

社会福祉協議会

○視覚障害の方への広報テープ配布を通じたコミュニケーション支援を行います。今後、点字広報の実施について検討します。

5-2-3 ホームページのバリアフリー化の推進

情報広報課

○障害のある人向けの情報提供のツールとして充実に図るため、ホームページのリニューアルを行うなどバリアフリー化を推進します。（文字の大きさのズーム、画面色の変更、読み上げ機能など）

基本目標6 住みよいまちづくり

障害のある人や高齢者、乳幼児などにとって住みよいまちは、誰にとっても住みよいまちであるというユニバーサルデザインの視点から（注）、快適で安全なまちづくり、生活環境のバリアフリー化を推進するとともに、ボランティア活動や交流活動等の振興により、地域住民の理解と協力を含めた支援体制を充実するように努めます。

（注）ユニバーサルデザイン：あらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

施策の方向	1 バリアフリーの生活環境整備 2 災害時支援・防犯対策の推進 3 地域支援体制の整備 4 障害のある人への理解の促進
--------------	--

施策の方向1 バリアフリーの生活環境整備

「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方を踏まえて、市内の公共的施設や集客施設等をはじめ公園・道路など生活・移動環境の点検を実施し、バリアフリー化等の情報提供の充実を図ります。また、こうした点検活動などを踏まえて、バリアフリーのまちづくりを段階的・計画的に推進します。

障害のある人を含むすべての人が安全に安心して歩くことができるように、バリアフリー対応型の信号機の設置等道路・歩道環境の整備、交通安全対策等を関係機関と連携して推進します。

6-1-1 居住の場の整備

社会福祉課

○障害者の地域での居住の場となるグループホーム等の整備・拡充について検討します。

6-1-2 在宅サービスの充実

社会福祉課

○障害のある人が日常生活においてできるだけ支障なく暮らせるよう「補装具の給付」、「日常生活用具の給付」、「訪問入浴サービス」等の在宅サービスの充実を図ります。

6-1-3 「バリアフリー法」と茨城県ひとにやさしいまちづ

都市整備課

くり条例による施設整備

-
- 不特定多数の利用がある民間施設において、「バリアフリー法（高齢者障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）」や「茨城県ひとにやさしいまちづくり条例」等を考慮した指導に努めます。

6-1-4 公共施設のバリアフリー・ユニバーサルデザイン化

検査管財課

-
- 公共施設等総合管理計画等を踏まえ、ファシリティマネジメントの観点から公共施設の機能向上等を推進していく中で、市役所庁舎をはじめとする公共施設へ手すり、スロープ、点字案内等の設置など障害者に配慮した施設整備を推進します。

6-1-5 障害者のシンボルマークの広報・周知

社会福祉課

-
- 障害者のシンボルマークについては、市役所に設置されている「耳マーク」の他にも国際的に認められるものや障害者団体の全国的に提唱しているものがあり、それらのマークについても広報・周知に努めます。

6-1-6 公園施設のバリアフリー・ユニバーサルデザイン化

都市整備課

-
- 障害のある人が快適に公園を利用できるようにするため、市内の各公園のトイレや通路整備において、バリアフリー化及びユニバーサルデザイン化を含んだ計画で進めるよう努めます。

6-1-7 神立駅周辺のバリアフリー・ユニバーサルデザイン化

都市整備課

-
- 神立駅前・周辺等のバリアフリー・ユニバーサルデザイン化整備については、神立駅西口土地区画整理事業において、土浦市や JR 等の関係機関との連携を図り、駅舎・自由通路のバリアフリー化を含んだ計画により整備を推進します。

6-1-8 道路等のバリアフリー・ユニバーサルデザイン化

道路建設課

-
- 障害者や高齢者の安全な交通を確保するため、段差の切り下げ、誘導ブロックの設置等について、機会を捉えて充実を図ります。

6-1-9 信号機のバリアフリー・ユニバーサルデザイン化

総務課

-
- 市内には市役所千代田庁舎前交差点等に高齢者や障害者に配慮した信号機が設置されていますが、音響式や青延長用押しボタン付信号機等の設備設置を推進し、必要に応じて警察等に要請する等、交通安全の確保に努めます。

施策の方向2 災害時支援・防犯対策の推進

「地域防災計画」により、避難訓練の実施や避難場所の周知、避難体制の整備を図るなど障害のある人を含む災害時要援護者避難対策を推進します。

また、障害のある人が消費者犯罪等を含めた各種の犯罪にあわないよう関係機関等と連携し、防犯対策の充実を図ります。

今後、障害のある人への虐待の防止対策、サービス利用者の人権擁護等全般的な課題について、関係機関等との連携を含めた対応システムを地域自立支援協議会等の活用を含めて検討していきます。

(注)災害時要援護者:高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊婦等で災害時に安全に避難することが困難な人。

6-2-1 障害者に配慮した地域防災計画の策定

総務課

○本市で策定した地域防災計画について、福祉避難所を含む避難所・避難場所等の周知をはじめ障害者に配慮した避難・連絡手段の確保等を図り、計画内容の実現に努めます。

6-2-2 情報伝達と避難支援の確保

総務課・社会福祉課

○災害時に円滑な情報伝達及び避難支援を的確に実施できるように努めます。

6-2-3 緊急通報システム事業の充実

健康長寿課

○急病、事故等で緊急に援助が必要となった場合、速やかな救護活動に対応できるよう、緊急通報システム事業を充実します。

6-2-4 社会福祉施設の防災対策強化

総務課

○社会福祉施設に対し、防災知識の向上及び意識の啓発を図るよう指導していきます。また、災害時の受け入れに対応できるよう防災資機材の整備や食料の備蓄の充実を図ります。

6-2-5 災害見舞金等の支給

社会福祉課

○自然災害により死亡した遺族に対して災害弔慰金の支給を、住宅等の全部または一部に災害を受けた被災世帯に対し災害見舞金の支給を継続します。

6-2-6 広報・啓発の充実

総務課・社会福祉課

○防犯・防災に関するパンフレットの配布等により、障害者に対し、防犯・防災に関する知識の普及を図るとともに、市民等に対して障害者への援助に関する広報・啓発等の充実に努めます。

6-2-7 災害時要援護者避難支援プランの推進

社会福祉課

○災害時要援護者の避難支援ガイドラインに基づき、市地域防災計画を踏まえて避難支援プラン・個別計画の作成を推進し、災害時要援護者登録制度の充実に図ります。

6-2-8 聴覚・言語障害のある人の緊急通報への支援

消防本部

○聴覚・言語障害のある人が火災や急病等で緊急に援助が必要になったときのために、火災・救急専用FAX（119FAX）の利用登録を推進します。また、携帯電話やスマートフォンによる緊急通報システム（Web119）の構築を図ります。

施策の方向3 地域支援体制の整備

障害のある人の福祉施策の推進にあたり、地域ケアシステム、ボランティアセンターの運営など重要な役割を果たしている社会福祉協議会と引き続き連携していきます。

また、障害者団体や家族会の活動、各種の福祉に関わるボランティア活動の振興により、地域住民の理解と協力による支援体制の充実に努めます。

6-3-1 社会福祉協議会との連携

社会福祉課

○地域ケアシステム推進事業やボランティア活動の振興など地域福祉推進の担い手として位置づけられている社会福祉協議会との連携を強化します。

6-3-2 ボランティア活動の振興

社会福祉協議会

○「ボランティアセンター」の活動を含めて「障害者プラン」の各分野にわたる連携を推進する中で、多様なボランティア活動の振興に努めます。

6-3-3 障害者団体等の活動の振興

社会福祉課・社会福祉協議会

○障害者団体や家族会等の活動の振興に向けて引き続き支援します。

施策の方向4 障害のある人への理解の促進

障害者週間（毎年12月3日から9日まで）における国・県等の各種の催し物等と連携して、広報やホームページ等を活用して障害のある人についての理解を促進するための啓発・広報を推進します。

また、子どものうちから共生社会の心を育むために、学校教育における福祉交流教育や福祉体験活動の機会を設定するなどの生涯学習を推進します。

障害者差別解消法の施行に向けて、当市の対応方策の具体化を図ります。

6-4-1 盲導犬、聴導犬、介助犬に対する理解促進

社会福祉課・社会福祉協議会

○盲導犬、聴導犬、介助犬に対する理解促進を図っていきます。

6-4-2 車いす・白杖等に対する理解促進

社会福祉課・社会福祉協議会

○視覚障害者が使用している白杖、身体障害者が使用している車いす等、障害者が移動・外出等に使用しているアイテムについて周知するとともに理解促進を図っていきます。

6-4-3 福祉教育の推進

学校教育課

○福祉教育を目的として施設等と市内の学校との交流を推進します。

6-4-4 障害の理解・啓発

社会福祉課

○精神障害者への社会的理解の啓発のため講演会の開催を検討します。

6-4-5 障害者差別解消方針等の策定

社会福祉課

○障害者差別解消法に基づき、差別解消のための具体的な方策や合理的な配慮事項・指針等の策定を図ります。

第 5 章

障害福祉計画

1 「基本指針」の考え方

「基本指針」は、障害福祉計画の策定にあたり、「障害福祉サービス及び相談支援の提供体制の確保に関する基本的な事項」として、次の通り定めています。

①3項目の「配慮事項」

「共生社会の実現という理念の実現に向けて、3項目の「配慮事項」を示しています。

- 1) 障害者等（障害者・児）の自己決定の尊重と意思決定の支援
- 2) 障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- 3) 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービスの基盤の整備

②サービスの提供体制の確保について

サービス量の確保については、基本的な考え方として、次の4点を挙げています。

- 1) 全国どこでも必要な訪問系サービスの保障
- 2) 希望する障害者等への日中活動系のサービスの保障
- 3) グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備
- 4) 福祉施設から一般就労への移行等の推進

③相談支援の確保について

障害福祉サービスの利用にあたって必要なサービス等利用計画の作成体制の確保、人材養成、地域移行支援・地域定着支援等の充実、自立支援協議会の活用等を図ることとしています。

④障害児支援の確保について

障害児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の確保を図ることとしています。

当市においては、「基本指針」にしたがって、成果目標及びサービス量の見込、サービス提供体制の確保方策を定めます。

2 成果目標の設定

第 3 期計画では「基本指針」に基づき、施設入所者等の地域生活への移行や就労促進のために、平成 26 年度に向けた成果目標を定めて事業を推進してきました。

第 4 期計画においては、次の通り、成果目標を設定して各種の事業を推進します。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

① 国・県の方針

施設から地域生活への移行について、国・県の方針は、次の 2 項目です。

- 1) 平成 25 年度末時点の施設入所者の 12%以上を地域生活へ移行
- 2) 平成 25 年度末時点の施設入所者の 4%以上を削減

② 当市の目標

平成 25 年度における施設入所者数は 59 人、今後、平成 29 年度までに、新規の施設入所者数は 4 人、第 4 期計画期間中の地域生活移行者数を 7 人（12%）と見込むと、平成 29 年度の施設入所者数は 56 人と見込まれます。

平成 29 年度における平成 25 年度からの削減数は 3 人として、削減率は 5.1%と見込みます。

平成 17 年度（第 1 期）からの平成 25 年度までの累積削減数は 16 人（75 人-59 人）となっており、少なくとも 16 人以上（21.3%）は地域生活へ移行等したことになります。これに第 4 期の移行者見込数 7 人を加算すると 23 人で、平成 17 年度の 30.7%（以上）の移行率となっています。

（注）第 3 期の目標：第 3 期（平成 26 年度）の施設入所者見込数は 63 人で、実績数は 63 人（10 月）となっており、見込数と同数となっています。

■施設から地域生活への移行

項目	人	考え方
平成 25 年度末の施設入所者 A	59	平成 26 年 3 月末日
平成 29 年度新規入所者見込み B	4	平成 29 年度末までに新たに施設入所支援が必要となる人数
第 4 期中の地域生活への移行者見込み C	7	A の 12% 共同生活援助(グループホーム)、一般住居へ
平成 29 年度施設入所者見込み $D=A+B-C$	56	平成 29 年度施設入所支援利用者見込み
第 4 期計画の削減目標値	3	A の 4%以上削減率 5.1%
参考:平成 17 年度からの地域生活移行数	23	(平成 17 年度入所者数 75 人-A)+7 (累積移行率 30.7%以上)

③ 目標達成のための留意事項

この成果目標を達成するためには、第 3 期同様に、共同生活援助（グループホーム）の整備に加えて、一般住居における自立生活を支援する各種のサービス提供の充実が求められます。

(2) 入院中の精神障害者の地域生活への移行

入院中の精神障害者の地域生活への移行を促進するため、茨城県と連携して、地域生活を支援する体制の整備に努めます。

平成 24 年 6 月末時点の当市の長期在院者数 52 人から、平成 29 年 6 月末時点で 18%以上、10 人減少することを目指します。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

共同生活援助（グループホーム）または障害者支援施設を核にして相談支援機能等を集約した「地域生活支援拠点」または、関係機関の連携体制を強化した「面的な体制」を、障害福祉圏域内自治体と連携して第 4 期中に整備するように図ります。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

① 国・県の方針

福祉施設から一般就労への移行について、国・県の方針は次の 3 項目です。

- 1) 福祉施設から一般就労への移行者数を、平成 24 年度実績の 2 倍
- 2) 就労移行支援事業の利用者を平成 25 年度末利用者の 6 割以上増加
- 3) 就労移行支援事業の利用者のうち就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上

② 当市の目標

平成 29 年度までの福祉施設から一般就労への移行等についての目標を、次の通り定めます。

1) 福祉施設から一般就労への移行者数を 10 人と見込みます。

(注)この場合、福祉施設とは、就労移行支援、就労継続支援(A 型・B 型)、生活介護、自立訓練(機能訓練・生活訓練)

2) 就労移行支援事業の利用者数を、平成 25 年度実績の 6 割以上増加の 39 人と見込みます。

3) 就労移行支援事業利用者の就労移行率 3 割以上の事業所数を圏域内全体の 5 割以上 6 か所と見込みます。

■第 4 期・平成 29 年度における目標

目標項目	目標	考え方
1)福祉施設から一般就労への移行者数	10 人	平成 24 年度実績の 2 倍
2)就労移行支援事業利用者数	39 人	平成 25 年度実績の 6 割以上(15 人)増加
3)同上移行率 30%以上の事業所数	6 か所	圏域内全体事業所数の 5 割以上箇所数

■参考:第 3 期目標の達成状況

第 3 期目標項目	目標	実績	状況
1)福祉施設から一般就労への移行者数	8 人	6 人	平成 25 年度実績
2)就労移行支援事業利用者数	19 人	24 人	平成 25 年度実績
3)就労継続支援利用者数(A 型+B 型)	28 人	40 人	平成 25 年度実績
同上のうち A 型利用者数	2 人	2 人	平成 25 年度実績

③ 目標達成のための留意事項

就労移行支援事業の充実を基本として、ハローワーク等との連携により一般就労を促進します。

また、福祉施設等における工賃向上対策の支援、市の物品調達等の受注機会の拡大等を含めて、就労・雇用状況の全般的な改善を図ります。

(5) 成果目標と活動指標等との関係 (参考)

①福祉施設の入所者の地域生活への移行

②入院中の精神障害者の地域生活への移行

	成果目標	主な関連活動指標
成果目標	■福祉施設から地域生活への移行者数の増加 ■施設入所者数の減少・削減 ■入院中の精神障害者の地域生活への移行	○相談支援利用者数 計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援 ＜居住系＞ ○共同生活援助（グループホーム）の利用者数 ○施設入所支援の利用者数（削減） ＜訪問系・日中活動系＞ ○居宅介護等の利用者数・量 ○生活介護の利用者数・量 ○自立訓練（機能訓練・生活訓練）の利用者数・量 ○短期入所の利用者数・量 ○地域活動支援センターの利用者数
ニーズ対応	★住居の確保（住宅改修含む） ★緊急時の対応 ★医療の確保 ★サービスの確保 ★家族・身近な住民の理解 ★経済的な支援	○相談支援による対応 ○地域での支援体制の確保・調整

③地域生活支援拠点等の整備

	成果目標	主な関連活動指標
成果目標	■地域生活支援拠点または面的な体制を1箇所整備	○圏域内状況を勘案して1箇所

④福祉施設から一般就労への移行等

	成果目標	主な関連活動指標
成果目標	■一般就労への移行者数の増加 ■就労移行支援事業の利用者数 6割増加 ■就労移行支援の事業所ごとの 就労移行率	○就労支援事業等（生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援）から一般就労への移行者数 ○就労移行支援の利用者数 ○工賃向上計画（県計画） ○優先調達方針の策定（目標）
ニーズ対応	★障害に理解・配慮のある職場の増加 ★訓練・研修、指導・助言のある職場の増加 ★生活できる給料を確保できる職場の増加	○障害者試行雇用（トライアル雇用）事業、職場適応援助者（ジョブコーチ）支援の利用者数

3 サービス量の見込・確保方策

(1) 障害福祉サービス

【サービス量の見込方について】

障害福祉サービス及び地域生活支援事業等の量の見込方は、おおむね次の通りとしています。

①第3期における利用実績をベースとして、対前年増減数の平均値を算出し、第4期において平均増減を一定と仮定して、利用者数を推計します。

②実際の利用者数推計では、1)平成26年度の障害福祉サービス支給決定者数(平成26年5月1日)、2)「かすみがうら市障害者福祉アンケート」結果(サービス・ニーズ量)を勘案して見込みます。

③第3期の利用者数等が減少傾向または年度による増減がある場合、第4期においては、②の勘案事項により、増加または横ばい状況となるように、調整します。

④利用量(延時間、延利用者数)については、一人当たりの平均月間利用量を算出し、第4期の推計利用者数に乗じて算出します。

1) 訪問系サービスの充実

自立支援給付のうち訪問系サービスは、在宅で訪問を受けて利用する介護給付で、次の5種類のサービスです。

サービス名	サービス内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	移動に著しく困難のある重度の視覚障害者の外出時に同行し、移動の支援を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等 包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。

①居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援

区 分		単位	H24	H25	H26	H27	H28	H29
居宅介護	実利用者数	人/月	17	15	14	16	20	24
	延利用時間	時間/月	242	231	259	287	342	398
重度 訪問介護	実利用者数	人/月	0	0	0	0	0	0
	延利用時間	時間/月	0	0	0	0	0	0
同行援護	実利用者数	人/月	1	1	1	1	1	1
	延利用時間	時間/月	22	25	38	38	38	38
行動援護	実利用者数	人/月	1	1	3	4	5	6
	延利用時間	時間/月	2	3	11	11	14	17
重度障害者 等包括支援	実利用者数	人/月	-	-	-	-	-	-
	延利用時間	時間/月	-	-	-	-	-	-

注：H24、H25 は各年度平均値、H26 は10月分、H27～H29 は推計

居宅介護の利用者数は第3期では減少傾向ですが、平成29年度には利用者数24人、利用時間は398時間と見込みます。同行援護の利用者数は、横ばいで、平成29年度1人、38利用時間、行動援護は増加傾向で、平成29年度の利用者数は6人、17利用時間と見込みます。

【サービス見込み量の確保方策】

訪問系サービスは、障害のある人の地域生活を支える基本事業として位置づけられており、現在の提供体制を維持するように努めます。

2) 日中活動系サービスの充実

日中活動系サービスは、施設等で昼間の活動を支援するサービスのことで、介護給付と訓練等給付に区分されます。介護給付は、生活介護、療養介護、短期入所です。訓練等給付は、自立訓練（機能訓練、生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型、B型）です。

なお、日中活動系サービスには、このほか地域生活支援事業の地域活動支援センター事業があります。

サービス名	サービス内容
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
自立訓練	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。(機能訓練と生活訓練があります。)
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。(A 型＝雇用契約を結ぶ型、B 型＝雇用契約を結ばない型があります。)

① 生活介護

区 分	単位	H24	H25	H26	H27	H28	H29
利用者数	人/月	83	84	93	96	99	102
延利用日数	日/月	1,706	1,723	1,885	1,962	2,023	2,085

生活介護の利用者は増加傾向にあり、今後も引き続き増加するものとみて、平成 29 年度の利用者は 102 人、利用日数は 2,085 日と見込みます。

② 療養介護

区 分	単位	H24	H25	H26	H27	H28	H29
利用者数	人/月	1	1	2	3	4	5
延利用日数	日/月	30	30	62	92	122	153

平成 26 年度の利用者は 2 人で、今後も増加するものとみて、平成 29 年度には、利用者 5 人、利用日数 153 日と見込みます。

③ 短期入所

区 分	単位	H24	H25	H26	H27	H28	H29
利用者数	人/月	12	12	17	20	23	26
延利用日数	日/月	127	106	132	187	215	243

平成 26 年度は 17 人の利用者で、増加傾向にあるため、平成 29 年度には利用者 26 人、243 日と見込みます。

④ 自立訓練

区 分		単位	H24	H25	H26	H27	H28	H29
機能 訓練	利用者数	人/月	1	1	1	1	1	1
	延利用日数	日/月	3	9	11	15	15	15
生活 訓練	利用者数	人/月	10	10	8	10	11	12
	延利用日数	日/月	170	173	136	171	189	206

機能訓練の平成 26 年度の利用者は 1 人で、今後も同様とみて平成 29 年度には 1 人、利用日数を 15 日と見込みます。

生活訓練の第 3 期の利用者は、ほぼ横ばい状況ですが、ニーズ量を勘案して、平成 29 年度では、利用者 12 人、利用日数 206 日と見込みます。

⑤ 就労移行支援

区 分	単位	H24	H25	H26	H27	H28	H29
利用者数	人/月	23	24	22	25	32	39
延利用日数	日/月	421	445	439	477	610	744

年度により利用者増減はありますが、これまではほぼ横ばい状況です。今後、一般就労者の増加を図るために、就労移行支援事業については、大幅に増加するように図る必要があります。

平成 29 年度には 39 人の利用者数、利用日数 744 日を見込みます。

⑥ 就労継続支援

区 分		単位	H24	H25	H26	H27	H28	H29
A 型	利用者数	人/月	1	2	7	10	13	16
	延利用日数	日/月	20	40	148	205	266	328
B 型	利用者数	人/月	27	38	38	44	50	56
	延利用日数	日/月	510	724	785	865	983	1,101

A 型（利用者と雇用者が雇用契約を結ぶ）の利用者は増加傾向にあるため、平成 29 年度に利用者 16 人、利用日数 328 日を見込みます。

B 型（雇用契約を結ばない）の利用者についても増加傾向にあり、今後も引き続き増加するものとみて、平成 29 年度には 56 人、利用日数 1,101 日を見込みます。

【サービス見込み量の確保方策】

施設入所者等の地域生活への移行に伴って、日中活動系事業の充実が必要であるため、現状の提供体制の維持及び拡充を図るように努めます。特に、就労移行支援事業については、一般就労者への移行を勘案して、事業所・事業量等の拡充に努めます。

また、障害福祉圏域内の近隣自治体と連携して広域的な供給体制についても考慮して、サービス量の確保に努めます。

3) 居住系サービスの充実

居住系サービスは、訓練等給付の共同生活援助（グループホーム）及び施設入所支援で、住まいの場で受けるサービスです。

なお、平成26年度において共同生活介護は共同生活援助（グループホーム）に統合されています。

サービス名	サービス内容
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

① 共同生活援助（グループホーム）

区 分	単位	H24	H25	H26	H27	H28	H29
共同生活援助 (グループホーム) 利用者	人/月	6	7	23	24	29	34
共同生活介護 利用者	人/月	17	17				

共同生活援助（グループホーム）の利用者は、ほぼ横ばい状況にあり、平成29年度には利用者34人を見込みます。

なお、施設入所等からの地域移行者などを勘案して、計画期間中に、適宜、共同生活援助（グループホーム）の整備を促進します。

② 施設入所支援

区 分	単位	H24	H25	H26	H27	H28	H29
施設入所支援 (利用者)	人/月	58	59	63	60	58	56

施設入所支援の利用者は、第3期において、やや増加気味でしたが、今後、入所者の地域生活への移行促進を図り、平成29年度には56人を見込むことが必要となっています。

【居住系サービスの確保方策】

地域生活への移行促進のために、共同生活援助（グループホーム）の見込量の拡充を図ることが必要となっています。市内共同生活援助（グループホーム）の整備を促進するとともに、近隣自治体との広域連携も視野に入れて必要量の供給確保に努めます。

(2) 相談支援

相談支援のうち障害福祉サービス等の利用計画に関連する業務については、計画相談支援、障害児相談支援があります。また、施設入所者等の地域生活への移行や定着を支援するための、地域相談支援があります。

なお、このほか、地域生活支援事業には、障害児・者、家族等から受ける生活や就労等全般に渡る相談事業があります。

サービス名	サービス内容
計画相談支援	障害福祉サービス等利用計画の作成、利用状況の検証（モニタリング）、サービス事業者等との連絡調整などを行います。
地域相談支援	<地域移行支援> 障害者支援施設や精神科病院等を退所して、地域生活へ移行する人の相談支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。 <地域定着支援> 居宅において単身で生活している障害者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。
障害児相談支援	障害児通所支援事業や障害福祉サービス等利用計画の作成、利用状況の検証（モニタリング）、サービス事業者等との連絡調整などを行います。

区 分		単位	H24	H25	H26	H27	H28	H29
計画相談支援		人/年	48	133	160	180	200	220
地域相談支援	地域移行支援	人/年	0	0	0	1	3	3
	地域定着支援	人/年	0	0	0	1	1	1
障害児相談支援		人/年	16	49	60	70	80	90

① 計画相談支援

計画相談支援は、第3期から計画相談支援の対象が原則として障害福祉サービスを申請した障害者等へと拡大され、利用者が大幅に増加しており、平成26年度では160人で、第4期においては、さらに増加するものとみて平成29年度には220人を見込みます。

②地域相談支援

地域相談支援では、施設入所者等の地域移行者が利用するものと想定して、平成 29 年度には地域移行支援は 3 人、地域定着支援は 1 人を見込みます。

③障害児相談支援

障害児相談支援についても第 3 期において利用者が大幅に増加し、今後とも増加傾向とみて、平成 29 年度では 90 人を見込みます。

【相談支援の確保方策】

計画作成を担当する「指定特定相談支援事業者」及び「障害児相談支援事業者」（指定は市長が行う）の確保を図り、障害者・児の相談支援の充実に努めます。

また、地域相談支援は、圏域内自治体と連携して、「指定一般相談支援事業者」の確保を図り、見込量の達成に努めます。

(3) 地域生活支援事業

障害者総合支援法では、障害のある方の地域での生活をより効果的に支援するために、意思疎通や外出支援、日中の一時的な支援や各種の生活支援に加えて、相談支援事業等地域の実情に応じて市町村が実施する地域生活支援事業等を位置づけています。

当市においては、以下のとおり事業を実施します。

1) 地域生活支援事業（必須事業）

サービス名	サービス内容
相談支援事業	障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等、権利擁護のために必要な援助を行い、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように支援します。
意思疎通支援事業	意思疎通に支障のある障害者等に対し、手話通訳者・要約筆記者等の派遣や行政窓口等への手話通訳者の設置等により、障害者等との意思疎通を仲介し、コミュニケーションの円滑化を図ります。 また、手話奉仕員の養成を行います。
日常生活用具給付事業	重度障害を補い、障害者の日常生活がより円滑に送れるように支援するため、障害の種類及び程度に応じて、日常生活に欠くことができない用具を給付します。
移動支援事業	社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための外出が円滑にできるよう、移動を支援します。
地域活動支援センター事業	＜基礎的事業＞ 基本事業として創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流促進等の支援を行うものです。 ＜機能強化事業＞ 基礎的事業に加え、センターの機能や体制を充実強化する事業を実施し、地域生活支援の促進を図ります。事業形態として、機能強化の内容により3つの類型（Ⅰ型、Ⅱ型、Ⅲ型）を設けます。
理解促進研修・啓発事業	住民に対して障害者等に対する理解を深めるために、教室・講演会の開催等研修・啓発事業、ホームページ等による広報活動を行います。
自発的活動支援事業	障害者等やその家族、地域住民等がボランティア活動や交流活動等自発的に行う活動に対する支援を行います。
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障害者等との交流活動の促進、市の広報活動などの支援者として手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成研修します。
成年後見制度法人後見支援事業	法人後見実施のための体制整備、法人後見実施（予定）団体等への活動支援等を行います。
成年後見制度利用支援事業	判断能力が不十分な障害のある人の、障害福祉サービスの利用契約の締結等が適切に行われるようにするため、成年後見制度の利用を支援します。

区 分		単位	H24	H25	H26	H27	H28	H29
相談支援事業		か所	3	3	3	3	3	3
意思疎通支援事業		時間/年	91	72	102	108	113	119
	手話通訳者派遣事業	件/年	25	16	28	30	31	33
	要約筆記者派遣事業	件/年	0	0	0	1	1	1
日常生活用具給付事業		件/年	918	1,009	1,057	1,127	1,196	1,266
移動支援事業		実人数	4	4	4	4	5	6
		件/年	47	54	42	42	44	46
地 域 活 動 支 援 セ ン タ ー 事 業	①基礎的事業	か所	3	3	3	3	3	3
	②機能強化事業							
	Ⅰ型	か所	1	1	1	1	1	1
	Ⅱ型		1	1	1	1	1	1
	Ⅲ型		1	1	1	1	1	1
	利用人数計	実人数	22	25	24	25	26	27
理解促進研修・啓発事業		有無	—	—	—	実施	実施	実施
自発的活動支援事業		有無	—	—	—	実施	実施	実施
手話奉仕員養成研修事業		人	—	—	—	1	1	1
成年後見制度法人後見支援事業		有無	—	—	—	実施	実施	実施
成年後見制度利用支援事業		件/年	0	0	0	1	1	1

①相談支援事業

相談支援事業については、継続して平成 27 年度以降においても 3 か所で実施し、事業者の維持に努めます。

②意思疎通支援事業

意思疎通支援事業は、年度による増減はありますが、平成 29 年度には、手話通訳者派遣事業を年間 33 件、要約筆記者派遣事業 1 件を見込み、茨城県と連携して見込量の確保に努めます。

③日常生活用具給付事業

日常生活用具給付事業は増加傾向にあるため、平成 29 年度には 1,266 件を見込み、利用者ニーズの把握に努め、見込量の確保に努めます。

④移動支援事業

移動支援事業は、平成 29 年度には 6 人の利用を見込み、ガイドヘルパーの資質・技術向上を図り、見込量の確保に努めます。

⑤地域活動支援センター事業

地域活動支援センター事業は、3 か所での実施、利用人数 27 人を見込み、継続して事業所に委託して、実施か所の確保に努めます。

⑥理解促進研修・啓発事業

教室・講演会の開催等、生涯学習事業等と連携して事業の充実に努めます。

⑦自発的活動支援事業

障害者団体をはじめ、社会福祉協議会やNPO団体等と連携して、交流事業やボランティア活動の充実に努めます。

⑧手話奉仕員養成研修事業

社会福祉協議会の養成講座等と連携・協働して養成研修事業を行い、年間 1 名程度の養成に努めます。

⑨成年後見制度法人後見支援事業

市内の社会福祉法人等と連携して、体制整備・法人団体の支援に努めます。

⑩成年後見制度利用支援事業

成年後見制度利用支援事業は、平成 27 年度以降 1 人を見込み、サービスの周知に努め、社会福祉協議会の日常生活自立支援事業との連携に努めます。

2) 地域生活支援事業（任意事業）

サービス名	サービス内容
更生訓練費給付事業	施設に入所し、更生訓練を受けている方に対し、職業訓練等に必要な文房具、参考書等を購入する費用を支給します。
施設入所者就職支度金支給事業	施設に入所または通所しての方が訓練を終了し、就職等により自立するにあたり就職支度金を支給します。
日中一時支援事業	障害のある人の日中における活動の場所を確保し、日常的に介護している家族の就労支援、一時的な休息を図ります。
在宅障害者一時介護事業	在宅の障害のある人や児童を家族の就労支援や一時的な休息を支援するため、在宅で介護します。
自動車運転免許取得・改造補助事業	身体障害者の自動車運転免許取得費用や自動車改造費用について補助し、就労及び社会参加を支援します。
訪問入浴サービス事業	入浴に介助を必要とする在宅で重度の障害のある人に対し、その居宅を訪問し浴槽を提供し入浴の介護を行います。

区 分		単位	H24	H25	H26	H27	H28	H29
更生訓練費給付事業		実人数	0	0	0	1	1	1
施設入所者就職支度金支給事業		実人数	0	0	0	1	1	1
日中一時支援事業		実人数	45	42	50	53	55	58
在宅障害者一時介護事業		延人数	264	447	632	815	999	1,183
自動車運転免許取得・改造補助事業	免許取得	件/年	1	1	0	1	1	1
	改造		2	0	1	1	1	2
訪問入浴サービス事業		実人数	1	2	3	4	5	6

①更生訓練費給付事業

更生訓練費給付事業は、第3期の実績はありませんでしたが、平成27年度以降1人を見込みます。

②施設入所者就職支度金支給事業

施設入所者就職支度金支給事業は、第3期の実績はありませんでしたが、平成27年度以降1人を見込みます。

③日中一時支援事業

日中一時支援事業の利用者は増加傾向にあるため、今後も増加するとみて、平成29年度には58人を見込みます。

④在宅障害者一時介護事業

在宅障害者一時介護事業については、今後も増加傾向とみて、平成29年度には延1,183人を見込みます。

⑤自動車運転免許取得・改造補助事業

自動車運転免許取得・改造補助事業は、平成29年度に、免許補助1件、改造補助2件を見込みます。

⑥訪問入浴サービス事業

訪問入浴サービス事業は、平成29年度の利用者を6人と見込みます。

3) 補装具費支給事業

補装具費の支給事業は、地域生活支援事業ではありませんが、障害のある人の生活を支援する重要な自立支援給付事業の一つであるため、ここでサービス量を見込みます。

サービス名	サービス内容
補装具費支給事業	補装具の購入又は修理が必要な障害者等に、その費用として補装具費を支給します。

区 分	単位	H24	H25	H26	H27	H28	H29
補装具費支給事業	件/年	103	109	135	151	167	183

補装具費支給（交付・修理計）事業については100件を超えて推移しており、今後も増加傾向とみて、平成29年度に183件を見込みます。

【地域生活支援事業及び補装具費支給事業の確保方策】

地域生活支援事業（必須事業）については、これまでの事業実績の拡充を図ると共に、社会福祉協議会等市内の関係事業者・団体等と協力・連携して事業確保に努めます。

日中一時支援事業、在宅障害者一時介護事業及び訪問入浴サービス事業は、継続して委託事業者を確保し、見込量の確保に努めます。

また、自動車運転免許取得・改造補助事業は、適正な給付・助成に努めます。

補装具費支給事業は、利用者のニーズに適切に対応できるように努めます。

(4) 障害児支援

障害児通所支援を利用する保護者は、市に障害支援区分の認定を申請し、サービス利用計画の作成、支給決定を受けた後、利用施設と契約を結び、利用を開始します（障害児入所支援の場合は、児童相談所に申請）。

サービス名	サービス内容
児童発達支援 (医療型含む)	身体障害、知的障害のある児童または発達障害のある児童、そのほか療育支援を必要とする児童を対象に、身近な地域で通所による療育を行う事業です。
放課後等デイサービス	学齢期の障害のある児童に放課後や夏休み等長期休暇中に、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供するとともに、放課後等の居場所づくりを行います。
保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中(または予定)の障害のある児童に、訪問により集団生活適応のための専門的な訓練・指導等の支援を行います。

区 分	単位	H24	H25	H26	H27	H28	H29
児童発達支援	人	28	25	25	28	28	28
放課後等デイサービス	人	2	21	28	41	54	67
保育所等訪問支援	人	—	—	—	—	—	—

児童発達支援は第3期中、やや減少気味ですが、第4期においては横ばい状況とみて、平成29年度は28人を見込みます。

放課後等デイサービスは、増加傾向にあるため、平成29年度は67人を見込みます。

【障害児支援の確保方策】

児童発達支援及び放課後等デイサービスは、身近な地域での療育を保障するため、見込量を確保できるように事業の拡充を図るように努めます。

資料

1 アンケート結果の概要

計画策定に向けて実施した「かすみがうら市障害者福祉アンケート」結果の概要は次の通りです。

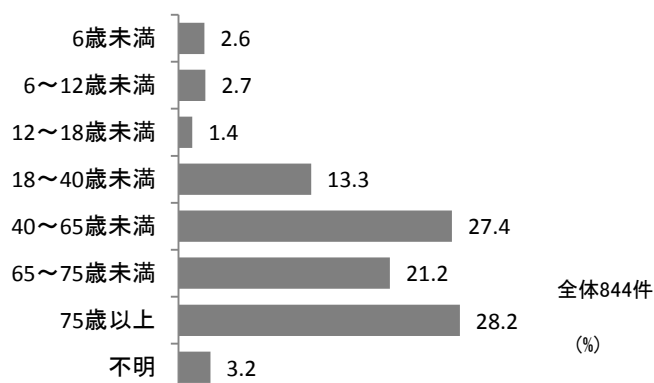
(注 1) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳及び一般特定疾患医療受給者証の所持者、障害福祉サービス利用者の合計 1,821 件(平成 26 年 10 月 1 日現在)を対象に、平成 26 年 10 月 16 日～10 月 31 日の期間で郵送方式により実施し、有効回収数 844 件(46.6%)でした。

(注 2) 「不明(記載なし)」や障害種類別区分の重複所持者(または記載なし)等があるため、内訳の合計は全体とは異なります。また、端数処理のため、内訳の合計が 100.0 とならない場合があります。

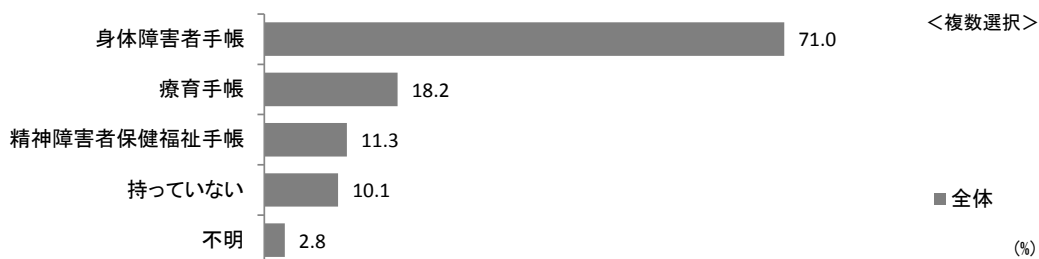
①障害の状況

■ 全体の年齢別構成

○ 18 歳未満の合計では、6.7%です。18～40 歳未満は 13.3%、40～65 歳未満は 27.4%、65 歳以上の合計では、49.4%となっています。



■ 手帳所持



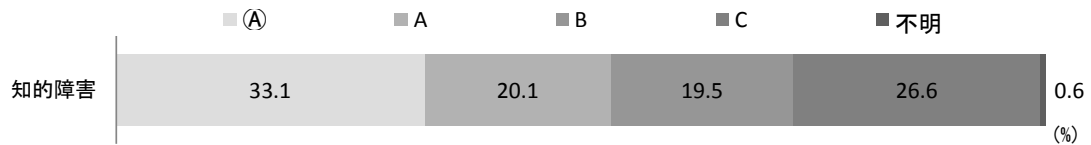
○ 身体障害者手帳所持者が 71.0%です。療育手帳所持者は 18.2%、精神障害者保健福祉手帳所持者が 11.3%、です。(複数選択で重複所持があるため合計は 100%になりません。)

■ 身体障害者手帳所持者



○ 「1 級」が 35.1%で最も多く、「2 級」が 19.7%で、「1 級」と「2 級」の重度合計では 54.8%です。「3 級」と「4 級」の中度合計では 34.7%です。「5 級」と「6 級」の軽度合計は 8.0%です。

■療育手帳所持者



○(A)が 33.1%、A が 20.1%で重度者合計 53.2%、B は 19.5%、C は 26.6%です。

■精神障害者保健福祉手帳所持者



○「1 級」の人は 33.7%、「2 級」の人は 49.5%で最も多いです。

■発達障害

○発達障害として診断を受けている人は、全体では 10.1%です。

○障害別では、身体障害者 5.8%、知的障害者 40.3%、精神障害者 15.8%の人が発達障害として診断を受けています。

■高次脳機能障害

○高次脳機能障害として診断を受けている人は、全体では 3.6%です。

○障害別では、身体障害者 4.5%、知的障害者 5.8%、精神障害者 13.7%の人が高次脳機能障害として診断を受けています。

■難病(特定疾患)

○難病の診断・認定を受けている人は、全体では 16.9%です。

○障害別では、身体障害者 11.7%、知的障害者 7.1%、精神障害者 12.6%の人が難病の診断を受けています。

■介護保険の要介護認定(40 歳以上)

○介護保険の要介護認定を受けている人は、全体では 28.2%です。

○障害別では、身体障害者 31.0%、知的障害者 25.8%、精神障害者 32.3%の人が介護保険の要介護認定を受けています。

<障害の実態整理>

① 3 障害の実態

○身体障害者は、回答者全体の中で最も多く 71.0%を占めています。50～60 歳未満では 69.9%、60～70 歳未満では 85.9%、70 歳以上では 88.2%と比較的高年齢者で多くなっています。また、1 級・2 級の重度者合計では 54.8%で過半数となっています。障害の種類別では肢体不自由が 50.8%、内部障害が 30.4%と多数を占めています。

○知的障害者は、全体では 18.2%で、18～30 歳未満では 63.8%、18 歳未満で 43.9%など、比較的若い世代で多くなっています。(A)と A の重度者合計で 53.2%となっています。

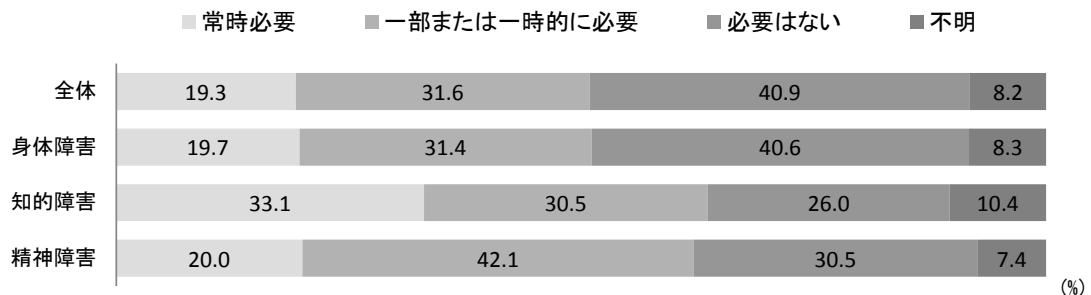
○精神障害者は、全体では 11.3%で、18～30 歳未満で 24.1%など、青壮年層で比較的多くなっています。1 級は 33.7%、2 級は 49.5%となっています。

②障害の重複の状況（手帳の重複所持）

区分 ()は%	合計	身体障害 者手帳	療育手帳	精神障害 者保健福 祉手帳	持ってい ない	不明
全体	844(100.0)	599(71.0)	154(18.2)	95(11.3)	85(10.1)	24(2.8)
身体障害者手帳	599(71.0)	599(71.0)	66(7.8)	43(5.1)	-(-)	-(-)
療育手帳	154(18.2)	66(7.8)	154(18.2)	24(2.8)	-(-)	-(-)
精神障害者保健 福祉手帳	95(11.3)	43(5.1)	24(2.8)	95(11.3)	-(-)	-(-)
持っていない	85(10.1)	-(-)	-(-)	-(-)	85(10.1)	-(-)
不明	24(2.8)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	24(2.8)

○身体障害者で、知的障害のある人は 7.8%、精神障害のある人は 5.1%となっています。
知的障害者で、精神障害のある人は 2.8%となっています。

■日常生活での介護や支援



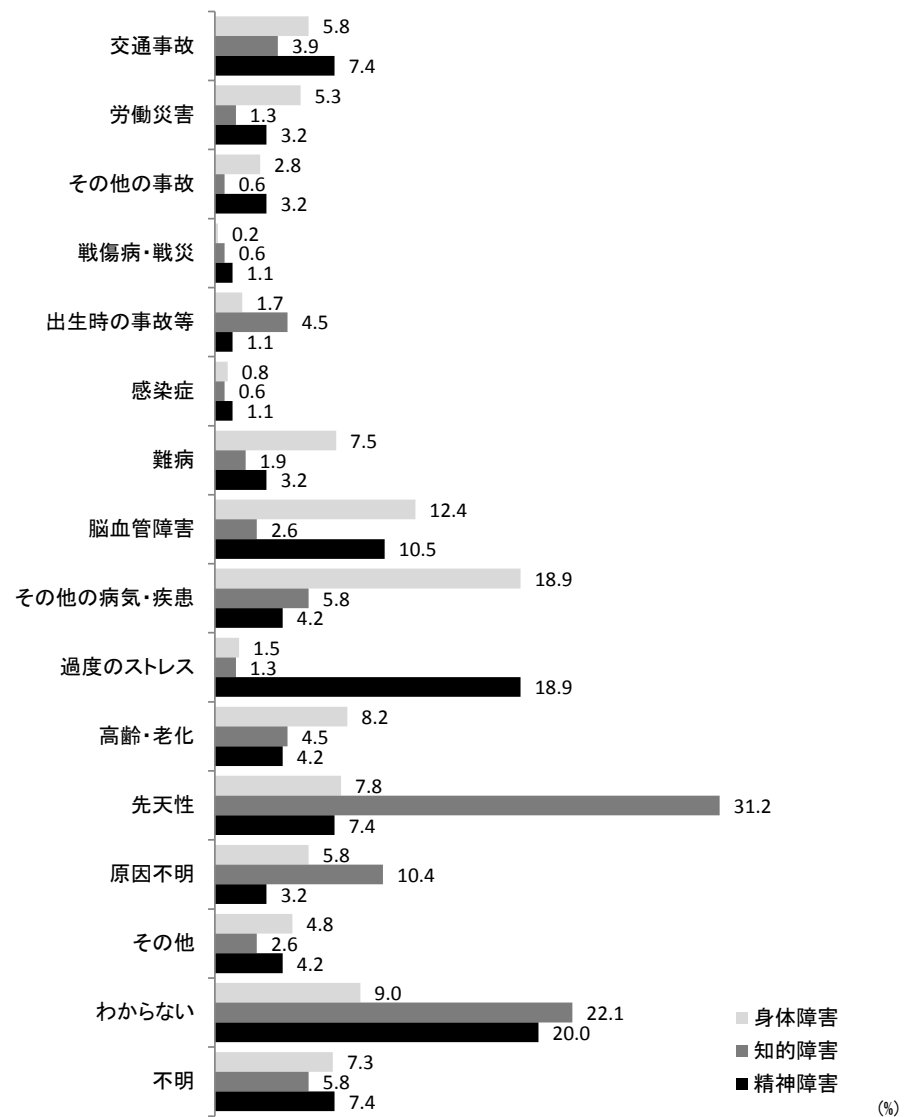
○全体では「常時必要」が 19.3%、「一部または一時的に必要」が 31.6%で、介護が必要な合計は 50.9%です。

○身体障害者では「常時必要」が 19.7%、「一部または一時的に必要」が 31.4%で、介護が必要な合計は 51.1%です。知的障害者では「常時必要」が 33.1%、「一部または一時的に必要」が 30.5%で、介護が必要な合計は 63.6%です。精神障害者では「常時必要」が 20.0%、「一部または一時的に必要」が 42.1%で、介護が必要な合計は 62.1%です。

■主に介護や支援をしてくれる人(複数選択)

○「施設の職員」が 36.5%と最も多く、次に「配偶者（夫または妻）」35.1%が多いです。父母は 22.8%です。

■障害の原因



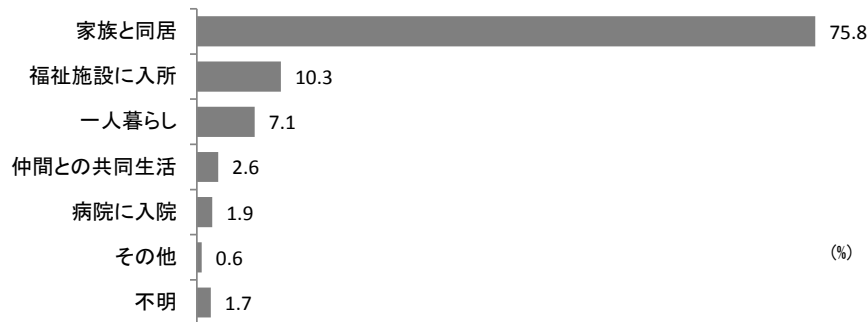
○身体障害者では、「その他の病気・疾患」が 18.9%、「脳血管障害」が 12.4%などで比較的多くなっています。

○知的障害者では、「先天性」が 31.2%で最も多いですが、「わからない」が 22.1%、「原因不明」が 10.4%などとなっています。

○精神障害者では、「過度のストレス」が 18.9%と多くなっています。

③ 暮らしや教育

■ 現在の暮らし方



○「家族と同居」が 75.8%と最も多く、次に「福祉施設に入所」が 10.3%、「一人暮らし」は 7.1%です。

■ 将来の生活の仕方

区分 (%)	いまのままでよい	サービスを利用して自立した生活をしたい	働いて自立した生活をしたい	サービスを利用して働きながら自立した生活をしたい	高齢者施設で生活したい	障害者施設で生活したい	特にない	その他	不明
全体	51.8	6.8	7.2	6.9	3.3	4.7	7.2	2.5	9.6
18歳未満	22.8	1.8	26.3	21.1	-	10.5	1.8	8.8	7.0
18～30歳未満	16.7	9.3	20.4	16.7	-	18.5	11.1	1.9	5.6
30～40歳未満	57.8	4.4	13.3	11.1	-	11.1	-	-	2.2
40～50歳未満	40.4	5.3	17.5	10.5	-	3.5	14.0	3.5	5.3
50～60歳未満	56.3	7.0	2.8	12.7	-	1.4	5.6	2.8	11.3
60～70歳未満	56.8	6.2	4.1	3.4	4.1	4.1	9.6	1.4	10.3
70歳以上	62.4	8.1	0.7	1.1	5.5	1.5	6.6	1.5	12.5

○「いまのままでよい」とする人は、全体では 51.8%と最も多いです。

○18歳未満では、「働いて自立した生活をしたい」が 26.3%、「サービスを利用して働きながら自立した生活をしたい」が 21.1%となっている一方、「いまのままでよい」は 22.8%となっています。

○18～30歳未満では、「働いて自立した生活をしたい」が 20.4%、「サービスを利用して働きながら自立した生活をしたい」が 16.7%となっています。また、「障害者施設で生活したい」が 18.5%と他の年齢よりも多くなっています。「いまのままでよい」とする人は 16.7%となっています。

○30～40歳未満、40～50歳未満では、「いまのままでよい」という人が 40～50%台で比較的多くなっていますが、「働いて自立した生活をしたい」や「サービスを利用して働きながら自立した生活をしたい」なども 10%台となっています。

○50歳以上では「いまのままでよい」という人が過半数を占めています。

■ 日中の過ごし方

区分 (%)	会社など で仕事	家で仕事 (農業・自 営業等)	家事手伝 い	障害福祉 サービスを 利用	機能訓練 (リハビリ テーション)	幼稚園・保 育所(園)・ 学校	障害児通 園施設	地域活動 や趣味の 活動	家にいる が特に何 もしてい ない	その他	不明
全体	14.3	10.8	7.7	10.8	4.7	5.2	0.9	2.8	25.4	8.8	8.5
18歳未満	-	-	-	5.3	3.5	75.4	1.8	1.8	10.5	-	1.8
18～30歳未満	32.8	1.7	5.2	32.8	-	1.7	8.6	1.7	10.3	5.2	-
30～40歳未満	31.5	9.3	9.3	18.5	1.9	-	1.9	-	13.0	7.4	7.4
40～50歳未満	36.6	2.8	5.6	23.9	-	-	-	2.8	12.7	12.7	2.8
50～60歳未満	28.9	8.4	8.4	10.8	2.4	-	-	1.2	21.7	12.0	6.0
60～70歳未満	17.2	11.0	9.2	4.9	8.6	-	-	3.7	31.3	6.7	7.4
70歳以上	1.2	16.9	8.5	6.6	6.3	-	0.3	3.6	32.9	10.3	13.3

○18歳未満では「幼稚園・保育所(園)・学校」が75.4%です。

○18～30歳未満では「会社などで仕事」、「障害福祉サービスを利用」がそれぞれ32.8%で最も多くなっています。

○30～40歳未満、40～50歳未満、50～64歳未満までは「会社などで仕事」が20%台から30%台、「障害福祉サービスを利用」が10%台から20%台で比較的多くなっています。

○60歳以上では「家にいるが特に何もしていない」が30%台と最も多くなっています。

■ 地域生活での希望

区分 (%)	住宅の整 備	会社や事 業所など の働く場 が増える こと	障害に理 解のある 働く場が 増えるこ と	自宅で食 事・入浴 ・トイレ などの 介助	施設で食 事・入浴 ・トイレ などの 介助	必要な とき一 時的に 入所可 するサ ービス	医療サ ービス を受け られる こと	買い物 や散歩 などの 外出の 手助け	お金や 大事な 書類な どの管 理	その他	特にな い	不明
全体	10.7	12.7	21.0	8.4	8.1	23.3	27.7	11.4	7.1	3.0	27.4	12.0
18歳未満	15.8	36.8	54.4	17.5	3.5	43.9	49.1	22.8	17.5	8.8	7.0	5.3
18～30歳未満	8.6	41.4	51.7	8.6	8.6	34.5	29.3	17.2	27.6	-	12.1	-
30～40歳未満	14.8	35.2	40.7	5.6	11.1	22.2	16.7	13.0	9.3	-	22.2	9.3
40～50歳未満	11.3	18.3	33.8	2.8	4.2	12.7	22.5	11.3	9.9	5.6	26.8	7.0
50～60歳未満	16.9	15.7	27.7	3.6	7.2	9.6	37.3	13.3	7.2	4.8	25.3	9.6
60～70歳未満	9.8	6.7	17.2	7.4	5.5	19.6	27.0	10.4	1.8	2.5	32.5	12.3
70歳以上	7.3	1.5	4.8	10.3	10.6	24.8	26.3	7.6	3.6	2.4	33.2	16.3

○18歳未満では「障害に理解のある働く場が増えること」54.4%、「医療サービスを受けられること」49.1%、「必要なときに一時的に入所できるサービス」43.9%などとなり、比較的多くなっています。

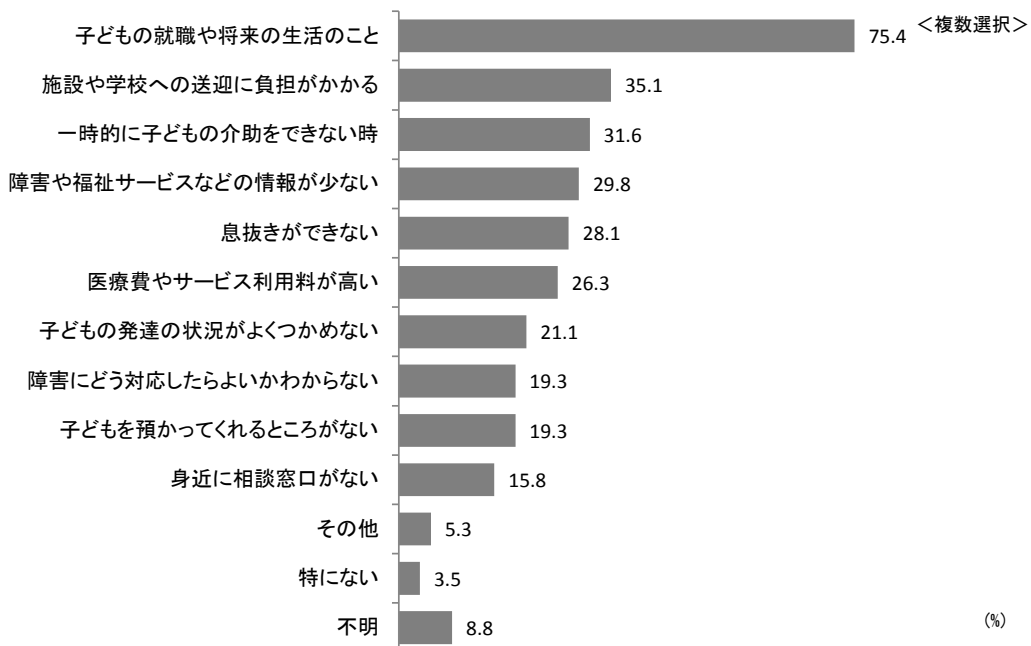
○18～30歳未満では「障害に理解のある働く場が増えること」51.7%、「会社や事業所などの働く場が増えること」41.4%、「必要なときに一時的に入所できるサービス」34.5%などとなっています。

○30～40歳未満や40～50歳未満、50～60歳未満では、「障害に理解のある働く場が増えること」や「会社や事業所などの働く場が増えること」などが比較的多くなっています。

○60歳以上では、「特にない」が30%を超えていますが、「医療サービスを受けられること」や「必要なときに一時的に入所できるサービス」などが20%台となっています。

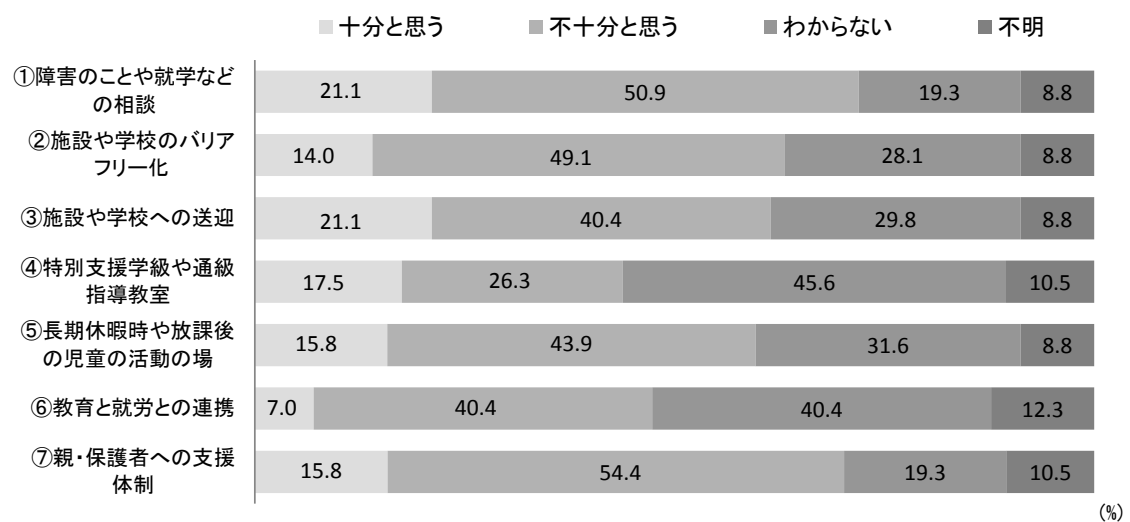
④ 障害のある子の教育

■障がいのあることで不安なことや困ったこと



○「子どもの就職や将来の生活のこと」が 75.4%で最も多くなっています。次に、「施設や学校への送迎に負担がかかる」が 35.1%、「一時的に子どもの介助をできない時」が 31.6%で比較的多いです。

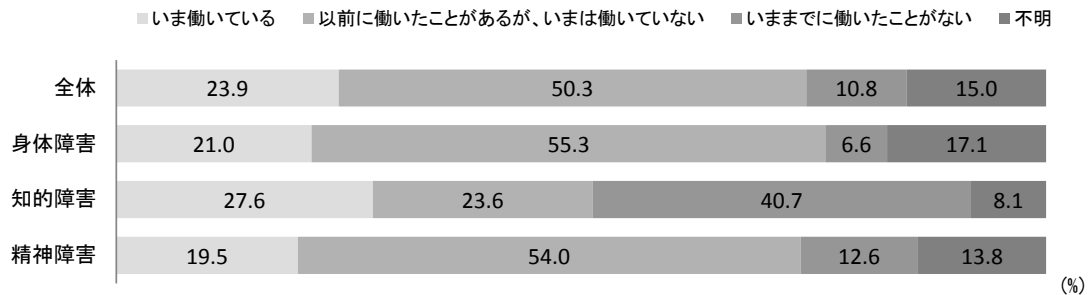
■教育にかかわる事業



○「十分と思う」が比較的多いのは、「①障害のことや就学などの相談」21.1%、「③施設や学校への送迎」21.1%などの項目です。一方、「⑦親・保護者への支援体制」は 54.4%が「不十分と思う」としています。また、「①障害のことや就学などの相談」50.9%や「②施設や学校のバリアフリー化」49.1%が「不十分と思う」としています。

⑤ 就労状況

■ 就労経験

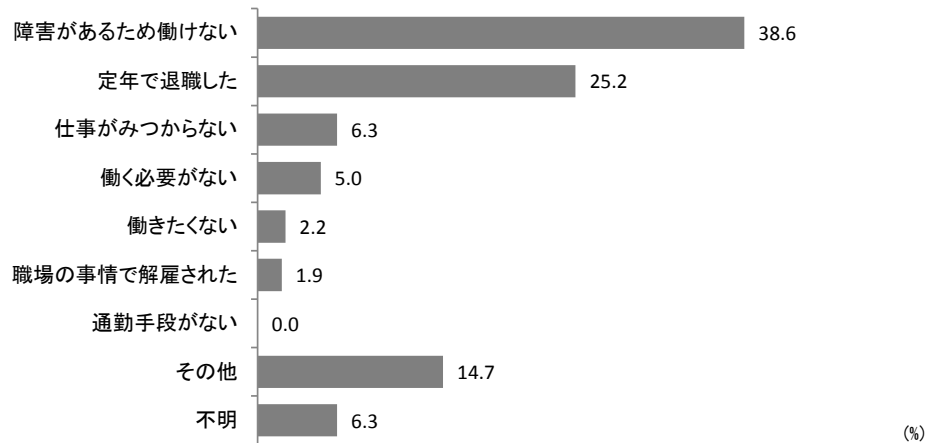


- 「いま働いている」人は **23.9%** で、「以前に働いたことがあるが、いまは働いていない」人は **50.3%** で最も多いです。「いままでに働いたことがない」という人は **10.8%** です。
- 身体障害者では「以前に働いたことがあるが、いまは働いていない」人が **55.3%** と過半数です。知的障害者では「いままでに働いたことがない」人が **40.7%** と最も多いです。精神障害者では「以前に働いたことがあるが、いまは働いていない」人が **54.0%** と最も多くなっています。

区分 (%)	いま働いている	以前に働いたことがあるが、いまは働いていない	いままでに働いたことがない	不明
18～30歳未満	53.4	6.9	37.9	1.7
30～40歳未満	38.9	35.2	24.1	1.9
40～50歳未満	49.3	32.4	15.5	2.8
50～60歳未満	36.1	47.0	12.0	4.8
60～70歳未満	23.3	60.1	8.0	8.6
70歳以上	8.2	60.1	3.9	27.8

- 18～30 歳未満では、「いま働いている」人が **53.4%** で過半数ですが、「いままでに働いたことがない」人は **37.9%** となっており、他の年齢よりもかなり多くなっています。
- 30～40 歳未満では、「いま働いている」人が **38.9%**、「以前に働いたことがあるが、いまは働いていない」人が **35.2%**、「いままでに働いたことがない」人は **24.1%** となっています。
- 40～50 歳未満では、「いま働いている」人は **49.3%** で比較的多くなっています。
- 50～60 歳未満、60 歳以上では、「以前に働いたことがあるが、いまは働いていない」がそれぞれ **60.1%** と最も多い割合となっています。

■ 現在、働いていない理由



○「障害があるため働けない」が 38.6% で最も多いです。次に「定年で退職した」が 25.2% で比較的多いです。

区分 (%)	定年で退職した	職場の事情で解雇された	仕事が見つからない	働く必要がない	働きたくない	障害があるため働けない	通勤手段がない	その他	不明
全体	25.2	1.9	6.3	5.0	2.2	38.6	-	14.7	6.3
18歳未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-
18～30歳未満	-	3.8	23.1	-	-	57.7	-	7.7	7.7
30～40歳未満	-	-	12.5	-	3.1	59.4	-	18.8	6.3
40～50歳未満	-	5.9	11.8	2.9	-	50.0	-	20.6	8.8
50～60歳未満	2.0	4.1	12.2	4.1	2.0	49.0	-	20.4	6.1
60～70歳未満	29.7	1.8	4.5	3.6	2.7	41.4	-	10.8	5.4
70歳以上	39.2	0.9	1.9	7.5	2.4	27.4	-	14.6	6.1

○70 歳以上を除くと、「障害があるため働けない」が 40% 台～50% 台を占めています。

○18～30 歳未満では、「障害があるため働けない」の次に、「仕事が見つからない」が 23.1% となっています。

○30 歳以上 60 歳までは、「障害があるため働けない」の次に、「仕事が見つからない」が 10% 台となっており、比較的多くなっています。

○60～70 歳未満や 70 歳以上では、「障害があるため働けない」とともに、「定年で退職した」がおよそ 30% 台と比較的多いです。

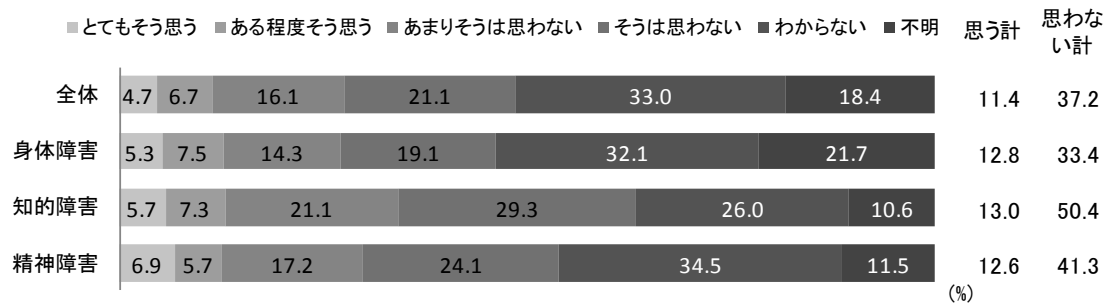
■ 就労意欲

○「働きたい」人は全体で 14.3% です。身体障害者では 12.7%、知的障害者では 13.9%、精神障害者では 22.8% です。

○「働きたい」人は 18～30 歳未満では 30.8%、30～40 歳未満では 16.1%、40～50 歳未満では 32.4%、50～60 歳未満では 18.8%、60～70 歳未満では 17.6%、70 歳以上で 6.3% の状況です。

区分 (%)	働きたい	働くつもりはない	その他	不明
全体	14.3	33.5	14.3	37.9
18～30歳未満	30.8	11.5	26.9	30.8
30～40歳未満	16.1	16.1	12.9	54.8
40～50歳未満	32.4	23.5	8.8	35.3
50～60歳未満	18.8	25.0	12.5	43.8
60～70歳未満	17.6	39.8	13.0	29.6
70歳以上	6.3	39.1	15.0	39.6

■ 就労支援対策

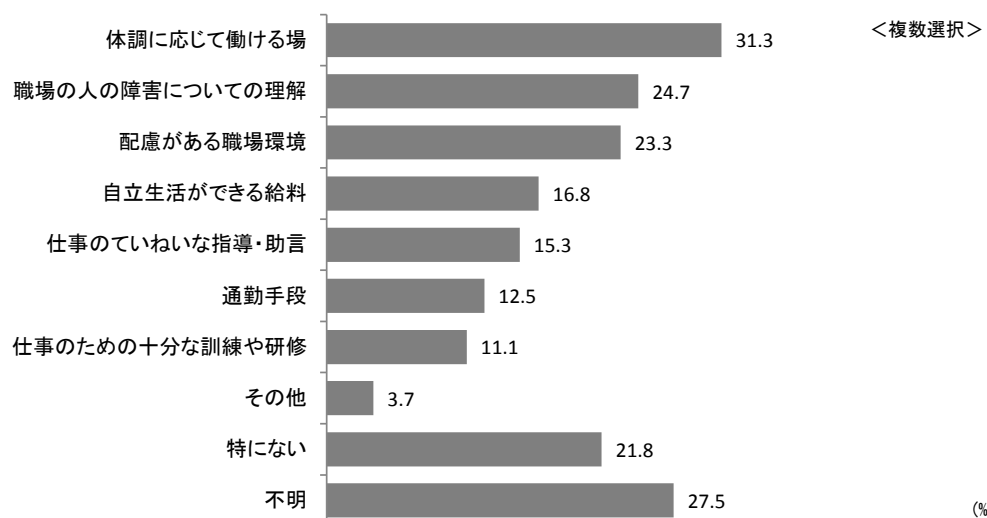


○「とてもそう思う」と「ある程度そう思う」の合計（思う）では 11.4%、一方、「あまりそう思わない」と「そうは思わない」の合計（思わない）37.2%で、否定的な意見の人のほうが多いです。障害別でも全体状況にほぼ同様ですが、知的障害者では「思わない」計は 50.4%となっています。

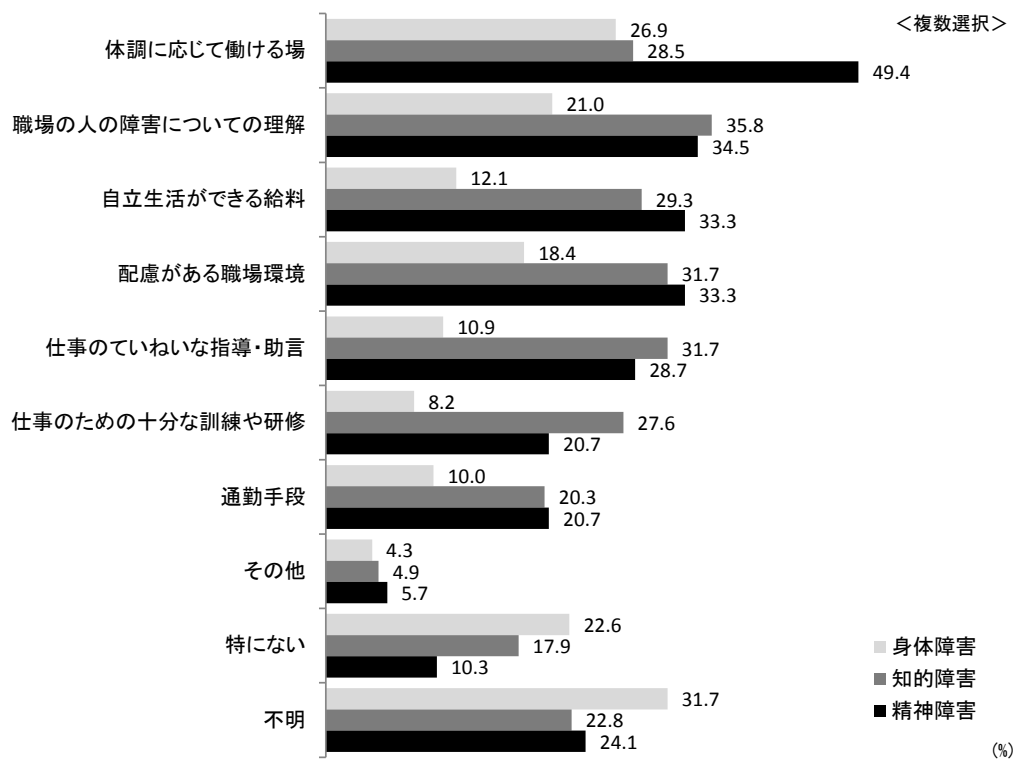
区分 (%)	とてもそう 思う	ある程度 そう思う	あまりそう は思わな い	そうは思わ ない	わからな い	不明	思う計	思わない 計
18～30歳未満	5.2	8.6	25.9	36.2	22.4	1.7	13.8	62.1
30～40歳未満	3.7	9.3	31.5	33.3	16.7	5.6	13.0	64.8
40～50歳未満	4.2	5.6	22.5	26.8	35.2	5.6	9.8	49.3
50～60歳未満	4.8	10.8	20.5	24.1	28.9	10.8	15.6	44.6
60～70歳未満	8.0	7.4	17.2	22.1	37.4	8.0	15.4	39.3
70歳以上	3.3	4.8	8.8	13.9	36.0	33.2	8.1	22.7

○70歳以上を除くと「思う計」はおよそ 10%台の評価で、「思わない計」は全年齢層で「思う」計よりもかなり多くなっています。

■ 仕事のために必要なサービス



○「体調に応じて働ける場」31.3%、「職場の人の障害についての理解」24.7%、「配慮がある職場環境」23.3%などが比較的多いです。



○身体障害者では、「体調に応じて働ける場」26.9%、「職場の人の障害についての理解」21.0%などが比較的多くなっています。

○知的障害者では、「職場の人の障害についての理解」が35.8%で最も多く、次に、「配慮がある職場環境」、「仕事のていねいな指導・助言」が共に31.7%などです。

○精神障害者では、「体調に応じて働ける場」が49.4%で最も多く、次に、「職場の人の障害についての理解」が34.5%で比較的多いです。

区分 (%)	体調に応じて働ける場	職場の人の障害についての理解	自立生活ができる給料	配慮がある職場環境	仕事のていねいな指導・助言	仕事のための十分な訓練や研修	通勤手段	その他	特にない	不明
18～30歳未満	43.1	62.1	48.3	55.2	55.2	32.8	36.2	1.7	5.2	5.2
30～40歳未満	46.3	51.9	33.3	35.2	35.2	25.9	20.4	3.7	16.7	7.4
40～50歳未満	57.7	43.7	39.4	35.2	19.7	12.7	18.3	7.0	11.3	8.5
50～60歳未満	55.4	34.9	14.5	41.0	15.7	14.5	13.3	2.4	10.8	12.0
60～70歳未満	31.9	22.7	13.5	29.4	10.4	11.0	14.1	4.9	23.3	20.9
70歳以上	14.8	8.2	6.0	5.7	6.3	3.6	4.8	3.0	29.9	45.9

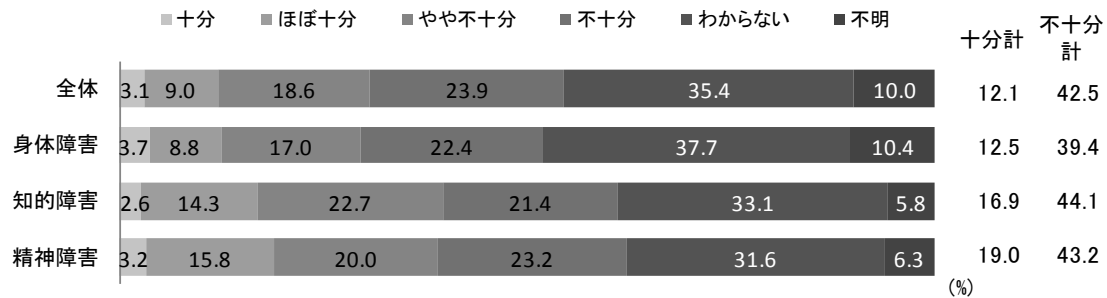
○「体調に応じて働ける場」や「職場の人の障害についての理解」、「配慮がある職場環境」など職場環境に関することが、70歳以上を除くといずれの年齢でも多くなっています。

○18～30歳未満や30～40歳未満では、職場環境に関すること意外でも「仕事のていねいな指導・助言」や「仕事のための十分な訓練や研修」、「通勤手段」なども比較的多く求められています。

○このほか、特に50歳未満では「自立生活ができる給料」を30%以上となっています。

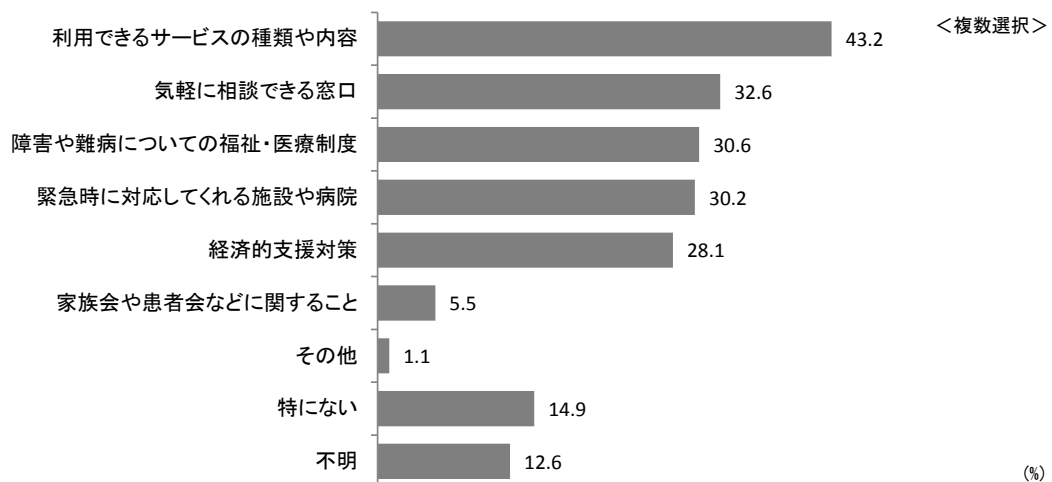
⑥情報提供・相談事業

■情報提供について



○「十分」と「ほぼ十分」の合計は 12.1%、一方「やや不十分」と「不十分」の合計は 42.5% で、否定的な意見の人のほうが多いです。障害別でも全体状況とほぼ同様です。

■必要な情報の内容



○「利用できるサービスの種類や内容」が 43.2%と最も多く、次に「気軽に相談できる窓口」が 32.6%などとなっています。

区分 (%)	利用できるサービスの種類や内容	緊急時に対応してくれる施設や病院	気軽に相談できる窓口	家族会や患者会などに関すること	障害や難病についての福祉・医療制度	経済的支援対策	その他	特にない	不明
身体障害	40.2	27.9	30.1	4.2	25.7	24.2	1.0	17.2	13.7
知的障害	48.1	36.4	43.5	7.8	33.8	31.2	1.3	11.7	11.0
精神障害	38.9	32.6	44.2	9.5	36.8	40.0	0.0	7.4	12.6
難病	44.8	35.7	36.4	10.5	53.8	37.1	1.4	10.5	8.4
高次脳機能障害	46.7	43.3	36.7	10.0	43.3	23.3	0.0	6.7	16.7
発達障害	62.4	44.7	43.5	10.6	47.1	40.0	1.2	4.7	9.4

○身体障害や知的障害では、「利用できるサービスの種類や内容」や「気軽に相談できる窓口」が 30%台から 40%台となっています。

○精神障害では、「気軽に相談できる窓口」や「経済的支援対策」が 40%台です。

○難病では、「障害や難病についての福祉・医療制度」が 53.8%と過半数となっています。

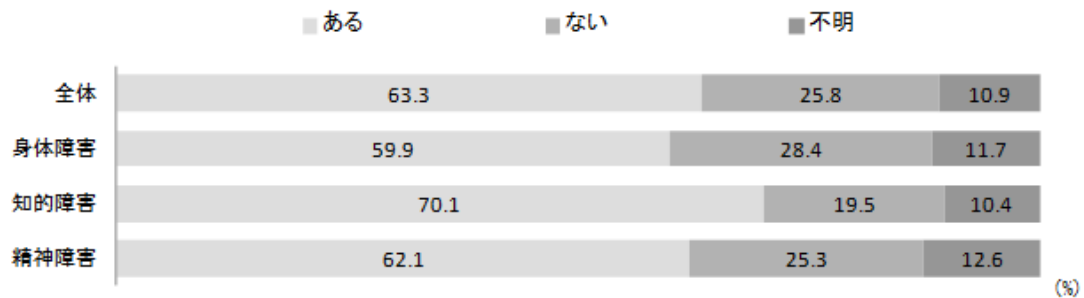
○高次脳機能障害では、「利用できるサービスの種類や内容」とともに、「緊急時に対応してくれる施設や病院」、「気軽に相談できる窓口」などが 40%台となっています。

○発達障害では、「利用できるサービスの種類や内容」が 62.4%とかなり多くなっていますが、このほか、「障害や難病についての福祉・医療制度」が 47.1%であるほか、他の内容についても比較的多くなっています。

区分 (%)	利用できる サービスの 種類や 内容	緊急時に 対応してく れる施設 や病院	気軽に相 談できる窓 口	家族会や 患者会な どに関す ること	障害や難 病につい ての福祉・ 医療制度	経済的支 援対策	その他	特にな い	不明
18歳未満	71.9	47.4	45.6	12.3	57.9	36.8	-	3.5	7.0
18～30歳未満	63.8	32.8	48.3	3.4	46.6	36.2	-	6.9	3.4
30～40歳未満	48.1	44.4	33.3	7.4	40.7	38.9	-	13.0	3.7
40～50歳未満	47.9	28.2	36.6	5.6	40.8	36.6	1.4	18.3	5.6
50～60歳未満	43.4	19.3	34.9	8.4	38.6	27.7	-	14.5	9.6
60～70歳未満	51.5	25.2	35.0	4.9	28.8	30.7	1.2	10.4	9.8
70歳以上	30.2	30.5	23.6	3.3	18.4	19.6	1.5	20.5	19.3

○「利用できるサービスの種類や内容」はいずれの年齢でも最も多いですが、特に 18 歳未満では 71.9%、18～30 歳未満では 63.8%となっています。このほか、「障害や難病についての福祉・医療制度」、「緊急時に対応してくれる施設や病院」、「気軽に相談できる窓口」、「経済的支援対策」などについても比較的多く挙げられています。

■障害や悩み事について相談できる人や場所



○「ある」と答えた人が全体で 63.3%です。身体障害者では「ある」と答えた人が 59.9%、知的障害者では 70.1%、精神障害者では 62.1%です。

○18 歳未満や 18～30 歳未満、30～40 歳未満では 70%以上の人が、「ある」と答えています。

○「ない」という人は、60～70 歳未満が 35.0%とやや多いですが、他の年齢では 20%台となっています。

区分 (%)	ある	ない	不明
18歳未満	75.4	22.8	1.8
18～30歳未満	72.4	22.4	5.2
30～40歳未満	74.1	20.4	5.6
40～50歳未満	66.2	26.8	7.0
50～60歳未満	63.9	27.7	8.4
60～70歳未満	55.2	35.0	9.8
70歳以上	61.3	22.7	16.0

○障害の種類別にみると、特に、高次脳機能障害では「ない」が 30.0%となっています。

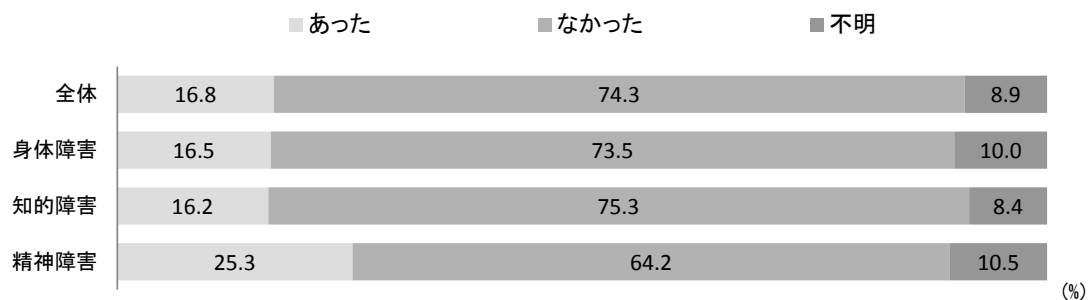
区分 (%)	ある	ない	不明
身体障害	59.9	28.4	11.7
知的障害	70.1	19.5	10.4
精神障害	62.1	25.3	12.6
難病	61.5	26.6	11.9
高次脳機能障害	53.3	30.0	16.7
発達障害	75.3	15.3	9.4

■相談する人・場所

区分 (%) 複数選択	家族	友人	保健センターの 発達相談	市福祉事務所な どの窓口	家庭児童相談室	民生委員・児童 委員	児童相談所	通園・通所施設	学校	保健所	社会福祉協議会 の窓口	相談支援事業所	医師・看護師	病院のケース ワーカー	介護保険のケア マネージャー	施設の職員	特に決まってい ない	その他
全体	68.9	27.9	2.1	6.0	0.0	1.7	1.9	5.6	3.2	2.6	3.4	6.2	33.0	6.0	14.0	24.7	2.2	2.6
身体障害	71.0	27.0	0.6	6.7	0.0	2.2	0.8	3.6	1.4	1.7	3.3	3.3	30.4	5.8	18.9	20.1	2.2	2.8
知的障害	63.9	29.6	1.9	6.5	0.0	2.8	8.3	15.7	9.3	0.9	3.7	20.4	21.3	4.6	4.6	47.2	4.6	3.7
精神障害	59.3	18.6	0.0	6.8	0.0	0.0	0.0	8.5	3.4	3.4	3.4	8.5	52.5	16.9	11.9	28.8	0.0	3.4

○全体では悩みを相談するところについて、「家族」が 68.9%で最も多くなっています。「医師・看護師」は 33.0%、「友人」 27.9%などが比較的多いです。

■過去1年間に、夜間や休日等で緊急に相談や対応が必要だったこと



○「あった」と答えた人が全体で 16.8%です。身体障害者では「あった」と答えた人が 16.5%、知的障害者では 16.2%ですが、精神障害者では 25.3%と比較的多いです。

○「あった」という人は、難病や発達障害では 20%台で比較的多くなっています。

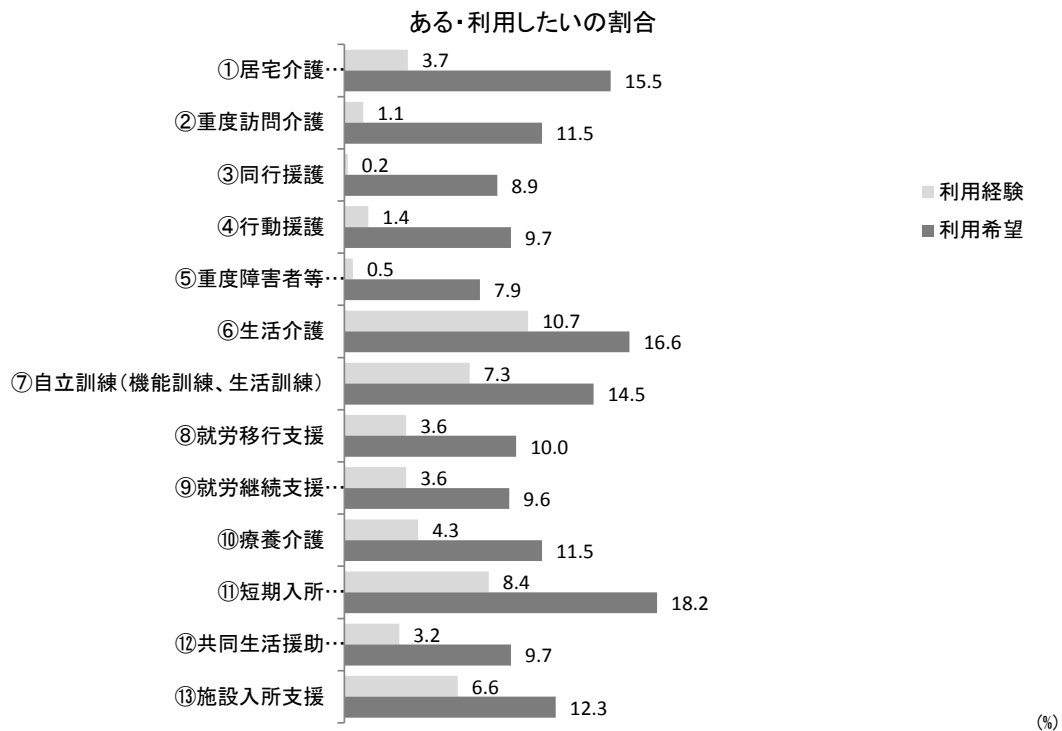
区分 (%)	あった	なかった	不明
身体障害	16.5	73.5	10.0
知的障害	16.2	75.3	8.4
精神障害	25.3	64.2	10.5
難病	25.9	67.1	7.0
高次脳機能障害	16.7	70.0	13.3
発達障害	21.2	70.6	8.2

■対処方法

○全体では「救急車を呼んだ」が 43.0%で最も多く、次に「家族（自分）で何とかした」が 21.8%です。精神障害者では、「がまんして、翌日、医療機関に行った」が 33.3%と比較的多いです。

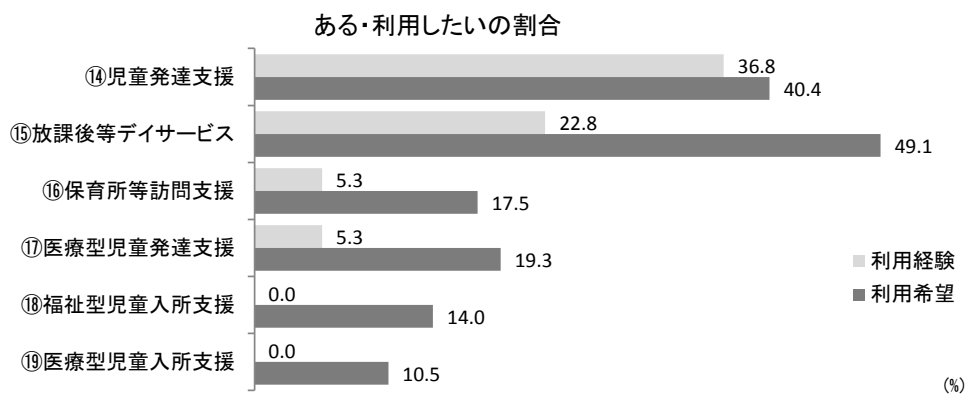
⑦ 福祉サービスの利用

■障害福祉サービスの利用経験・利用希望



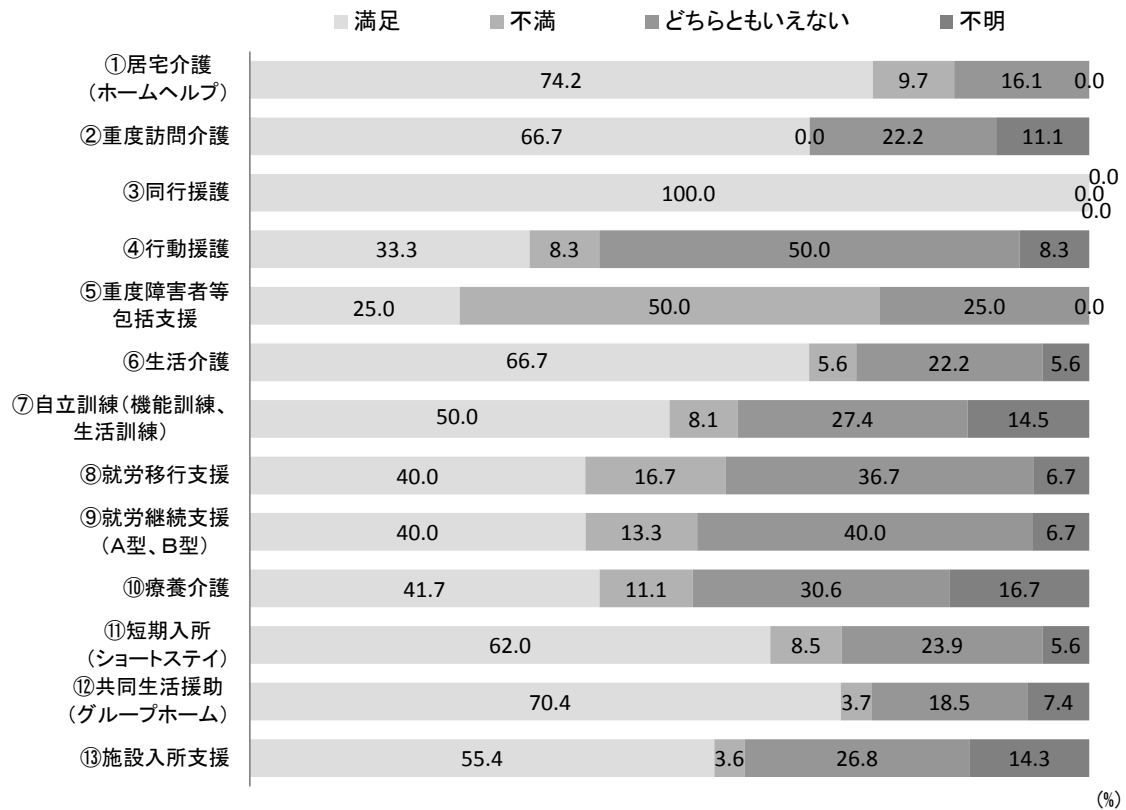
○生活介護 10.7%、短期入所 8.4%、自立訓練 7.3%、施設入所支援 6.6%などの利用経験が比較的多くなっており、いずれのサービスも利用経験に対して利用希望が上回っています。

【18 歳未満】



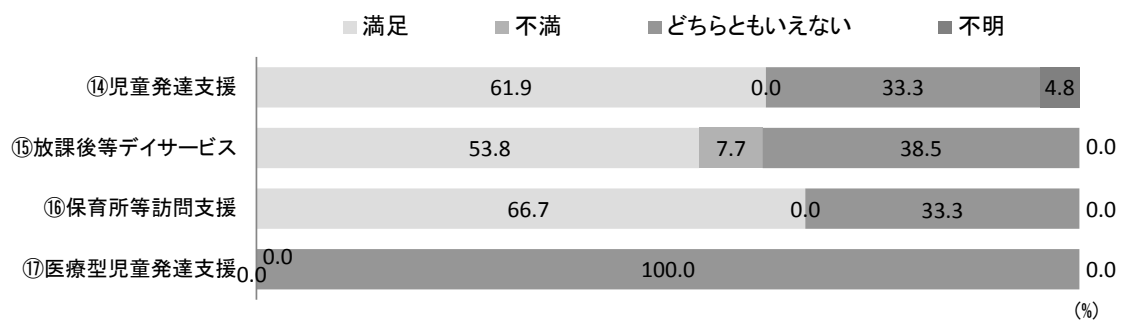
○児童発達支援が 36.8%、放課後等デイサービスが 22.8%などの利用経験が多くなっており、いずれのサービスも利用経験に対して利用希望が上回っています。

■障害福祉サービスの満足度（利用経験者）



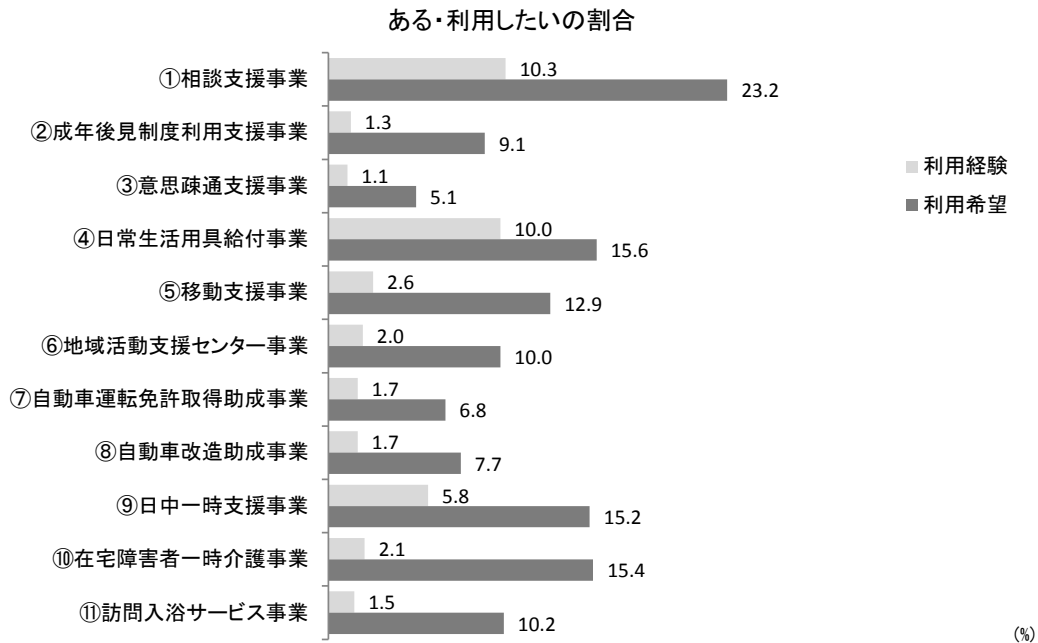
○「重度障害者等包括支援」を除くといずれのサービスも「満足」のほうが「不満」を上回っています。

【18歳未満】



○「医療型児童発達支援」は「どちらともいえない」が100%（3件）ですが、これを除く他のサービスでは「満足」が50%以上となっています。

■地域生活支援事業の利用経験・利用希望

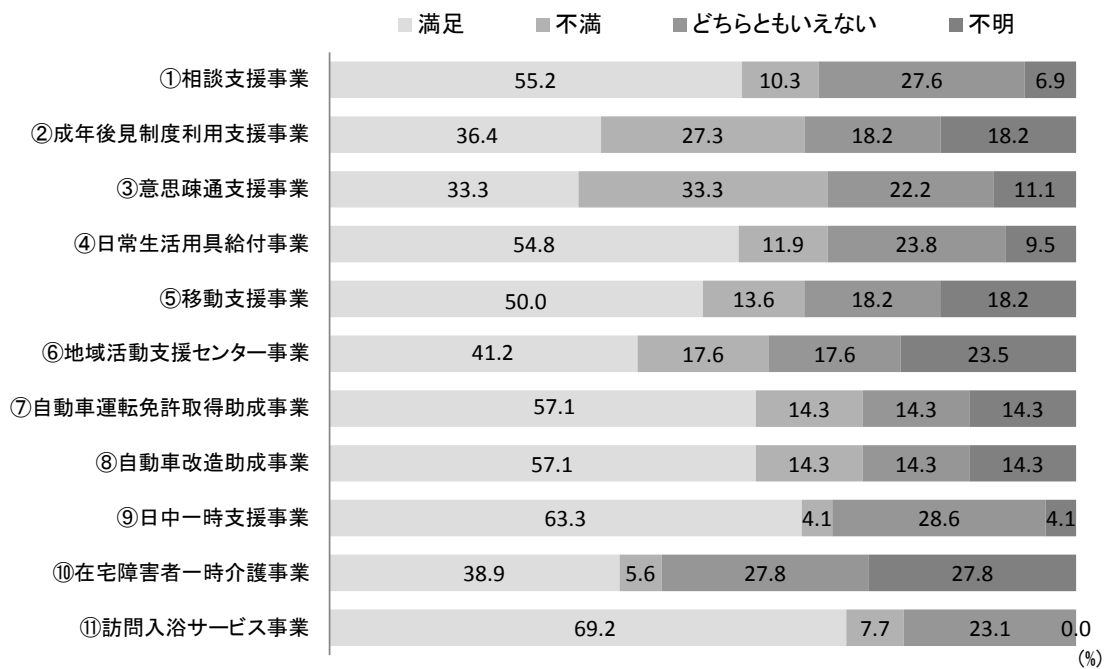


○生活支援事業の利用状況について、利用経験の「ある」人は、①相談支援事業 10.3%、

④日常生活用具給付事業 10.0%などが比較的多いです。

○いずれのサービスも利用経験に対して利用希望が上回っています。

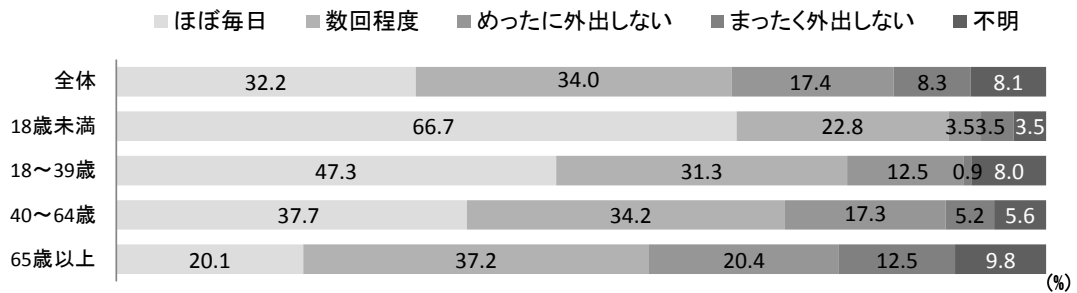
■満足度



○「意思疎通支援事業」を除くと、「満足」のほうが「不満」を上回っています。

⑧ まちづくり

■外出状況



○全体では、「ほぼ毎日」は 32.2%、「数回程度」は 34.0%です。一方、「めったに外出しない」人は 17.4%、「まったく外出しない」という人は 8.3%となっており、非外出合計では 25.7%です。

○「ほぼ毎日」と「数回程度」の合計では、65 歳以上が 57.3%でやや少ないですが、65 歳未満では 70%以上となっています。

【年齢別詳細】

区分 (%)	ほぼ毎日	数回程度	めったに外出しない	まったく外出しない	不明
18歳未満	66.7	22.8	3.5	3.5	3.5
18～30歳未満	44.8	39.7	8.6	-	6.9
30～40歳未満	50.0	22.2	16.7	1.9	9.3
40～50歳未満	46.5	26.8	19.7	4.2	2.8
50～60歳未満	43.4	24.1	18.1	7.2	7.2
60～70歳未満	27.6	46.6	15.3	4.3	6.1
70歳以上	17.2	36.0	21.5	14.5	10.9

■外出で困ること

区分 (%)	公共交通機関が少ない(ない)	列車やバスの乗り降りが困難	道路や駅に階段や段差が多い	切符の買い方や乗換えの方法がわかりにくい	外出先の建物の設備が不便(通路、トイレ、駐車場など)	介助者が確保できない	外出にお金がかかる	周囲の目が気になる	発作など突然の身体の変化	困った時の対処	その他	特にない	不明
全体	24.4	13.0	19.4	8.9	16.2	6.9	12.3	6.6	8.4	12.0	4.3	27.0	18.5
18歳未満	31.6	7.0	17.5	14.0	29.8	12.3	10.5	17.5	26.3	21.1	7.0	21.1	8.8
18～39歳	29.5	8.0	12.5	8.0	14.3	13.4	16.1	16.1	11.6	25.0	5.4	28.6	14.3
40～64歳	23.4	10.0	16.5	6.9	16.9	4.3	12.1	5.6	3.5	10.4	2.2	37.2	15.6
65歳以上	22.5	16.5	22.5	9.4	14.4	5.5	11.5	2.9	7.0	8.2	4.6	22.5	22.5

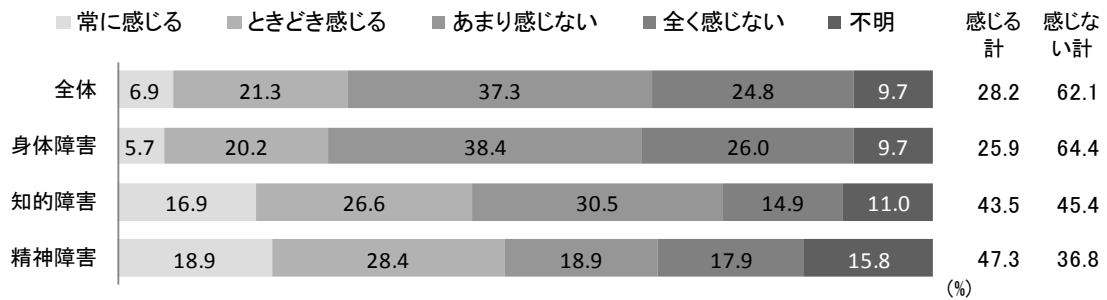
○「特にない」が 27.0%です。具体的な困ることは、「公共交通機関が少ない(ない)」が 24.4%、「道路や駅に階段や段差が多い」19.4%、「外出先の建物の設備が不便」16.2%などが比較的多い項目です。

○いずれの年齢でも、「公共交通機関が少ない(ない)」が多いですが、18 歳未満では、「外出先の建物の設備が不便」が 29.8%と、比較的多くなっています。また、65 歳以上では「公共交通機関が少ない(ない)」、「道路や駅に階段や段差が多い」が 22.5%です。

【年齢別詳細】

区分 (%)	公共交通 機関が少ない(ない)	列車やバス の乗り降りが困難	道路や駅に 階段や段差が多い	切符の買い 方や乗換え の方法がわ かりにくい	外出先の 建物の設 備が不便 (通路、ト イレ、駐車 場など)	介助者が 確保できな い	外出にお金 がかかる	周囲の目 が気になる	発作など突 然の身体 の変化	困った時の 対処	その他	特にない	不明
18歳未満	31.6	7.0	17.5	14.0	29.8	12.3	10.5	17.5	26.3	21.1	7.0	21.1	8.8
18～30歳未満	37.9	8.6	8.6	8.6	13.8	17.2	15.5	19.0	15.5	34.5	5.2	20.7	12.1
30～40歳未満	20.4	7.4	16.7	7.4	14.8	9.3	16.7	13.0	7.4	14.8	5.6	37.0	16.7
40～50歳未満	26.8	8.5	15.5	8.5	12.7	5.6	16.9	12.7	5.6	12.7	2.8	35.2	9.9
50～60歳未満	21.7	8.4	15.7	7.2	16.9	4.8	9.6	4.8	2.4	10.8	-	41.0	20.5
60～70歳未満	21.5	10.4	20.2	8.0	18.4	3.1	15.3	1.8	6.1	9.2	4.9	28.8	15.3
70歳以上	23.0	18.7	22.7	9.1	13.9	6.0	9.4	2.7	6.3	7.6	4.2	22.4	24.5

■障害を理由とした差別や偏見



○障害を持っていることで、差別や偏見を感じたことについて、全体では「常に感じる」と「ときどき感じる」の合計は **28.2%**、「あまり感じない」と「全く感じない」の合計は **62.1%**です。

○障害別では身体障害者の「感じる計」は **25.9%**、「感じない計」は **64.4%**、知的障害者の「感じる計」は **43.5%**、「感じない計」は **45.4%**、精神障害者の「感じる計」は **47.3%**、「感じない計」は **36.8%**です。

区分 (%)	常に感じる	ときどき感じる	あまり感じない	全く感じない	不明	感じる計	感じない計
18歳未満	19.3	38.6	26.3	12.3	3.5	57.9	38.6
18～30歳未満	17.2	41.4	32.8	6.9	1.7	58.6	39.7
30～40歳未満	11.1	25.9	27.8	27.8	7.4	37.0	55.6
40～50歳未満	15.5	14.1	45.1	22.5	2.8	29.6	67.6
50～60歳未満	4.8	25.3	44.6	19.3	6.0	30.1	63.9
60～70歳未満	3.7	20.9	41.7	25.2	8.6	24.6	66.9
70歳以上	3.0	14.5	36.9	31.7	13.9	17.5	68.6

○「感じる計」は、18歳未満では **57.9%**、18～30歳未満では **58.6%**となっており、年齢が若いほど多くなっています。

■差別や偏見を感じる場

区分 (%)	就労の場・ 会社等	学校・施設 等	家庭	近隣社会	催し物等の 場	その他	不明
全体	19.7	8.8	13.0	52.5	30.7	8.4	4.2
18歳未満	12.1	42.4	3.0	60.6	45.5	6.1	3.0
18～30歳未満	32.4	14.7	8.8	50.0	26.5	11.8	2.9
30～40歳未満	30.0	5.0	5.0	50.0	45.0	5.0	-
40～50歳未満	23.8	-	14.3	47.6	23.8	14.3	-
50～60歳未満	44.0	-	12.0	64.0	32.0	-	4.0
60～70歳未満	12.5	2.5	17.5	55.0	17.5	10.0	5.0
70歳以上	6.9	-	22.4	48.3	31.0	8.6	6.9

○「近隣社会」52.5%、「催し物等の場」30.7%などが多いです。

○40～50歳未満や70歳以上を除くといずれの年齢でも「近隣社会」が最も多く、50%以上です。18歳未満では、「催し物等の場」45.5%、「学校・施設等」42.4%などとなっています。

■緊急時の避難場所

○緊急時の避難場所について、全体では48.9%が「知っている」としていましたが、「知らない」という人が42.4%です。

○「知っている」人は、30～40歳未満や70歳以上では40%台ですが、他の年齢ではいずれも50%以上となっています。

区分 (%)	知っている	知らない	不明
全体	48.9	42.4	8.6
18歳未満	57.9	38.6	3.5
18～30歳未満	55.2	43.1	1.7
30～40歳未満	44.4	53.7	1.9
40～50歳未満	50.7	46.5	2.8
50～60歳未満	55.4	36.1	8.4
60～70歳未満	52.8	41.7	5.5
70歳以上	43.2	41.7	15.1

■地震や災害などが起きた時、独力の避難

○避難について、全体では「できると思う」は23.9%、「たぶんできると思う」が26.4%で、「できないと思う」が43.5%です。

○「できないと思う」人では、

知的障害で59.7%となっています。このほか、発達障害で72.9%、高次脳機能障害で63.3%となっています。

○「できないと思う」人は、18歳未満では77.2%、18～30歳未満では50.0%となっています。30歳以上70歳までは20%台から30%台です。また、70歳以上では47.1%です。

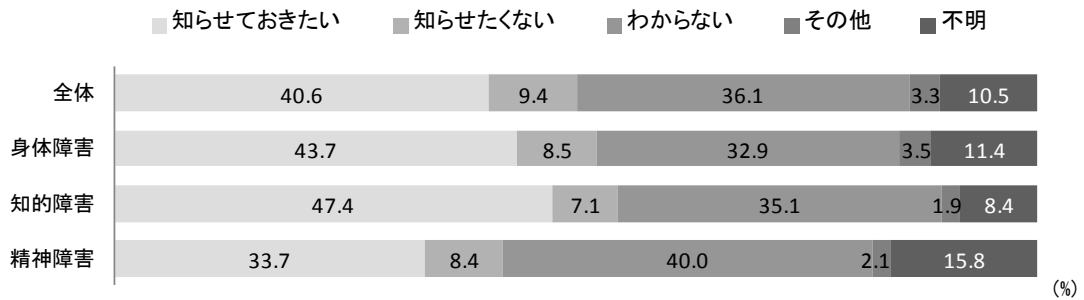
区分 (%)	できると思う	たぶんできると思う	できないと思う	不明
全体	23.9	26.4	43.5	6.2
身体障害	22.5	28.7	41.4	7.3
知的障害	17.5	16.9	59.7	5.8
精神障害	25.3	21.1	43.2	10.5
難病	28.0	25.2	43.4	3.5
高次脳機能障害	13.3	10.0	63.3	13.3
発達障害	10.6	9.4	72.9	7.1

区分 (%)	できると思う	たぶんできると思う	できないと思う	不明
全体	23.9	26.4	43.5	6.2
18歳未満	7.0	12.3	77.2	3.5
18～30歳未満	25.9	22.4	50.0	1.7
30～40歳未満	37.0	24.1	37.0	1.9
40～50歳未満	43.7	19.7	33.8	2.8
50～60歳未満	33.7	32.5	28.9	4.8
60～70歳未満	27.0	35.0	34.4	3.7
70歳以上	16.3	26.3	47.1	10.3

■家族が不在の場合や一人暮らしの場合、近所にあなただを助けてくれる人

○全体では、助けてくれる人が「いる」と答えた人は 28.0%、「いない」と答えた人は 22.7%です。

■市役所や消防署・警察署等に住所・氏名を知らせておくことについて



○全体では、「知らせておきたい」が 40.6%、「知らせたくない」が 9.4%です。知的障害者で「知らせておきたい」人は 47.4%で比較的多くなっています。精神障害者では「わからない」人は 40.0%で比較的多くなっています。

■福祉サービスやまちづくりについて

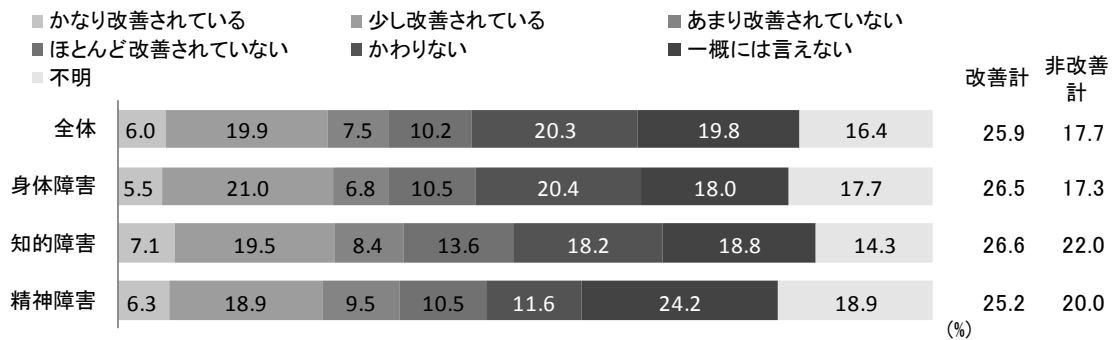
項目	%								点数		
	満足	ほぼ満足	やや不満	不満	わからない	不明	満足計	不満計	H26	H23	比較
①障害や福祉サービス等の相談体制	4.4	20.1	13.7	8.2	40.3	13.3	24.5	21.9	△ 1.2	△ 2.7	1.5
②保健・医療・福祉の連携	4.4	20.9	12.4	7.6	39.3	15.4	25.3	20.0	2.1	7.1	△ 5.0
③こころの病の予防・支援対策	1.7	9.1	8.5	7.1	55.1	18.5	10.8	15.6	△ 10.2	△ 10.0	△ 0.2
④障害児の早期発見・早期対応	2.1	6.9	7.9	4.9	57.8	20.4	9.0	12.8	△ 6.6	△ 11.2	4.6
⑤障害児の療育・教育	1.9	7.3	8.4	4.7	55.5	22.2	9.2	13.1	△ 6.7	△ 14.8	8.1
⑥就労支援と雇用の場の確保	1.9	4.3	9.2	10.4	53.9	20.3	6.2	19.6	△ 21.9	△ 26.1	4.2
⑦バリアフリーのまちづくり	1.5	6.9	13.5	18.7	41.7	17.7	8.4	32.2	△ 41.0	△ 38.3	△ 2.7
⑧交通・移動手段の確保	2.0	7.7	13.9	22.2	37.0	17.3	9.7	36.1	△ 46.6	△ 39.3	△ 7.3
⑨災害時・緊急時の避難・安全対策	1.7	10.1	11.3	11.7	47.2	18.1	11.8	23.0	△ 21.2	△ 23.4	2.2
⑩文化・スポーツ・レクリエーションの振興	1.3	10.7	9.0	7.5	53.0	18.6	12.0	16.5	△ 10.7	△ 7.6	△ 3.1
⑪障害者理解についての啓発・広報	1.4	7.0	11.6	12.1	50.1	17.8	8.4	23.7	△ 26.0	△ 23.8	△ 2.2
⑫障害者の情報保障・コミュニケーション支援	1.5	7.3	11.1	10.7	51.8	17.5	8.8	21.8	△ 22.2	△ 21.5	△ 0.7
平均	2.2	9.9	10.9	10.5	48.6	18.1	12.0	21.4	△ 17.7	△ 17.6	△ 0.0

注：満足＝2点、ほぼ満足＝1点、やや不満＝－1点、不満＝－2点で点数化

○満足計では「②保健・医療・福祉の連携」が 25.3%、「①障害や福祉サービス等の相談体制」24.5%などの満足度が高くなっています。一方不満計が高いのは、「⑧交通・移動手段の確保」36.1%、「⑦バリアフリーのまちづくり」32.2%などです。

○満足と不満の状況を全体としてみるために、点数化した結果でみると、プラス評価は、「②保健・医療・福祉の連携」のみで、他の項目はマイナス評価で、特に、「⑧交通・移動手段の確保」、「⑦バリアフリーのまちづくり」は低い状況となっています。こうした傾向は、平成 23 年度時点と比較しても、ほぼ同様の状況となっています。

■福祉サービスや制度、まちの住みよさの改善



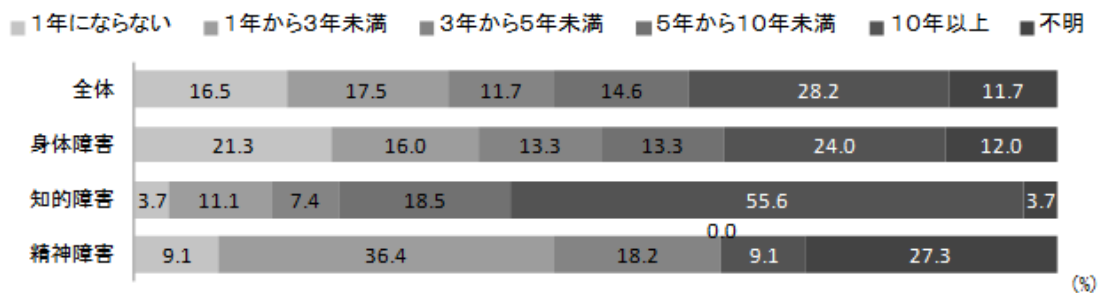
○全体では「かなり改善されている」と「少し改善されている」の合計は 25.9%で、「あまり改善されていない」と「ほとんど改善されていない」の合計の 17.7%より多くなっています。障害別でも同様の状況です。

区分 (%)	かなり改善 されている	少し改善さ れている	あまり改善 されていま い	ほとんど改 善されてい ない	かわりない	一概には言 えない	不明	改善計	非改善計
18歳未満	7.0	7.0	8.8	21.1	10.5	40.4	5.3	14.0	29.9
18～30歳未満	5.2	19.0	10.3	17.2	24.1	17.2	6.9	24.2	27.5
30～40歳未満	5.6	20.4	7.4	14.8	24.1	20.4	7.4	26.0	22.2
40～50歳未満	2.8	14.1	11.3	7.0	21.1	26.8	16.9	16.9	18.3
50～60歳未満	3.6	19.3	13.3	9.6	21.7	21.7	10.8	22.9	22.9
60～70歳未満	4.3	23.9	5.5	10.4	23.3	17.8	14.7	28.2	15.9
70歳以上	7.9	22.1	5.1	6.6	19.0	16.9	22.4	30.0	11.7

○18歳未満では「改善計」より「非改善計」が多いです。30歳以上では、40～50歳未満を除くといずれの年齢でも「改善計」は 20%台から 30%台で、「非改善系」よりも多くなっています。

⑨ 施設や病院での生活（施設入所等のみ）

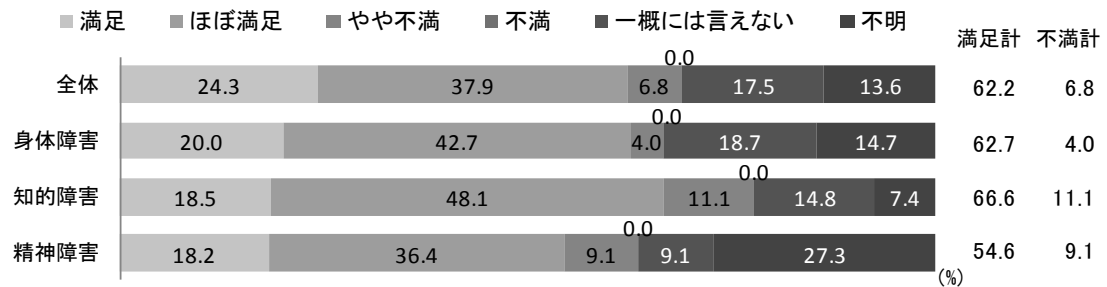
■入所・入院の期間



○全体では、「10年以上」という人が 28.2%と最も多くなっています。知的障害者では「10年以上」という人が 55.6%と過半数を占めています。精神障害者では「1年から3年未満」という人が 36.4%となっており、比較的多くなっています。

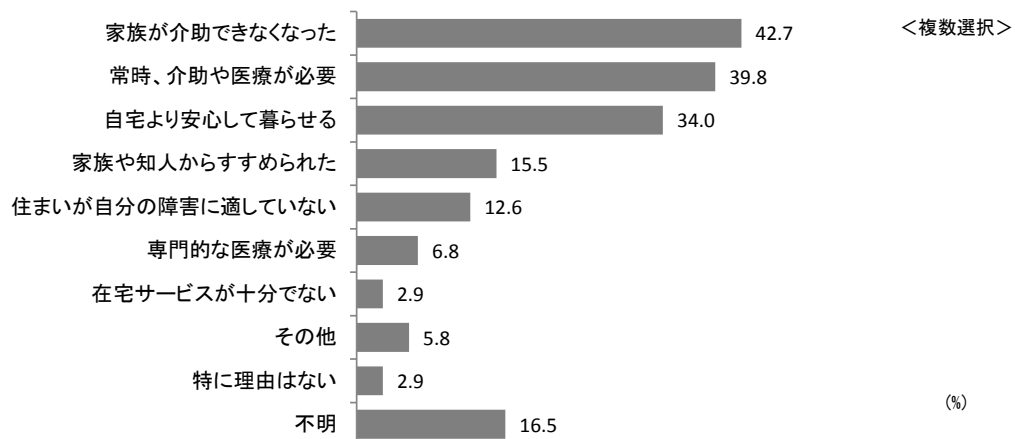
■施設や病院での生活の満足度

○全体では、「満足」24.3%、「ほぼ満足」37.9%で合計62.2%となっています。一方、「やや不満」6.8%、「不満」0.0%で合計6.8%となっています。3障害共満足計が多くなっています。

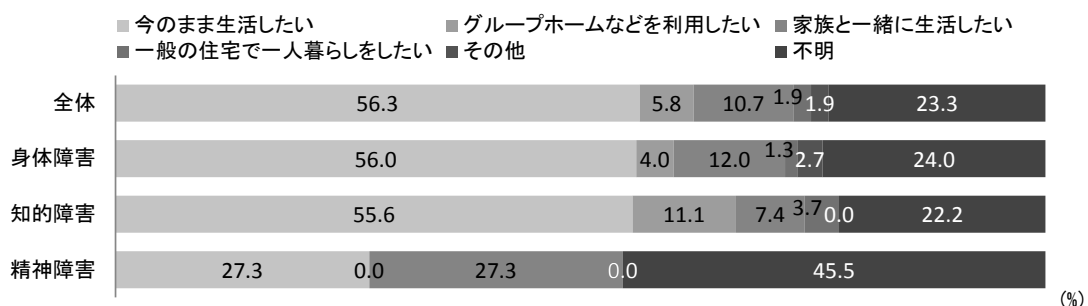


■施設入所・入院の理由

○全体では、「家族が介助できなくなった」が42.7%で最も多い理由となっています。次に、「常時、介助や医療が必要」で39.8%、などと続いています。



■将来(今後)の生活

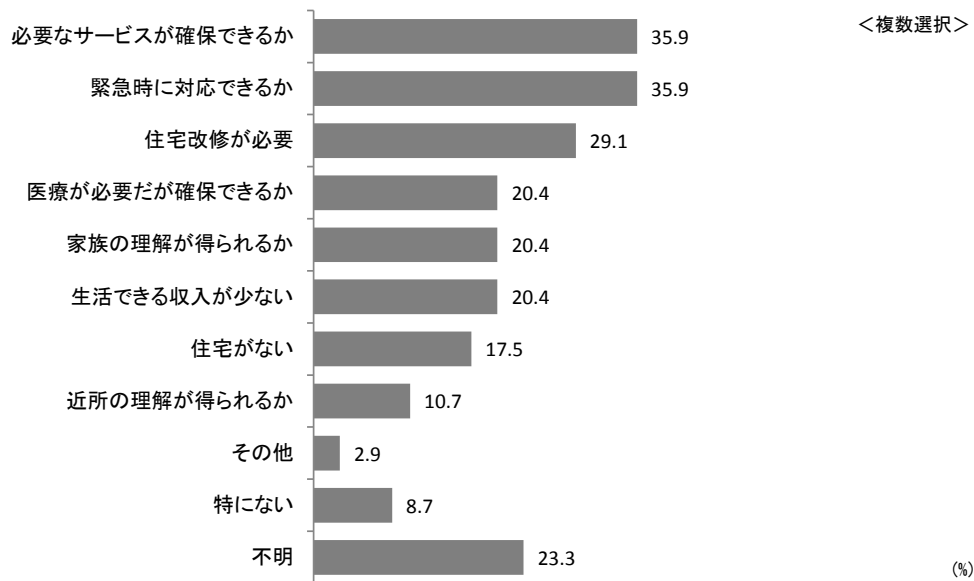


○「今のまま生活したい」は、全体では56.3%で最も多くなっており、身体障害者では56.0%、知的障害者では55.6%、精神障害者では27.3%となっています。

○「グループホームなどを利用したい」という人は、知的障害者では11.1%の人が挙げています。

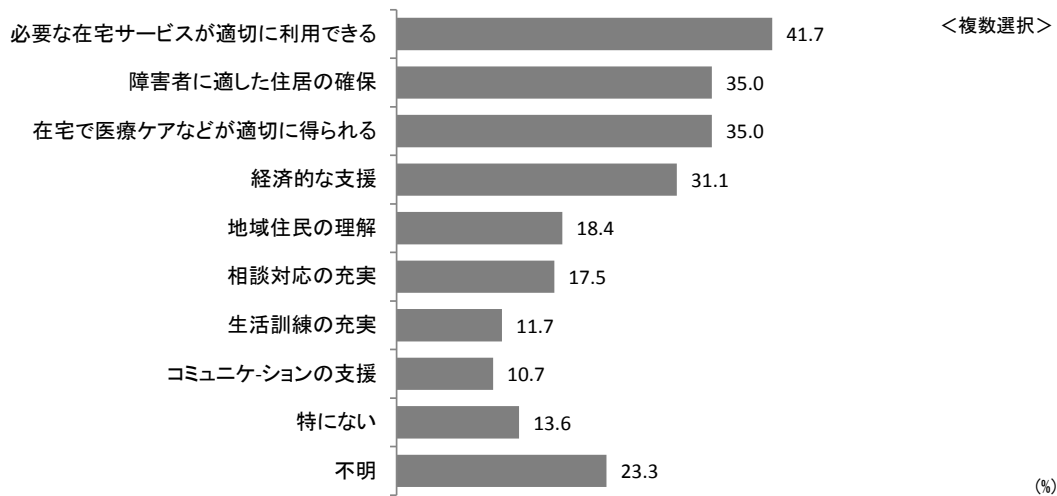
○精神障害者では「家族と一緒に生活したい」が27.3%となっています。

■ 自宅や地域での不安



○「必要なサービスが確保できるか」、「緊急時に対応できるか」が共に **35.9%**と最も多く、次に「住宅改修が必要」が **29.1%**と続いています。

■ 地域での生活支援



○「必要な在宅サービスが適切に利用できる」が **41.7%**、「障害者に適した住居の確保」、「在宅で医療ケアなどが適切に得られる」が共に **35.0%**などとなっています。

2 施設入所の状況

【施設入所支援の状況】

平成 26 年 12 月 1 日現在

施設の名称	所在地	人数	種別
ありすの杜	水戸市	1 人	身体
茨城県立あすなろの郷	水戸市	9 人	知的
さくら苑	土浦市	2 人	身体
尚恵学園成人寮	土浦市	2 人	知的
尚恵厚生園	土浦市	3 人	知的
しろがね苑	石岡市	4 人	知的
光風荘アネックス	石岡市	1 人	身体
大雅荘	石岡市	2 人	身体
はーとふる・ビレッジ	石岡市	2 人	知的
佐白の館	笠間市	3 人	知的
愛の里	笠間市	1 人	知的
ラ・フィーネつくば根	つくば市	2 人	知的
みもり園	つくば市	3 人	知的
つくば総合福祉センター	つくば市	1 人	身体
鹿島更生園援護寮	鹿嶋市	3 人	知的
菫授園	筑西市	2 人	身体
しらうめ荘	かすみがうら市	1 人	身体
しらゆり荘	かすみがうら市	2 人	身体
ほびき園	かすみがうら市	3 人	精神
真壁授産学園	桜川市	1 人	知的
上の原学園成人寮	桜川市	1 人	知的
神栖啓愛園	神栖市	1 人	知的
たまりメリーホーム	小美玉市	5 人	身体
あけぼの荘	小美玉市	4 人	知的
あいの家	茨城町	1 人	知的
幸の実園	東海村	1 人	知的
茨城東病院	東海村	1 人	身体
あじさい学園寮	八千代町	1 人	知的
群馬県立身体障害者リハビリテーションセンター	群馬県	1 人	身体

計 29 施設

【共同生活援助（グループホーム）】

平成 26 年 12 月 1 日現在

施設の名称	所在地	人数	種別
あすなろホーム	水戸市	2 人	知的
ぼだいじゅ	土浦市	2 人	知的
なでしこ	土浦市	1 人	知的
グループホームオアシス	土浦市	1 人	精神
しろがね苑	石岡市	1 人	知的
ケアホームヴィラ結城 1 号館	結城市	1 人	精神
あすなろ園	結城市	1 人	身体
渡辺福祉サポートセンター	笠間市	1 人	精神
グループホーム希望の峰	牛久市	1 人	知的・精神
鹿島育成園 生活支援センター	鹿嶋市	1 人	知的
ケアホームあんずの里	筑西市	1 人	知的
ハート荘・ハート荘 2	筑西市	1 人	精神
ピアしらとり	筑西市	2 人	知的
オーロラ	坂東市	1 人	知的
援護寮 悠々	稲敷市	1 人	精神
ひめりんご	かすみがうら市	1 人	身体・知的・精神
さくら	桜川市	1 人	知的
あけぼの里	小美玉市	1 人	知的
ケアホーム あいの家	茨城町	1 人	知的
ケアホーム レインボー	美浦村	1 人	知的
ピアレス V	栃木県	1 人	知的

計 21 施設

3 疾病別難病患者の状況

平成 26 年 12 月 1 日現在

疾患名	人数	疾患名	人数
1. ベーチェット病	7 人	29. 膿疱性乾癬	1 人
2. 多発性硬化症	6 人	30. 広範脊柱管狭窄症	0 人
3. 重症筋無力症	5 人	31. 原発性胆汁性肝硬変	8 人
4. 全身性エリテマトーデス	18 人	32. 重症急性膵炎	0 人
5. スモン	0 人	33. 特発性大腿骨頭壊死症	5 人
6. 再生不良性貧血	0 人	34. 混合性結合組織病	6 人
7. サルコイドーシス	8 人	35. 原発性免疫不全症候群	2 人
8. 筋萎縮性側索硬化症	5 人	36. 特発性間質性肺炎	4 人
9. 強皮症・皮膚筋炎及び多発性筋炎	10 人	37. 網膜色素変性症	3 人
10. 特発性血小板減少性紫斑病	5 人	38. プリオン病	0 人
11. 結節性動脈周囲炎	4 人	(1) クロイツフェルト・ヤコブ病	
12. 潰瘍性大腸炎	28 人	(2) ゲルスマン・ストロイスラー・シャインカー病	
13. 大動脈炎症候群	1 人	(3) 致死性家族性不眠症	
14. ビュルガー病	1 人	39. 原発性肺高血圧症	0 人
15. 天疱瘡	1 人	40. 神経線維腫症Ⅰ型/神経線維腫症Ⅱ型	3 人
16. 脊髄小脳変性症	5 人	41. 亜急性硬化性全脳炎	0 人
17. クローン病	10 人	42. バット・キアリ (Budd-chiari) 症候群	0 人
18. 難治性肝炎のうち劇症肝炎	0 人	43. 特発性慢性肺血栓塞栓症	0 人
19. 悪性関節リウマチ	0 人	44. ライソゾーム病	0 人
20. パーキンソン病関連疾患	21 人	(1) ライソゾーム病 (ファブリー病を除く)	
(1) 進行性核上性麻痺		(2) ライソゾーム病 (ファブリー病)	
(2) 大脳皮質基底核変性症		45. 副腎白質ジストロフィー	
(3) パーキンソン病		46. 家族性高コレステロール血症 (ホモ接合体)	0 人
21. アミロイドーシス	0 人	47. 脊髄性筋萎縮症	1 人
22. 後縦 (脊柱) 靱帯骨化症	13 人	48. 球脊椎性筋萎縮症	0 人
23. ハンチントン病	0 人	49. 慢性炎症性脱髄性多発神経炎	1 人
24. モヤモヤ病 (ウィリス動脈輪閉塞症)	3 人	50. 肥大型心筋症	0 人
25. ウェゲナー肉芽腫症	0 人	51. 拘束型心筋症	0 人
26. 特発性拡張型 (うっ血型) 心筋症	4 人	52. ミトコンドリア病	0 人
27. 他系統萎縮性	0 人	53. リンパ脈管筋腫症 (LAM)	0 人
(1) 線条体黒質変性症		54. 重症多形滲出性紅斑 (急性期)	0 人
(2) オリーブ橋小脳萎縮症		55. 黄色靱帯骨化症	1 人
(3) シャイ・ドレーガー症候群		56. 間脳下垂体機能障害	4 人
28. 表皮水泡症	0 人	合計	194 人

4 計画策定委員会

1. 【設置要項】

平成 17 年 3 月 28 日
訓令第 58 号

(設置)

第 1 条 この訓令は、かすみがうら市障害者計画及び障害福祉計画(以下「障害者福祉計画」という。))について、調査・研究し計画の立案を行うためかすみがうら市障害者計画及び障害福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。))を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次の事項について調査検討を行う。

- (1) 障害者福祉計画の立案に関すること。
- (2) 障害者福祉計画策定に関する調査及び連絡調整に関すること。
- (3) その他障害者福祉計画策定に関し必要な事項

(組織)

第 3 条 委員会の委員(以下「委員」という。))は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市議会の議員
- (3) 民生委員児童委員
- (4) 福祉施設及び福祉団体の代表
- (5) 障害者の代表(家族を含む。)
- (6) 副市長
- (7) 市の関係職員

2 委員の任期は、委嘱し、又は任命した日から計画策定に係る事項の協議が終了したときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、議事その他会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会は、委員長が必要に応じ招集するものとする。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(関係課の協力)

第 6 条 委員会は、必要に応じて関係課の協力を求めるものとし、関係課は、委員会の事務が円滑に処理できるよう資料の提出その他必要な協力をするものとする。

(調査検討委員会)

第 7 条 委員会には、専門の調査検討をするため、調査検討委員会を置くことができる。

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、保健福祉部社会福祉課において処理する。

(その他)

第 9 条 この訓令に定めるもののほか、委員会に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成 17 年 3 月 28 日から施行する。

附 則(平成 18 年 3 月 28 日訓令第 43 号)

この訓令は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 6 月 15 日訓令第 57 号)

この訓令は、平成 18 年 6 月 15 日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 27 日訓令第 6 号)抄

(施行期日)

1 この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

2. 【策定委員名簿】

	氏 名	所属・役職等	備考
1	山本 哲也	つくば国際大学産業社会学部社会福祉学科准教授	委員長
2	鈴木 庄一	茨城県立土浦特別支援学校教諭	
3	佐藤 文雄	市議会議員	
4	久保田 敏雄	市民生委員児童委員連合会会長	
5	伊藤 禎子	社会福祉法人川惣会 しらうめ荘施設長	
6	長谷川 浅美	社会福祉法人白銀会理事長	
7	海崎 真知子	社会福祉法人明清会 ほびき園サービス管理責任者	副委員長
8	岡田 三枝子	NPO法人いぶき けやきの家施設長	
9	岩瀬 友子	市社会福祉協議会事務局次長	
10	吉川 賢治	社会福祉法人尚恵学園 ぼだいじゅ管理者	
11	渡邊 祥子	NPO法人メロディハウス代表	
12	田中 久江	市手をつなぐ育成会会長	
13	仲澤 朋子	社会福祉法人聖朋会 サンシャインつくば	
14	木村 和弘	社会福祉法人廣山会 プルミエールひたち野	
15	根目沢 浩幸	茨城県手をつなぐ育成会理事	
16	井坂 節子	市身体障害者相談員	

